人道研究ジャーナル　2021　――第10号　目次――

【特別寄稿】わが赤十字の旅路―守り伝える責任の重さ　……マイケル・メイヤー　6

特集1：核兵器禁止条約発効

核兵器禁止条約が発効――「核なき世界」へ向け新たなステージへ　……20

赤十字はなぜ沈黙しないのか　……24

核兵器は〝必要悪〟か――核兵器の意味を巡る不毛な議論　……マグナス・ロボル　26

特集2：戦争と人道

【第二次世界大戦ドキュメント】洋上の敵兵救助――駆逐艦『雷』の人道秘話　……惠　隆之介　33

ドラゼン・エルデモビッチ――スレブレニツァの虐殺におけるある兵士のあゆみ　……齊藤彰彦　47

戦場医療の進歩――古代からテロとの戦争まで　……藤野　毅　62

人道支援としての国際平和協力活動――求められる官、民、軍の相互理解と連携　……長田英一郎　71

◆トップインタビュー◆田中康夫国際部長に聞く：世界の人々から「救うを託される」日赤に

――ステップアップする日本赤十字社の国際活動　……85

◆論　考：イスラム世界と赤十字の共生――多元国家インドネシアとパンチャシラの視点から　……井上忠男　99

特集3：東日本大震災10年

【総括】東日本大震災から10年

赤十字の復興支援事業のこれまで――内外から四、八〇〇億円の救援・義援金、事業の九九％を終了　……112

自衛隊の災害派遣活動の特性と関係機関との連携について――東日本大震災等の体験を中心に　……磯部晃一　124

大震災の経験を活かし、大学を拠点に地域防災プログラムを展開　……及川真一　138

◆投　稿：日本における赤十字の理念と国際人道法の普及――何を、どう伝えるのか　……森　正尚　151

：佐野常民、大給恒の生きた時代を考える――時代の息づかいを感じながら　……池上健二　164

◆調査報告：戦時救護の記録　加藤きんの救護活動　……新沼　剛　176

英文原稿：An unnecessary evil: the discursive battle over the meaning of nuclear weapons　……Magnus Løvold　192

（「核兵器は〝必要悪〟か――核兵器の意味を巡る不毛な議論」原文）

：My Red Cross and Red Crescent journey: The importance of stewardship　……Michael Meyer　203

（「わが赤十字の旅路――守り伝える責任の重さ」原文）

編集後記　……204

特別寄稿　2019年アンリー・デュナン記章受章を記念して

わが赤十字の旅路
――守り伝える責任の重さ

マイケル・メイヤー
英国赤十字社国際法務部長

【筆者プロフィール】
マイケル・メイヤー氏は、現職の英国赤十字社国際法務部長であり法律家でもある。四〇年に渡り第一線で活躍し続ける生粋の赤十字人であり、国際人道法の普及に永年貢献した功績により、二〇一九年一二月、国際赤十字最高の栄誉であるアンリー・デュナン記章を受章した。本稿は、赤十字と共に歩んできた筆者の半生を振り返りながら、英国赤十字の国際人道法への取り組みと赤十字への熱き思いを本誌のために綴った手記である。

公益――コミュニティーに根ざす

私はカリフォルニアのロサンゼルスで育った。父は芸能界の仕事をしており、母の親族も映画関係の仕事をしていた。母は（最年長の私を含めて）四人の子どもを育てただけでなく、女性の政界進出や民主党の政治活動にも活発に関わっていた。両親はいつも、他者を考え社会に奉仕するように

と私たち子どもに言い聞かせた。私は、若い頃から他の多くの人々よりも幸運だという自覚があり、自分より恵まれない人々を助けたい思いが強かった。

まだ幼い時分から、私は歴代のアメリカ大統領と公益活動に携わる人々にとても興味があった。ウィンストン・チャーチルやマリー・キュリー、アルベルト・シュヴァイツァー、ジョージ・ワシントン・カーヴァーなど、様々なかたちで社会や世界に貢献した人々の伝記を読み漁った。

私は、ジョン・F・ケネディーの「国家が自分に何をしてくれるかではなく、自分が国家のために何ができるか」、そして、我々が共に世界に対して何ができるかを問いなさい、という奉仕への呼びかけに触発された世代である。後にその同じ思いは、弟のロバート・ケネディーの「人は現状を見て、なぜと尋ねる。私はいままでにないことを夢見て、そうならないはずはないと問う」という言葉に反映された。当時私は十代後半で、大統領選でロバート・ケネディーを熱烈に支持し、アメリカの公民権運動にのめりこんでいた。多感な時期を一九六〇年代のアメリカで過ごしたその経験が、私の人生に色濃く影響を及ぼしている。

大学では、様々なかたちの社会奉仕に関わった。私が通ったイェール大学は、創立以来、大学教育の主要な目的として公益活動を位置づけていた。学部生であった間に、私はいろいろな公益活動に従事した。また、私は政治にも常に強い関心を抱いていた。イェール大学では学内政治に積極的に関わり、四年生のときには学生自治会書記局を任された。当時この役目は、主導的立場の学生が担うものだった。

進むべき道の不確かさ

イェール大学での学内政治に関わることで、政治では、必ずしも自分の気が進まない事柄にも取り組まなければならないことがわかってきた。それは自分にうそをつくという意味ではないが、本当は自分らしくないと感じるような事柄にも手を染めることである。また、カリフォルニアで民主党の政治活動に関わる母の姿から、私から見れば立派な活動をしていると思うような人物であっても、政界に入れば、人生の様々な場面で妥協を強いられることに気づいた。そのせいで、イェール大学を卒業する頃には、初のユダヤ人大統領になりたいと子どものときからずっと思い続けてきた私の野心は、すっかり色あせていたのだった。

イェール大学を卒業した私は、何をしようかと考えあぐねながら英国に渡った。そのときまで、私は政治家になる

ことが公益活動だと思っていた。市場調査会社で一年間働いた後、ケンブリッジ大学トリニティー・ホールで法学専攻の大学院生になった。大学院では、自分が国際公法に興味があることに気づき、二年目にジュネーヴ諸条約を含む武力紛争法を研究した。そのときに初めて、赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）とジュネーヴ諸条約におけるその役割について学んだのである。

私は国際連合や国連機関にも興味があり、ユネスコで世界各国から来た大学生たちと共に、二週間のサマー・スクールに参加する機会を得た。これは非常に興味深いものだった。しかし、私には国連もまたあまりに政治色が強く、私が苦手に感じるような妥協を強いる存在に思えたので、結局政界でキャリアを積むという夢は諦めることにしたのだった。

ケンブリッジ大学で法学修士（LL・B、現在のLL・M）課程を修めた後、私は再びケンブリッジ大学で国際関係学の修士号（MPhil）も得た。その修士論文では、「法と緊急時の災害救援組織」を研究テーマに選んだ。そこにはもちろん、国際赤十字・赤新月運動の役割に関する研究も含まれていた。

忘れえぬ指導教官

ケンブリッジ大学ダウニング・カレッジで、私はクライヴ・パリーという非常に頭脳明晰だがとても変わり者の研究指導教官に師事した。ある日、私を指導している最中（私の研究について議論していたとき）に、唐突に彼は椅子から立ちあがると私を指さした。私を「マイキー」（これまで彼を除いて誰からもそう呼ばれたことは一度もないのだが！）と呼び、そして、「マイキー、君は赤十字の人だ」と言ったのだ。突然のことにぎょっとして私は「何ですって？」と聞き返した。その一言は、青天の霹靂だった。パリー教授は「君は赤十字人だから、赤十字で働くべきだ」と繰り返した。驚いて彼を見つめたまま、私は何がなんだかわからず「そうですか」と答えた。赤十字で働くなど、それ以前には考えたことすらなかった。それには、赤十字に対する私の母の否定的な態度が多少影響していた。

親の影響

母と祖母は、第二次世界大戦中のロサンゼルスで米国赤

十字社のボランティア看護師の補佐役として働いた。赤十字のユニフォームに身を包んだ二人がいっしょに写っている写真は、いまも私の大切な宝物の一つである。だが、ホロコーストでＩＣＲＣが行ったことと行わなかったことのせいで、母はかなりの「アンチ・赤十字」でもあった。そんな経緯もあって、それまで私は赤十字で働こうなどとは微塵も考えたことがなかったのだ。しかしながら、武力紛争法（現在、国際人道法（ＩＨＬ）と一般的に呼ばれる）とＩＣＲＣの特殊な役割について研究したことで、私は赤十字という組織に非常に好感を抱いていた。私はまた、第二次世界大戦についての膨大な文献を読んでいたし、戦時中のＩＣＲＣの考え方を理解できていたと思う。当時はいまとは異なる思考が必要とされる、まったく次元の違う世界だったのだ。しかも恐るべき当時の歴史において、ＩＣＲＣだけがもっと何がしかをなし得る唯一の組織だったわけではない。歴史の教訓を忘れてはならないが、しかしそれは過去の別世界でのことであり、いまは先を見据えて前進すべきだと私は考えたのだった。私にとって、ＩＣＲＣで働けるのは素晴らしいことに思えたのである。

幼い頃から、私はいつも「なぜ？」を連発する子どもだった。それは決して異を唱えるためではなく、ただ単に理解するためだった。たとえば、両親がなぜ私にある種の行動をしなさいと言いつけるのか、両親がなぜある特定の意見を持っているのか、そんなことを納得するためだった。必ずしもいつも両親を喜ばせることにはならなかったものの、私には私なりの考えがあったのだ。同時に、私はとても従順な幼年時代と思春期を過ごしたと思っている。私が親にたてついたのは理知的なものであって、他の方法では決して反抗しなかったからだ。

私を助け、触発した人々

パリー教授は、ジェラルド・ドレイパー大佐教授と呼ばれる人物と知り合いだった。当時、ドレイパー教授は英国における国際人道法の第一人者で、ときには顧問として英国赤十字社を手伝ったりもしていた。この人もかなり変わった人物だった。パリー教授は、私がＩＣＲＣで職にありつけるように口をきいてくれないかと電話で頼んでくれた。だが、その時点では私がアメリカ国籍だったので不可能だった。ＩＣＲＣは当時、まずはスイス人でなければ入ることのできない組織だったのだ。

パリー教授は、「わかった、たまたま英国赤十字社にブ

ライアン・ホジソンという知り合いがいるんだ」と言って動いてくれた。ホジソン氏は、英国赤十字社の国際部の部長から社長になった人だった。社長職を退いた後には、まさに老練なアドバイザーとして英国赤十字社の相談役に就いた。英国赤十字社に入る前は、かつてのタンガニーカで東アフリカの植民地民政官をしていた。オックスフォード大学とケンブリッジ大学を出ており、その世代の典型的な上位中流階級（アッパー・ミドル・クラス）の英国紳士で、内面から醸し出される品格、清廉潔白な誠実さ、礼儀正しい物腰――その何もかもが、少なくとも私には完璧に思えた。

パリー教授の計らいで、災害救援に関する自分の修士論文についてブライアン・ホジソン氏と話すために英国赤十字社を訪ねることになり、当時ロンドンのグロヴナー・クレセント通りにあった事務所へ向かった。ホジソン氏に面会し、赤十字運動へ傾ける彼の情熱に感銘を受け、赤十字に興味津々だった私はますますその虜になった。彼は私に英国赤十字社について、海外支部のことや赤十字運動と英国赤十字社の歴史、災害救援における赤十字の活動や基本原則のことを語ってくれた。そして当時の英国赤十字社のハンドブックをくれたので、ケンブリッジ大学に戻って読んだ。冊子には、英国赤十字社の職員に向けて「赤十字の仕事は単なる職務ではなく天職である」と書かれていた。これだと思った。ついに私は自分の居場所を見つけたのだ。赤十字で働きたいと思った瞬間だった。

初めはボランティアから

こうして私は赤十字人としての第一歩を踏み出した。ブライアン・ホジソン氏に会ってすぐに、私はケンブリッジ大学からの赤十字ボランティアになった。その頃、英国赤十字社は、ジュネーヴ諸条約のまさに最初の普及事業を立ち上げようとしていた。目的はジュネーヴ諸条約の知識を深めて理解を広めることにあり、その直後に一九七七年のジュネーヴ諸条約の二つの追加議定書が採択された。追加議定書の外交会議で各国政府は、各国赤十字社がそろってその普及に努めること、つまり、諸条約の教育活動を行うことを決定していた。それを受けて、英国赤十字社は専従部隊を立ち上げ、英国国民に向けたジュネーヴ諸条約の規定に関する冊子の製作に着手した。私はその冊子の草稿に目を通して意見するように求められたのだった。

それからおよそ一年後の一九八一年、ワルシャワでポーランド赤十字社とＩＣＲＣが史上初めて共催する国際人道法の夏季コースに、英国赤十字社からも参加者を送るようにと要請があり、私に声がかかった。私は喜び勇んで参加し、素晴らしい経験をした。その頃はポーランドの「連帯」の時期で、戒厳令が出される直前だった。その夏季コースには、東欧や西欧からの若者たちが一堂に会した。さらにその一年後の一九八二年八月九日、私は英国赤十字社の本社職員に採用された。

最初の課題と任務

私の最初の肩書は、英国赤十字長期戦略研究員だった。この仕事では、調査や執筆を行い、かなり年上のボランティアや職員らとの会議をこなした。一九八三年の二月頃に、法務・委員会活動部の職員として終身雇用契約をもらった。研究員になったばかりの頃、私は身辺調査をされていると感じていた。この職務に私が向いていないと思われたのだろう。最初の上司からは、私に法務の仕事が務まるかどうかわからないと言われた。それは私の吃音のせいでもあった。電話で仕事をしなければならなかったからだ。おまけに私は英国人ではなかったので、英国外務省が私に胸襟を開いてくれるかどうかもわからなかった。そのときはもう三〇歳に近かったのだが、年上の先輩職員はしょっちゅう私をひよっこ呼ばわりした。私は若く、そして、ユダヤ人で、英国赤十字社にユダヤ人職員はあまりおらず、当人たちがそれをわざわざ口に出すこともなかった。

私は第二次世界大戦後の英国赤十字社が初めて抱えた法律家だった。英国赤十字社で実際に職員として法律家が必要なのか、本社内で結論は出ていなかった。これは一九八〇年代初頭の話である。しかし幸運にも機会をもらった私は、法務の仕事をやりこなしてみせた。一九八三年から一九八五年は、契約や財産管理、英国赤十字社の海外支部がその国の独立した赤十字社になる際の立法や規約草案への助言などの業務をした。また議事録を作成したり、規則についてアドバイスしたりといった総務の仕事にも関わった。この時期に行った仕事は、自分の業務の基礎訓練としてとても役に立った。一九八五年、私は法務・委員会活動部の部長に昇進した。財産や保険を管理する信託担当責任者と、当時の中央登録部と図書館の責任者の役目も引き受けた。これは前述の財産管理や海外支部への助言、総務関連の業務などに上乗せされたもので、こうした仕事に一九八五年から一九九二年まで携わった。

しかし、私がやりたかったのは国際人道法

事業体としての赤十字の運営には法務や総務の仕事はもちろん重要であるが、赤十字のために働きたいと私を駆り立てたのは、そうした仕事ではなかった。私の興味は、ジュネーヴ諸条約と国際業務だった。加えて、赤十字の基本原則と、各国赤十字社の補助的役割を始めとする国内外で赤十字が持つあらゆる特性も、私を絶えず駆り立ててきた原動力なのである。一九九二年、私は国内業務を離れて国際人道法に専念することができるようになった。国際人道法や国際的な規則および政策への助言を行い、国際人道法の研修を企画することができるようになったのである。こうして今日に至るまで、私は国際法務部部長としてこの仕事を続けてきている。

国際法務部は拡大し、その権限や担当分野も進化してきたので、私がやっていることは、厳密には二八年前にやっていたことと同じではない。私の役割は著しく多様化してあらゆる物事に関わるようになった。特定の問題ではなく、とても幅広い事柄に対する助言を求められるので、ときどき私は、自分が誰でも診る町医者のようだなと思うこともある。しかし、それがこの仕事を永年にわたって興味深いものにし、だからこそ続けられるのだ。ただ、もし自分の専門分野を一つ挙げるとするならば、それは赤十字標章に関する分野である。

これまで私は、数多くの公式会議をはじめ、各国赤十字社、ＩＣＲＣ、国際赤十字・赤新月社連盟（ＩＦＲＣ）の法律顧問の方々との会議に同席する光栄に浴してきた。私は欧州連合（ＥＵ）やＥＵ加盟候補国、欧州自由貿易連合（ＥＦＴＡ）諸国の法律顧問らの非公式なネットワークを立ち上げる小部会の一員となり、そこで議長を一〇年以上務めた。私はまた、アフリカやアジア・太平洋地域でも同様の地域ネットワークの立ち上げを手助けしたが、これらの仕事は非常にやりがいのある経験であった。

さらに私はＩＣＲＣの職員のみなさんと力を合わせて、ジュネーヴ諸条約の改訂版コメンタリーや慣習国際人道法データベース、国際人道法の履行強化の仕事にも携わってきた。赤十字標章の問題やその他の事案においても私たちは協働した。こういった仕事も非常に楽しいものであり、ＩＣＲＣのみなさんのプロ意識、その専門的知見と息の長い取り組み姿勢を私は高く評価している。

政府および軍との交流

そもそも私が英国赤十字社で働くことに魅力を感じ、これまで特に重要視してきたことの一つに、英国赤十字社の持つ特別な補助的役割がある。このことで私も英国赤十字社も、人道分野で、そして特に私にとっては国際人道法とその関連分野で公的機関を支援するという公益事業に携わる機会を得たのだ。英国政府や軍に所属する公務員や法律顧問らと共にした仕事は、実に充実したものであった。この永年の仕事を通じて、私は彼らの思いに貢献できたと信じているし、もちろん私の考えも彼らの見識や経験の影響を受けてきたと思う。私たちはとてもオープンで信頼しあえる関係にあり、彼らは守秘義務を意識しつつも、私には相談ができると感じてくれただろう。英国政府の政策や国際人道法に対する考え方について、永年に渡って貢献できたことは貴重な経験であった。さらに、私が英国赤十字社で長く仕事をしているという事実も役立ち、そのおかげで継続的な関係性を築くことができた。ありがたいことに、政府高官の中には別の仕事への異動後にも私との交流を続けてくれる人たちがいる。そのような方々と外務省やどこかでばったり再会するのも嬉しいことだ。

国際人道法での協力関係によって、英国赤十字社は、英国政府にとって価値ある存在であることを示すことができたと考える。これには、赤十字標章の保護や研修実施への協力、赤十字・赤新月国際会議や外交会議の共催、国内における国際人道法の履行の進捗に関する自主報告書の作成での支援などの私たち赤十字の仕事が挙げられる。私たちの持つ専門性、中立性、補助的機能によって、私たち赤十字はずっと影響力を保持してきたのである。

現状の課題

私が英国赤十字社に入ったばかりの頃は、赤十字の職員たちは、軍への医療サービスといった英国政府や公的機関に対する赤十字社の補助的役割をよく理解し誇りに思っていた。そのことは英国赤十字社のハンドブックやその他の出版物にも載っていた。しかし、長い年月を経るうちに、いまの英国赤十字社のボランティアや職員には、この特別な補助的役割という特徴への理解がかなり薄れてきている。私からすれば、これは本当にもったいないことである。

ある意味で当然かもしれないが、英国赤十字社の上層部

には、独自の方法で赤十字が何たるかを世間に知らしめるより、他の慈善団体や組織と歩調を合わせることに重きを置こうとする傾向があることは否めない。だが、私の役目のせいもあろうが、私はその特性をしっかりと守り、前面に押し出したいと思うのである。現在の上層部は、赤十字の特性を必ずしも都合のいい特長とは捉えていないのだと思う。たとえば、折に触れて上層部は、赤十字標章が意味する中立や保護の特別な表象としての重要性を考慮に入れずに、赤十字標章を英国赤十字社の独自のロゴマークのように使おうとすることがある。いかなる組織も、時々刻々と変化する世の中の趨勢に対応しなければならないことは私も十分に承知している。しかしながら、時勢に流されない、実際に組織の核となる確かな価値観があると私は考えており、私にとっては、それらを守ることが重要なのだ。

私は赤十字の補助的役割を通じて仕事をするという、実にすばらしい機会に恵まれてきた。そして、英国赤十字社の他の部署でも、もしその補助的役割について熟考し、その活用に留意しさえすれば、さらに大きなチャンスを手にできるはずだと思うのである。これまで私は赤十字の部外者の人々からこんなことを言われてきた。英国赤十字社はなぜ他の慈善団体と同じような動きをし、世論におもねる活動をするのか。赤十字には独自の立ち位置があるのだから、他にはないセールスポイントでキャンペーンを張り、それを最大限に利用すべきであって、その辺のNGOの受け皿のようになろうとする理由はないのではないか、と。

前向きに考えるならば、英国赤十字社はこれからも赤十字の基本原則にこだわり続けていくと私は思う。たとえ、時としてその解釈に疑義が差し挟まれることがあるにしても、である。私は古き良き時代を懐かしむタイプの人間ではないが、人生においてよくそうであるように、ここにはバランス感覚が必要とされる。それは、特別であることの意味とその不朽の価値を維持しながらも、絶えず変化する状況に適応していくことである。

国際人道法の妥当性

私はこれまで英国赤十字社で働きながら、国際人道法の妥当性を疑問視したことはただの一度もない。そのわけは、英国軍が海外での軍事作戦を継続していることにも関係する。また、国際人道法についてではないにせよ、「厄介事（トラブルズ）」と呼ばれる北アイルランド紛争の間には作戦遂行上の助言を求められたこともある。

一九八二年のフォークランド／マルビナス諸島紛争以降、国際人道法は考慮に加えるべき重要な要素としてますます認識されるようになった。その結果、国際人道法（英国軍では武力紛争法と呼ばれる）についての研修のあり方も改善された。

こうした国際人道法に対する関心の高まりは、英国国際法・比較法研究所の主催による検討部会の開催という事実でも裏付けられた。一九八五年から一九九三年にかけて、英国赤十字社からの支援を受けたこの部会は、一九四九年のジュネーヴ諸条約に対する一九七七年の二つの追加議定書、および、一九八〇年の特定通常兵器使用禁止制限条約とその議定書によって明らかになった国際人道法の優位点と問題点についての検討を行った。この検討部会における議論の成果は、英国政府のこれらの条約に関する審議とその最終的な批准に貢献したのである。

軍事作戦に関連する法整備への関心は、一九八八年の「軍法および戦時国際法国際学会英国分科会」の創設にもつながった。英国赤十字社は、この「英国分科会」に発足当初から積極的に関わってきた。

さらに一九九一年の湾岸戦争においても国際人道法の重要性に注目が集まった。軍の法律家たちが作戦の立案に関与する度合いが著しく高まり、多国籍軍では国際人道法の履行確保に向けて注意が喚起された。私自身も、武力紛争中や紛争後における捕虜の問題について実際的な助言や支援を行った。

また、一九九〇年代の旧ユーゴスラビア紛争の経験や、それ以降のアフガニスタンその他の諸国における英国軍の軍事作戦の経験は、二〇〇三年、英国陸軍法務部によって作戦法規部が創設される流れへとつながった。このことから、助言や研修のあり方を含む国際人道法の焦点がはっきりしたのである。作戦法規部は、指令機能を有す本部と訓練を受けた派遣要員の部隊で編成されている。

良好な協力関係

英国軍法務部は、様々な対象者に国際人道法の周知と理解を促進するために英国赤十字社と協働することに当初から前向きである。英国外務省の法律顧問も同様に、英国赤十字社の行う国際人道法の普及活動に関して非常に協力的である。

英国赤十字社は国際人道法の普及活動の一環として、新米記者、新人公務員や医療職者向けの短期研修コースを実

施している。さらに、一九九一年の湾岸戦争や、ジュネーヴ諸条約と追加議定書の記念などの重要な出来事に合わせてセミナーや会議を開催したり、対人地雷や核兵器不拡散条約再検討会議の準備委員会に先立つ民間団体の代表者への概要説明（ブリーフィング）といった具体的な問題についてのセミナーや会議を開催したりしてきた。また、英国赤十字社は、隔年で国際人道法の夏季コースも実施している。

一九八〇年代半ばから一九九〇年代の終わりにかけて、英国赤十字社には国際人道法の普及活動について助言を行う独自の委員会があった。この社内委員会には、英国陸軍法務部の法律顧問や国際人道法の研究者らも参加していた。さらに一九九九年、英国赤十字社の国際人道法活動は、英国外務・英連邦省の官僚が議長と書記を務める国際人道法国内委員会を英国政府が立ち上げたことで大きく強化された。これは国際人道法に対する英国の取り組み姿勢を鮮明にするものであり、委員会にはすべての関係省庁や英国軍法務部（陸海空）の代表者が名を連ねている。英国国際人道法国内委員会は、国際人道法のハブ機関として引き続き機能し、国際人道法の促進、普及、履行の推進に弾みをつける存在である。また必要に応じ、委員会は国際人道法の強化および発展へ向けて課題となる分野についての検討も行う。

国際人道法関連条約の批准――好機を逃さずに

私が英国赤十字社に奉職してからこれまでの間に、英国はほぼすべての主要な国際人道法関連条約の当事国となった。これには、政府の議題（アジェンダ）として案件を提起し続けながら、進展させる好機が訪れるのを忍耐強く待つ必要があった。最近の事例としては、武力紛争時の文化財保護に関する一九五四年のハーグ条約とその二つの議定書に対する英国の批准がある。英国赤十字社は、数年に渡ってこの案件を英国国際人道法国内委員会の議題に挙げ続けた。一方で、連続する二度の赤十字・赤新月国際会議の場で、英国赤十字社はこの問題に関して二つの誓約を結んだ。二〇一六年、シリアのイスラム国（ダーイシュ）による文化財破壊が、ハーグ条約とその議定書の批准を決める最後の一押しとなったが、それに先立って行ってきた準備が功を奏し、英国政府には条約の批准へ向けた手はずがすべて整っていたのである。

条約の批准や加入に際し、批准や加入（または履行）のための国内立法を必要とする場面には、法案の起草や立法支援という別の形で、私はたびたび国内立法にも関わることができた。

さらに私は、国際人道法に対して党派を超えた支持が得られたことも常に心強く感じてきた。今日まで、国際人道法は比較的中立な法体系とみなされている。このことは、党利党略で動く国会議員らによって、（あたかも）「政治フットボール」のように政治的駆け引きの材料に使われてきた人権規範の類とは対照的である。

中立性に加え、国際人道法が――理想的すぎたり複雑すぎたりせず――戦場での信頼に足る処方箋として保持されることもまた重要である。それは兵士が常に遵守できるものでなければならない。遵守されるためには、国際人道法は現実的でなければならない。一部のNGOは、対人地雷からクラスター爆弾、さらにその他の兵器まで、あらゆる兵器の全面使用禁止を望むがために、永年に渡って苦労を重ねている。そうした活動への努力は有意義かもしれないが、しかし、気をつけなくてはならない。人道的考慮と軍縮を進めることと、現実的な規制と分裂回避を進めることとの間にはバランスが必要なのである。

私がずっと赤十字と国際人道法に魅了されてきた理由の一つは、それが行動規範であり達成可能であることだ。職務上、常に私は現実主義者であることに徹し、努めて人道的目標の達成に最良の方法を検討したいと願ってきた。したがって、英国で説得力があり達成可能なことだからといって、他でも同様に通用するとは限らないのである。

単一の源泉としての赤十字・赤新月運動

私にとって赤十字でのもう一つの重要な出来事は、イスラエルとパレスチナの組織を赤十字・赤新月運動の一員に加え、国際赤十字・赤新月社連盟への加盟を実現させる仕事に関われたことである。私はずっと中東に関心があったので、この重要な仕事に微力ながらも貢献できたことを、とても光栄に思っている。

冒頭で、一九六〇年代のアメリカで育ったという私の経験からこの話を始めたが、その当時は、混乱と分断の時代であった。私は、それ以来ずっと、諸国と諸国民を結束させるものとしての国際赤十字・赤新月運動の重要性を確信している。赤十字は国際人道システムの一翼を担い、また、多くの国々では国家機構の一部でもある。赤十字の中立、補助的立場やその役割といった独自の特性によって、私たちは唯一無二の存在であるのだ。赤十字はすべての人々の

ために存在し、すべての人々に門戸を開いている。赤十字は、出自やその他の要因に左右されることなく、私たちの助けを必要とする人々であれば誰にでも手を差し伸べたいと望んでいる。

おわりに

振り返ってみると、私には自分の赤十字の仕事で大事にしてきた三つの思いがある。一つは、赤十字の独自性と役割が持つ価値、もう一つは、長期的展望と堅忍の大切さ、そして最後に、協力することの意義である。

赤十字・赤新月運動は他に類のないものである。私たち赤十字独自の特性は、何ものにも代えがたい。それらを活用することで武力紛争や災害、その他の緊急事態に晒される人々を救い、また社会で最も弱い立場にある人々に救いの手を差し伸べ、私たちは実際に役立つ人道主義者となることができるのである。さらに、長期的視野を持ち、忍耐強くあることもまた非常に重要である。私が赤十字運動にこの身を委ねてきた間に、赤十字は実に多くのことを成し遂げてきた。そこでは、明確な展望と忍耐力を兼ね備え、好機の到来に即応するための準備を怠らないことが大切なのだ。

おわりに、数あるグローバルな課題の中でもとりわけ、気候危機(climate crisis)と新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的大流行は、人類に共通の脆弱性があることを気づかせ、共に力を合わせて解決策を見出す必要があることを明らかにした。私はICRCやIFRC、常置委員会の同僚や世界各国の赤十字社のメンバーと協力し合うことから多大な恩恵を受けてきた。私はまた、政府や軍の法律顧問や官僚らと共に働く機会にも恵まれた。そこでは人道の目標が共有され、同時に公益事業に傾ける同じ精神が共有されている。つまり、誰が得をするかに腐心するのではなく、共通目標の達成を主眼とすることに専心すれば、必ずやその多くは成就するはずなのである。

二〇一九年一二月のアンリー・デュナン記章の授章式のあいさつで、私は「赤十字・赤新月と国際人道法は希望であり、単一であり、われわれ共通の人道である」と述べた。私にとって天職と思える赤十字の仕事に巡り合えたことと、それを理解し支えてくれる妻と娘たちがいてくれることは、この上ない幸せだと感じている。

二〇二〇年、英国赤十字社は創設一五〇周年を迎えた。ICRCや他国の赤十字社にはさらに古く長い歴史がある。

赤十字・赤新月は、現在の私たちよりもずっと以前からこの世に存在し、そして当然のことながら、我々の世代の後にも将来に渡って連綿と続いていくであろう。これほどまでに尊敬を集め重要な機関である赤十字に働く人間であれば、それを守って継承していく担い手としての責任の重さを感じずにはいられない。私のようにその一員として英国赤十字社で働き、赤十字運動全般に関わることはチャンスであり、特権であり、果たすべき責任である。そして、最後まで勤め上げて自分の時代の終焉に際し、後進へと引き継ぐことになるのだが、そのときには自分が納得いく方法でそれを手渡したいと望むだろう。だがそれは、自分の所有物にはなりえない。そうではなく、赤十字・赤新月運動とその理念が万人の共有財産であることを自覚することによって初めて、その人間は赤十字の一員としての恩恵に浴し、その責任の重さを噛みしめることになるのである。

これまで私に赤十字で働く機会を与えてくれた英国赤十字社を始め、世界中の赤十字関係者諸氏に感謝の意を表したいと思う。昨年の授章式でも述べたことであるが、私たちが自身の仕事に直摯であり続けるかぎり、赤十字は私たちと共に苦しむ人々に前向きで実際的な変化をもたらし、社会の道しるべとして人々に安心を与える存在になるのだと私は確信している。

末筆ながら、私の思いやこれまでの経験を読者の皆さんと共有できる機会を与えてくださったことに改めて感謝を申しあげる。

二〇二〇年一〇月三一日

訳：廣渡太郎／齊藤彰彦（IHS研究員）

（一九七頁に原文掲載）

特集１：核兵器禁止条約発効

核兵器禁止条約が発効

――「核なき世界」へ向け新たなステージへ――

五〇カ国が批准し、一月二二日に発効

核兵器の開発、保有、使用を禁じる核兵器禁止条約は、二〇二〇年一〇月二三日、ジャマイカとナウル共和国が、二四日に五〇番目となるホンジュラスが条約を批准したことから、五〇の国と地域の批准要件を満たし、一〇月二四日から九〇日後の二〇二一年一月二二日に条約が発効した。条約は二〇一七年の国連での一二二の国と地域による採択以来三年余りで発効し、核兵器を違法とする新たな条約規範として核廃絶を促進することが期待されている。

その一方で、現実の脅威に対応する安全保障の見地から条約への批判もあり、核保有国を始め核に依存する国はこの条約に加盟しておらず、今後の核軍縮、核廃絶の実現への道は簡単ではない。

条約発効について国連のグテーレス事務総長は二〇二〇年一〇月二四日の声明で「世界に核兵器の使用がもたらす人道上の破滅的な結果を訴えるもので、核兵器廃絶に向けた意義のある貢献だ」(NHK NEWS WEB、一〇月二五日)と強調し、オーストリアのクルツ首相は「核兵器のない世界という目標に近づく重要な一歩だ」(同)と述べた。

現在、世界には未だに一三、四〇〇発(SIPRII Yearbook 2020)もの核弾頭が存在し、その九割を保有するアメリカとロシア、中国などの核保有国はこの条約に参加しておらず、法的には条約を順守する義務はない。さらに米中ロの三カ国は、近年、軍縮の動きとは逆行する核戦力の近代化をはかっており、条約を支持する国々のいらだちと批判が高まっている。

南太平洋のファンガタウファ環礁で1968年8月24日にフランスが行なった核実験
（広島型原爆の170倍の破壊力）

©X-ray delta one

2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択され、拍手で称賛する参加者たち

©ICRC

核兵器の非人道性、世界を動かすウネリに

核兵器の廃絶に向けては、具体的な廃絶期限を定めた様々な提案がこれまでなされてきた。二〇〇八年に発足したグローバル・ゼロは、二〇三〇年までの四段階のロードマップを提唱した。また広島市、長崎市の提唱が実を結んだ平和首長会議は、二〇二〇年までに核兵器の全廃とその生産、運搬、発射システムの廃止を提唱していた。また二〇一〇年のＮＰＴ再検討会議では、二〇二五年までに核兵器を三段階で廃絶する「核兵器廃絶のための行動計画」が非同盟諸国から提案された。

他方、核兵器の非人道性を訴える世界の声は、広島、長崎の被爆者をはじめ多くの人々の長年の叫びが結実して広がり、国際社会の核兵器廃絶に向けた取り組みに多大な影響を与えてきた。二〇一〇年には赤十字国際委員会のケレンバーガー総裁は核兵器の非人道性を訴える声明を発し、原爆がひとたび使用されれば、救護者も犠牲者を救護することが不可能な人道的危機を招来することを国際社会に訴えた。核兵器の非人道性を訴えるこうした「人道的アプローチ」は大きなウネリとなり国際世論を喚起した。

二〇一三年三月にノルウェーのオスロで開催された「核兵器の人道的影響に関する国際会議」では被爆体験や原爆の医学的影響が報告された。さらに同年四月には、南アフリカが中心となり八〇カ国が賛同する「核兵器の人道的影響に関する共同声明」が発表され、核兵器をいかなる状況においても使用しないことと、それを保証するための唯一の方法として核兵器の全面的な廃絶が必要であることが明記された。

核廃絶への赤十字の取り組み

――継承される島津社長の思い

国際赤十字・赤新月運動は、これまで一貫して核兵器廃絶の動きを支持し、核兵器廃絶世界キャンペーン（ＩＣＡＮ）と密接に協力し廃絶のための世論喚起の先頭にたってきた。日本赤十字社は、早くから戦後開催されたあらゆる赤十字の国際会議において核兵器禁止に向けた提案を行い続けてきた。

一九五四年（昭和二九年）、赤十字国際委員会が主催した専門家会議においては、都築正男医学博士（原爆症の第一人者）及び榎本重治（国際法学者）両名を代表団として派遣し、原水爆の使用・実験が人体に及ぼす影響を報告し、会議参加者に深い印象を与えた。この年（一九五四年三月一日）はマグロ漁船「第五福竜丸」がビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験で被爆した年でもある。当時の島津忠承日赤社長は、その手記の中で次のように記している。

「私の頭の中には、他のすべての国が核兵器の恐怖を叫ぶことに、ためらいを感じたり、あきたり、反対したりしたとしても、日本だけは、それを叫び続けなければならないし、日本だけがそれを叫ぶ権利がある、という思いが、いつもあった。広島、長崎の被爆体験はいうまでもなく、日本は一九五四（昭和二九）年の、南太平洋のビキニにおける核実験でも、降灰によって漁船が被災している。漁船の善良な乗組員だった久保山愛吉さんの痛ましい死は、すべての日本人の記憶にやきついていることであろう。」（島津忠承著『人道の旗のもとに～日赤とともに三五年～』講談社、昭和四〇年）

日赤の島津社長は、一九六三年（昭和三八年）、ジュネーブで開催された第二七回赤十字社連盟理事会において演説を行い、「核兵器の実験が禁止されることを熱烈に希望する」との決議案を提出した。この提案は、ユーゴスラビア、モロッコ、南アフリカなどの国々から支持され、賛成六三、反対なし、棄権四（中国、アルバニア、北朝鮮、トリニダードトバゴ）をもって可決された。

今般の核兵器禁止条約においては、条約の履行のための国際協力において赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国の赤十字・赤新月社の役割も明記されており（七条五項）、日赤のこうした被爆の経験の継承も条約成立に寄与したといえるだろう。

長崎原爆資料館の展示

特集1：核兵器禁止条約発効

赤十字はなぜ沈黙しないのか？

（林重男撮影、広島平和記念資料館提供・画像の無断使用はご遠慮下さい）

赤十字はなぜ沈黙しないのか？
その答えはこの写真で明らかです。
原爆ドームにほど近い廃墟の中に佇む中央手前の構造物。
七六年前の「あの日」。爆心のほぼ直下にあったこの建物
の中で、わたしたち赤十字の仲間が一瞬にして
命を絶たれました。――日本赤十字社広島支部。
さらに爆心から離れた広島赤十字病院でも
多くの仲間たちが傷つきながら負傷者の救護にあたり、
命を落としました。

中央の建物が日赤広島支部。左の建物が現在の原爆ドーム

その中には若き看護婦の卵たちも……。
赤十字は、核兵器の廃絶を唱える第三者ではなく、
核の直接の被害者であり、当事者なのです。
核廃絶を訴えることは、核兵器により仲間を失った者の
責務であり、権利なのです。
核兵器を「必要悪」とすることは、
私たちの仲間の死と苦痛を容認することと同じです。
赤十字はなぜ沈黙しないのか？――その答えは明確です。
核が多くの仲間を殺戮した事実を忘れないで、
同じ過ちと無念さを
二度と繰り返したくないからなのです。

この写真こそ
私たちの核廃絶の願いの
原点なのです。

特集1：核兵器禁止条約発効

核兵器は〝必要悪〟か

――核兵器の意味を巡る不毛な議論

マグナス・ロボル
赤十字国際委員会　法務部軍事ユニット政策顧問

【プロフィール】ノルウェー外務省で人道問題担当官、2015年までICAN（核廃絶世界キャンペーン）のキャンペーン／アドボカシー部長などを歴任。オスロ大学で平和紛争学博士号を取得。

広島との出会い

私は、初めて広島を訪れたときのことを覚えている。二〇一二年八月末の暑さでうだるような一週間だった。ちょうどそのころ、政府関係者、市民社会活動家、被爆者たちは、一九四五年に広島の街を壊滅した核兵器の炸裂から六七周年を迎えていた。私は、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）に参加するためにそこにいた。この会議は医学団体の世界的な連合体であり、「核兵器の破滅的な結果」について世論喚起した功績に対し、一九八五年にノーベル平和賞を授与された。

当時、私は核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）に参加しており、核兵器のことは何でも知っているつもりだった。私は、若さゆえの傲慢さと世界に自分の足跡を残したいという衝動に駆られていたし、ただそう望みさえすれば核兵器を禁止できると信じていた。

広島で私は何を見出そうとしていたか、もはや覚えてはいない。しかし、日本のタクシーの特徴である白いレースの入ったシートカバー付きの古いトヨタコンフォートで空港から広島に向かうとき、私が最初に感じたのは街が全く普通で、さして目立つものもないということだった。鶴見橋を渡って一九四五年の爆心地である中区に入ると、マッチ箱のようなかわいい車、ガラス張りの超高層ホテル、日本酒バー、そしてネオンに照らされた路地にお好み焼き屋がひしめく典型的な日本の都市が目に入った。車の窓を開けながら、私は人々が日々の仕事に勤しんでいるのを見た。まるでこの界隈では何事もなかったかのようだった。私はこう考えたことを覚えている。「ここは本当に広島なのか。ここは本当に私が見た白黒写真の中にあった〝手のひらのように真っ平らになった〟荒廃した街なのだろうか。」

一九四五年の原爆の傷跡に気づき始めたのは、その日の遅く、広島平和記念公園を歩いていたときだった。私は巨大な鞍の形をした慰霊碑の内部の空間をのぞき込み、「過ちは繰り返しません」と誓う素直な言葉に目を奪われた。北に向かうと私は、原爆の犠牲となった想像を絶する数の子どもたちを慰霊する追悼碑を見つけた。それは核兵器のない世界を望みながら亡くなった一二歳の佐々木禎子さんの

原爆死没者慰霊碑

原爆の子の像

広島原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）

願いを叶えようとする何千羽もの色とりどりの折り鶴に囲まれていた。元安川の対岸では、有名な原爆ドームの遺構を見上げた。それは、いつ崩壊してもおかしくない状態にあり、つらい記憶のはかなさを象徴していた。

これらは広島の目に見える傷跡だった。しかし、炸裂の本当の衝撃は、街のモニュメントにあるのではなく、人々の心の中にあるのだということに、話を聞くことで初めて気づいたのである。

その後、私は核爆発の被害者と生存者、つまり被爆者の証言を数多く聞いた。彼らの証言は私の心を揺さぶり、私自身の先入観に向き合わざるをえなくなった。いかにして核兵器を禁止できるのかを思い描くことばかりで一杯だった私は、核兵器が人類にとって真に何を意味するのかという、より根本的な問題に向き合うことを忘れていた。私はすでに心のうちに存在するものと、のちに出会うものとのせめぎ合いから、米国の著作家ウォルター・リップマンの言葉を借りれば「心象イメージ」ともいうべき二つの異なる、そして時に競合する核兵器のイメージを知ることになる。その二つとは、被爆者の証言や国際人道法の規則と原則によるものと、世界を破滅させる核兵器への恐怖とに基づくものである。

こうした二つの「心象イメージ」の存在は、核兵器禁止条約の支持者と反対者の間に、また核抑止力の信奉者と批判者の間に、いかに根深い溝が存在しているのかを物語っている。それぞれが核兵器について語るとき、互いに異なる意味合いで語るために、両者の間に和解しがたい議論と共通基盤の欠如が生まれているともいえる。

影響に基づく枠組み：核廃絶の要求

第一の「心象イメージ」は、核兵器の影響に基づく理解であり、戦争の手段としての核兵器の記録に残された結果に焦点を当てている。この枠組みは、広島・長崎の原爆によって引き起こされた苦痛と荒廃の事実に立脚するものであり、被爆者の証言と、ほとんど不可能な状況の中で、瀕死の人々や負傷した人々の苦痛を和らげようと努めた人々の報告により喚起されるものである。

赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）の公文書庫は、このイメージの背後にある恐るべき震撼するような現実を垣間見させてくれる。広島への原爆投下から数週間後、ＩＣＲＣの代表フリッツ・ビルフィンガーが広島に到着し、被害状況を調査した。彼がＩＣＲＣ駐日首席代表マルセル・ジュノー博士に送った電報には、ぞっとするような描写が残されている。

「都市は壊滅。全病院の八〇パーセントが破壊または深刻な被害。二つの救急病院を調査。状況は筆舌に尽くしがたく、すべての機能が停止。爆弾の影響は理解を超えるほど深刻で、すべてが停止。」

ビルフィンガーの電報を受け取った数日後、被災者支援のために広島を訪れたジュノー博士の視点からは、核兵器はその他の非人道的兵器の中の一つにすぎなかった。それは恐るべき独特な破壊兵器であることは確かだが、第一次世界大戦中に悲惨な結果をもたらした毒ガスと本質的に同じ兵器である。この観点からすれば、核兵器の問題は、それがもたらす結果と合意された国際人道法を照らしあわせて、その武力紛争での使用が認められるか否かという比較的単純な問題であった。

戦争の恐ろしさをよく知っていたので、ジュノー博士自身は、この問いにどう答えるべきか迷うことはなかったようだ。広島での経験を回想する雑誌の中で、彼は核兵器を即座に禁止することを訴えた。この立場は後にＩＣＲＣと赤十字・赤新月運動全体により踏襲された。

恐怖に基づく枠組み：核抑止論

広島・長崎への原爆投下から数十年後、ジュノーが支持した核兵器がもたらす影響に基づく枠組みは、それとは異なる理解、すなわち被爆者やその他の目撃者の実体験によってではなく、世界を壊滅させる前例のない核戦争への恐怖がもたらすイメージによって試練を受けることになる。核兵器のこの異なる枠組みの起源は、核兵器を最初に開発した人々の心の中にある。一九四六年のトリニティ核実験で火の玉を観察した後、ロスアラモス研究所の主任科学者ロバート・J・オッペンハイマーは、彼が見たものを理解するために古代サンスクリット語の聖典の〝我は死神なり、世界の破壊者なり〟という一節に目を向けた。

冷戦時代の核兵器の劇的な拡散により引き起こされた全面核戦争への恐怖に触発されて、核兵器の恐怖に基づく枠組みは国民の関心を引いた。核政策立案者や市民社会活動家の頭の中では、核兵器の使用は想像を絶する「終末」「破滅」、あるいは「ハルマゲドン」といった終末論的な言葉で一層理解されるようになった。

こうした核兵器の議論の転換は、いくつかの結果をもたらした。ニーナ・タネンワルド（Nina Tannenwald）がその独創的な研究「The Nuclear Taboo」で指摘したように、核兵器が例外的で、比類のない兵器であるという理解は、核兵器の使用は暗黙にかつ規範的に禁止されるというタブー意識を強くした。タネンワルドによれば、このタブーが徐々に広まったことが、広島・長崎への原爆投下以来、なぜ、武力紛争で核兵器が使用されなかったかの説明となる。しかし、核兵器の使用を違法とする一方で、核兵器を想像を絶する終末兵器として見る枠組みからは、核兵器の保有は正当化されたのである。広島・長崎への原爆投下から数年後に知られるようになった「核抑止論」に従えば、正常な政府であれば、全人類に受け入れがたい荒廃をもたらすような核戦争にまで紛争をエスカレートさせるような危険なことはしないだろう。

国際の平和と安定には、その対極である全面核戦争の絶え間ない脅威が必要であると仮定することで、核抑止論は、核兵器の使用を「必要悪」と見做し、責任と理性と力の象徴と見なすことを可能にした。核戦争の極度の脅威は、核兵器の将来の不使用を保証するだけでなく、核兵器を保有する国家間の永続的な均衡状態をも保証するであろう、と。

法を超えた抽象的な戦場？

核兵器の恐怖に基づく枠組みは、マルセル・ジュノー博士が当初抱いていた疑問を覆した。武力紛争における核兵器の使用の合法性に関する根拠と効果に基づく検討として始まった議論は、いかにして全面破壊への脅威の理論が通常の戦争のみならず、特に核戦争を防ぐために利用できるのかという極めて不確かな議論に変化した。

核兵器を非人道的な戦争手段としてではなく、現実世界の戦場で想定し（考え）得る範疇を超えた抽象的な構造物とみることで、恐怖による枠組みは、武力紛争の有害な影響を制限することが実証されてきた国際人道法の枠組みから核兵器を除外したのである。結局、核兵器に絶対的な制限を課すことはできなかった。

この多様な議論は、長い間、核兵器の全面禁止を求めてきたジュノー博士の訴えを現実の政策提言に変えようとする試みの機先を制してきた。国際の平和と安定には核兵器使用の不断の脅威が必要だとの前提のもとで、核兵器廃絶論者は、論理的誤謬を証明するという不可能な仕事――つまり核兵器の禁止と廃絶は世界の安全保障を脅かすものではなく、最悪の場合でも第三次世界大戦に導くものでもないことを実証すること――を押し付けられたのである。

現実に向き合う：人類の集団的未来のための戦い

多くの人々は、想像を絶する終末の日という視点から核兵器を考えることに慣れてきており、広島・長崎の人々に想像を絶する広範かつ現実的で長期的な苦痛をもたらしたという過酷な現実を忘れているように見える。

しかし、広島・長崎への原爆投下は、非常に現実的な結果をもたらしたが、それは一昔前の出来事である。広島地裁が数十人の原爆生存者を追加認定したにもかかわらず、被爆の実相を語る体験者がいなくなる日が近い。そのため、被爆者の証言を聞いた人には、その証言が失われないようにする特別な責任がある。そして、私たちには、世界を破壊する核戦争への恐怖からではなく、核兵器の使用がもたらすあらゆる現実的な結果から、核兵器に関する政策を立案する責任がある。

実際、核兵器の全面禁止の提案が説得力を取り戻したのは、被爆者の証言と核兵器による壊滅的な人道上の結果についての現実が、核兵器に関する国際的な議論の出発点と

して再認識されてからである。過去一〇年間にわたる国家、国際機関、市民社会、研究者の共同の取組みは、その壊滅的な人道上の影響に注意を喚起し、論議の方向を変え、恐るべき不当な戦争手段としての核兵器の共通理解を醸成する戦略的な動きを象徴している。二〇一〇年の核不拡散条約再検討会議に先立ち、ヤコブ・ケレンバーガー前ＩＣＲＣ総裁がジュネーヴの外交団を前に歴史的な演説で次のように述べたように。

「核兵器の議論は、究極的には人間のための議論でなければならず、国際人道法の基本的な規則に関するものでなければならず、また人類全体のためのものでなければならない。」

七年後（二〇一七年）の画期的な核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）の採択は、こうした努力の具体的成果であった。この条約の発効と将来の影響は、その提案者が被爆者の証言と人道上の痕跡を人々の想像力の前に、そして中心に据えることができるかどうかにかかっている。

原爆投下後の広島を目撃した当時八歳の小倉恵子さんは、私が前回訪れたときにこう語ってくれた。「私は証人です。私の話を聞いたあなたも目撃者です。広島の悲劇が二度と繰り返されないよう、行動を起こしていただきたいと思います。」

（本文は、二〇二〇年八月六日の“ICRC's Humanitarian Law & Policy”blog に掲載された原文をＩＣＲＣ駐日代表部の許可のもと日本赤十字国際人道研究センターにて訳出したものである。）

（二〇三頁に原文掲載）

特集２：戦争と人道

【第二次世界大戦ドキュメント】

洋上の敵兵救助――駆逐艦『雷』の人道秘話

惠　隆之介
ジャーナリスト（元海自士官）

駆逐艦「雷」。艦首の６は「第六駆逐隊」を表示

１　要約

(1)帝国海軍の武士道

第二次大戦中、一九四二（昭和一七）年三月一日、オランダ領東インド（現在のインドネシア共和国）ジャワ島北方海域で帝国海軍と英国艦隊が交戦した。連合国はＡＢＤＡ（米英蘭豪）連合艦隊を編成し、日本軍の南方進出を阻止しようと

したがその戦力には及ばなかった。

そこで英国東洋艦隊旗艦重巡「エクセター」（一万三、〇〇〇トン）、同駆逐艦「エンカウンター」（一、三五〇トン）二隻はインド洋への逃亡を計った。ところが両艦の針路方向には日本輸送船団が多数行動しており、帝国海軍は二艦の航進を阻止しようとしたのである。この二隻の沈没をもって英海軍東洋艦隊は消滅した。

「エクセター」は沈没直後、一部乗員三七六人が脱出し警戒中の駆逐艦「電（いなづま）」（一、六八〇トン、艦長竹内一少佐）に救助された。その光景が異様だった。乗員が「電」に向かって一斉に泳ぎだしたのだ。救助後、「電」士官が尋問したところ、「上官が日頃から『いざというときは日本艦艇に向かって泳げ、きっと助けてくれる』と発言していた」という。この約三カ月前、マレー沖海戦（一九四一年一二月一〇日）における帝国海軍航空隊の武士道的な行為が英国海軍の信頼と敬意を集めていたのである。

同海戦では帝国海軍航空隊は英主力戦艦二隻を撃沈したが、随伴駆逐艦四隻による救助活動は一切妨害せず、しかも沈没地点から母港シンガポールまで上空護衛を行っていたのである。

本件を証言したGraeme Allen元英海軍大尉はこの時、司令部幕僚として戦艦「プリンス・オブ・ウェールズ」乗務、同艦沈没後は重巡「エクセター」に転属となり、三月一日、「エクセター」沈没後、「電」に救助され日本軍の捕虜となった（二〇〇四年六月一二日、英国バースで取材）。（詳細、本稿2.「なぜ帝国海軍はジャワ海へ進出したのか」⑵日英激突）

⑵空前絶後の敵将兵救助劇

翌三月二日、本稿の主人公「雷」（いかづち）（「電」同型艦）艦長工藤俊作少佐（当時、四一歳）は英国将兵四四〇人を救助する。「雷」「電」両艦の救助活動は同様に見えるがその後の両艦長の行為に雲泥の差があるのだ。

三月一日に救助した「電」は（救助された前出Allen大尉、Sir Peter Anson二人の元英海軍将校へ取材）、溺者は重油、汚物などにも汚染されておらず、体力も十分残っていたこと、付近に帝国海軍の艦艇が数隻行動中で、万一艦上で反乱が起きても他艦に応援要請できた。救助自体も上級司令部（第三艦隊司令部）の命令があったのだ。

「雷」の場合は艦長判断（独断）だった。溺者の衰弱がひどく、また汚染されており、救助後艦上でのケアーにかなりの労力を要した。さらに付近海面には一切日本艦艇は行動していなかった。

加えて、「雷」艦長は二日の晩、英海軍士官全員を前甲板に集め「私は英国海軍を尊敬している。ただし、わが国に宣戦布告したことは愚かだった。貴官らはよく戦った。本日は帝国海軍のゲストである」と英語でスピーチ、士官室の使用を許可したのである。「電」艦長は一切このようなアクションをとっていない。命令通り救助のみで武装乗員によって英海軍将兵を翌朝まで監視下においた。

我々海自士官から見れば「雷」艦長の行為は大胆不敵、悪く言えば常識逸脱だ。救助された英海軍少尉サー・サムエル・フォール（Sir Sam Falle）も、「豪華客船でクルージングしているような気分であった」と強調していたのである（二〇〇八年一二月七日、工藤元艦長墓参直後の記者会見に於いて）。従って本件は世界海軍史上、「空前絶後の救助劇であった」と言っても過言ではない。

「雷」艦上における艦長工藤俊作中佐
（1942年２月、ケンダリー泊地に於て）
© 恵 隆之介

詳述すると、視点をまず三月一日、ジャワ海に戻す。英海軍沈没両艦の艦長、および司令部要員、「エクセター」「エンカウンター」乗員合計四四〇名以上の将兵は帝国海軍の降伏勧告を拒否、集団を形成しながら漂流を始めた。

「エンカウンター」の沈没地点は「エクセター」のそれから約五キロ西方であったこともあって、一部乗員は合流が果たせず海流に流され分離していった。

両艦艦長を含む高級士官は救命ボートに乗り、残りの多くが筏や浮遊木材にしがみついて首だけ海上に出していた。その彼らに灼熱の太陽が容赦なく照り付け、サメ襲撃の恐怖も加わった。また殆どが汚物と艦艇から流出した重油にまみれており、これらが目に入り視力を失うこともあった。

一行は「オランダ軍が間もなく救助に来る」と声を掛け合っていたが、その気配は全くなかった。絶望の余り劇薬（軍医が配布済み）を飲んで自決を計ろうとする者、それを止めようとする者がもみ合うシーンもあった。

翌二日午前一〇時頃、約二一時間漂流し生存の限界に達

した頃、偶然、この駆逐艦「雷」（乗員二二〇名）が通りかかった。「雷」は「電」と同型、二隻で第六駆逐隊第二小隊を編成しており、交互に補給と戦闘活動に従事していた。従って「雷」は三月一日、補給のためボルネオ島パンジェルマシンに行動し、翌二日は「電」と交代し単艦で同海域の哨戒任務に就いていたのである。

両艦（特型）の特徴は燃料タンクが小さくその消費制御に各艦長は気を揉んだ。満タン容量は四八一トン、戦闘に備えて二四〇トンはどうしても残しておかなくてはならなかった。ところが「雷」艦長は救助活動の際、これをも無視した形跡がある。

英国将兵発見時、「雷」はジャワ海哨戒エリアの西端で反転し敵潜水艦を警戒しつつ復路を高速で航進していたのである。工藤艦長は溺者の余りの多さに一瞬決断をためらった。ところが放置すると死亡すると判断、「一番砲のみ残し総員敵溺者救助用意！」を下令し、救助活動を開始した（航海長谷川清澄、艦長伝令佐々木確治両氏証言）。

この時、溺者集団の中にいたサー・フォール少尉（当時二〇歳）は、「日本人は野蛮」という先入観から、間もなく機銃掃射を受けて最期を迎えると覚悟した。ところが「雷」マストに「救難活動中」の国際信号機が掲揚され、艦上で乗員たちが救助準備のため慌ただしく動きまわる光景が見えた（二〇〇四年六月一四日、英国バースに於いて取材）。

ちなみにサー・フォールは戦後、英国政府の外交官として活躍、その功績をもってサーの称号を授かっている。

話を戻す。艦長は艦を急停止、縄梯子を垂らして彼らを自力で甲板まで登らせようとしたが自力で上がれる者は殆どいなかった。そこで戦闘行動中は使用が禁止されていた昇降ブリッジを下した。また負傷者には、竹竿を降ろし、それに捕まらせて「雷」救命ボートに収容しクレーンで引き上げようとした。ところがその直前、力尽きて水没する英兵もいた。このため「雷」乗員が海中に飛び込み、その身体

英海軍少尉サー・サムエル・フォール
（1941 年 20 歳）

にロープを巻きつけ艦上に引き上げた。

さらに艦長は終日、同海面をくまなく捜索し、例え一人の生存者がいてもいちいち艦を停止、救助したのである。泣きながら救助を求める瀕死の溺者もおり、その光景に「雷」乗員は胸を痛めたと言う。この日、収容した英海軍将兵四四〇人超（救助後数名甲板上で絶命）、なんと「雷」乗員の二倍、甲板は立錐の余地がないほど日英両海軍兵で占められていた。

艦長は部下に命じて英国兵の両脇に日本兵を立たせてアルコールや石油、真水を使用して英兵の服を脱がせ身体を洗浄させた。そして被服、食料を支給した。また舷側に四メートルの巨大張り出しトイレを設け、重症者のケアーのため前甲板にテントを展張し、仮設病床をも設置した。サー・フォールはこの厚遇に「夢を見ているのではないか」と何度も腕をつねったという。

艦長は司令部に一連の行為を報告すると共に、以降は指示に従い、翌三月三日午前六時三〇分、パンジェルマシンへ入港、同港に係留中のオランダ病院船「オプテンノート」（六、〇七六トン）に彼らを移乗させた。六日後彼らは同船から帝国陸軍が管理するマカッサルの捕虜収容所へ移され、終戦まで同施設に拘束されたのである。

救命ボートでジャワ海を漂流する英海軍将兵
© 惠 隆之介

「雷」に必死に移乗しようとする英海軍将兵
© 惠 隆之介

⑶英海軍軍人、恩を忘れず！

「雷」はその後アリューシャン作戦、南方作戦等太平洋を縦横無尽に行動した。なお工藤は一九四二（昭和一七）年八月三一日、「雷」艦長の任を解かれ第六駆逐隊第一小隊「響（ひびき）」艦長に就任、その後体調を崩し一二月十日以降、陸上勤務となった。

不運にも「雷」（当時艦長生永邦夫少佐）は一九四四（昭和一九）年四月一四日、中部太平洋ウォレア近海で米潜水艦の雷撃を受けて轟沈、艦長以下全員が戦死した。帝国海軍艦艇中「全員戦死」と認定された七隻のうちの一つである。その後僚艦が付近海面を捜索したが遺体、遺品のかけらさえ発見できなかった。

この実話は「全員戦死」のこともあって戦後長きにわたって公表されなかった。工藤自身も生涯語らなかった（一九七九年一月一二日、七八歳で死去）。そして歴史の彼方に消え去ろうとしたとき、サー・フォールが著書『My lucky life』を上梓、巻頭で工藤艦長を称え、またＮＨＫロンドン支局が同ラジオ「ワールドリポート」で「雷」の行為を紹介した（二〇〇三年六月一八日）。さらに私がこれらの救助劇を「敵兵を救助せよ！」として著した（二〇〇六年七月五日、草思社刊）。

一方、フジテレビが二〇〇七（平成一九）年七月一日、人気番組「アンビリバボー」で放映したことにより国民多数が知ることとなったのである。

戦闘海域で艦長判断とは言え、単艦で、かつ自艦乗員の二倍の敵将兵を救助することは相当のリスクが伴った。停船中は敵航空機又は潜水艦の絶好の標的にもなったのだ。

サー・フォールはこの恩を忘れず、戦後の日本バッシングの時代（とくに大戦中の連合軍捕虜処遇問題）に「日本武士道の発露」として英国内外に紹介し、わが国名誉回復のため尽力した。さらに米海軍機関誌「プロシーディングス」に投稿した。驚嘆した米海軍は「Chivalry」（騎士道）と題して一九八七年新年号に特集したのである。

サー・フォールは悲願であった工藤艦長の墓参を二〇〇八（平成一八）年一二月七日に果たした。その五年後の二〇一四年二月二〇日、九四歳でこの世を去った。生前私に「武士道とは戦いの後に、勝者と敗者が互いに健闘を称えあい、勝者はおごることなく敗者を労う精神だ」と何度も語っていた。

私はサー・フォールと対話するうちに、工藤の出身校「海軍兵学校」で最後の英語教官を勤めた英国人セシル・ブロックの著書「一英国人の見た江田島」の一節を思い出した。一九三五（昭和一〇）年、最後の英国人教師として日本を去る時、次のように書き残している。

「万が一にも、日本が白色人種の国々と交戦するようなことになったならば、我々イギリス人の教師が教えたことのある江田島の生徒が、本当の江田島の理想、すなわち日本の武士とイギリスの紳士の二つの理想の結合に従って国際問題を処理することを心から希望して止まないのである。」（「江田島」とは兵学校が広島県江田島市にあったことから、その代名詞として使われた）。

工藤艦長墓参を果たすサー・サムエル・フォール

© 惠 隆之介

話は変わるが、スラバヤ沖海戦（一九四二年二月二七日）以降、同海域に展開していた日本海軍艦艇も各個に溺者を救助している。殆どが艦長判断によるものであったが少数であった。しかもその中には「戦闘行動の邪魔になる」と初級士官が副長（副艦長）に強行意見を発していたと言う証言もある。

２　なぜ帝国海軍はジャワ海へ進出したのか？

⑴白人絶対優位社会への挑戦

一九〇五（明治三八）年五月二七日、日露戦争下、帝国海軍は「世界最強」と謳われたロシア・バルチック艦隊を対馬沖に迎撃、その殆どを撃沈した。欧米列強は驚嘆し「日本人のみ白人とみなす」という不文律さえ発生した。ところが英米は脅威を抱くようになる。当時超大国であった英国は、それまで、わが国に海軍運用術や造船、武器製造技術を惜しみなく提供していたが急に秘密主義に転じたのだ。

一方、米国は太平洋西進を計り、さらに満州（中国東北部）進出を画策した。そもそも満州の権益は、わが国が日露戦争の勝利でロシアから譲渡されたものであった。以降、アジア・太平洋方面進出を目指す米英とわが国の対立が本格

化する。

一九〇五（明治三八）年、米統合参謀本部は対日戦争プラン「オレンジプラン」を作成。一九二一（大正一〇）年にはワシントン海軍軍縮会議を開催し主力艦（戦艦）保有比率を米英五に対し日本三という劣勢比率を課した。また、同時に日英同盟を破棄させた。これはロシアの拡張に備え英国が初めて締結した軍事同盟で一九〇二（明治三五）年に締結されたものである。

帝国海軍はそこでこの劣勢比率をカバーすべく駆逐艦、巡洋艦等の補助艦艇の増強を計った。すると今度は英国が一九三〇（昭和五）年、ロンドン軍縮会議を開催し米国と計って我が国にまた劣勢比率を課して来た。帝国海軍はそれまで親英的な気風があったが以来、軍令部内に対英強硬派も出現した。

一方、一九一九（大正八）年、我が国全権がベルサイユ講和会議において「人種平等宣言」を採択するよう提案したため、多くの有色人種を支配下におく英国と、黒人問題を抱える米国を激昂させた。

一九三一（昭和六）年、満州事変勃発、米英の支援を受けた蒋介石軍がその権益を侵犯しようとした。このため我が国はこれらの排除を計ったのである。

ここで米国は反応した。一九四〇（昭和一五）年、艦隊のハワイ常駐を発表した。わが国を威嚇するためである。

日本政府は両国間の緊張を外交交渉で打開しようと、一九四一（昭和一六）年二月一四日、海軍大将野村吉三郎を全権大使に任命し、ルーズベルト米国大統領との交渉にあたらせた。

ところが米国は同年八月一日、突然、原油の対日輸出禁止措置を宣言した。わが国政府は世界中を駆け回って販売先を懸命に探したが米英の圧力を受けていずれも応じなかった。当時、わが国に残された備蓄原油は僅か半年分であった。

そこで、わが国は石油を産出するオランダ領東インドに着目し、オランダ政府へ交渉したが拒否された。この時、米英中オランダによる対日経済包囲網、所謂「ＡＢＣＤライン」が構築されていたのだ。

一方、大本営政府連絡会議は九月三日、「外交手段を尽すが一〇月上旬頃までに決着の見通しがつかなければ開戦を決意する」という方針を採択し、九月六日の御前会議で承認された。

わが国は戦争遂行ステップとして三段階を設定、第一段階をこの蘭領東インド方面の資源地帯の確保とした（第二段

階は米艦隊の撃滅、第三段階は講和工作であった）。

一九四一（昭和一六）年一一月二七日野村ハル会談。米国はそこで「ハル・ノート」を手交した。中国大陸から日本軍の即時無条件全面撤退を要求して来たのだ。まさに宣戦布告に等しかった。こうして日米交渉は決裂、世論は既に「開戦」一色となっていた。

永野修身軍令部総長はこの時、「座して滅びるより出でて戦え」と発言、それまで開戦に反対していた海軍も開戦へと舵を切ったのである。

⑵日英激突

一方、英国はアジア太平洋方面への進出を計り満州事変直後からシンガポール軍港を拡張した。同時に東洋艦隊を創設、一九四一（昭和一六）年一二月初旬には最新鋭戦艦「プリンス・オブ・ウェールズ」（三万五、〇〇〇トン）、巡洋戦艦「レパルス」（三万二、〇〇〇トン）を配置した。

同年一二月八日午前三時、我が国は米英蘭に宣戦を布告するとともに帝国海軍空母機動部隊は真珠湾に停泊する米戦艦群への先制攻撃を敢行した。

一方、同日午後二時、台湾に展開していた海軍航空隊計一九〇機はフィリピン在の米空軍を攻撃、撃滅した。

そしていよいよ蘭領東インド、いわゆる資源地帯への進出を開始したのである。

同年一二月一〇日、マレー沖海戦、戦艦「プリンス・オブ・ウェールズ」、巡洋戦艦「レパルス」はマレー半島（英国領）クワンタン沖で日本海軍航空隊によって僅か二時間で撃沈された。両艦はマレー半島上陸を試みる帝国陸軍を攻撃しようと行動していたのである。

前出アレン大尉は戦艦「プリンス・オブ・ウェールズ」の沈没を「大英帝国植民地政策の終焉を意味した」と語っていた。

翌一九四二（昭和一七）年二月一五日夕刻、シンガポール陥落、同軍港もついに日本軍の掌中に入った。この二日前の二月一三日、同基地を根拠地にしていた英国艦隊はジャワ島北方スラバヤ港に後退、ＡＢＤＡ連合部隊を編成したのである。ここに英重巡「エクセター」「エンカウンター」の姿があった。この二隻は前年の一二月一日、地中海で作戦に従事した後、シンガポール軍港に到着、英国東洋艦隊に編入されたのだ。

一方、日本艦隊一八隻は二月二十四日、ジャワ島北東に位置するセレベス島バンカー泊地に集結した。間もなくジャ

ワ海を目指して一斉に出撃する。ここに日本対ＡＢＤＡ連合部隊一五隻の決戦が生起するのだ。

二月二七日、スラバヤ沖海戦生起、帝国海軍が圧勝した。ＡＢＤＡ連合艦隊は軽巡二、駆逐艦二隻を失い、重巡「エクセター」は損傷した。そして残存艦隊はスラバヤ港へ帰投した。

三月一日、応急修理を終えた「エクセター」のその後は、「1要約　(1)「帝国海軍の武士道」へ続く。

3　国際法で見た戦闘海域における救助

一八九九(明治三二)年に改訂されたジュネーヴ条約では、戦時下でも海上遭難者を不当に放置することは「戦争犯罪」と禁じている。ところが国際法上は、敵の攻撃をいつ受けるかわからない状況では、放置しても違法ではないとされている。

一九二九(昭和四)年、ジュネーヴで捕虜の処遇に関する国際条約が討議された。これは従来の「捕虜取り扱いに関する条約」が細分化されたもので、「捕虜の待遇に関する条約」、「傷者および病者の状態の改善に関する条約」と二項目に分かれていた。

わが国はここで後者には批准したが、前者には批准しなかった。このため列国から照会を受けたが、「この規定を準用する」とだけ回答していたのである。

確かに戦場では、漂流者(溺者)を救助しようとして攻撃を受け、自艦もろとも犠牲になった事例は少なくない。

一九四四(昭和一九)年一〇月二五日、フィリピン沖海戦で米軍に撃沈された重巡「筑摩」(一万一、九〇〇トン)の乗組員約一〇〇名が漂流していたため彼らを救助しようと駆逐艦「野分」(二、〇三三トン)が単艦、停止したところ米軍機の攻撃を受けて沈没、乗組員二七三名全員が戦死している。

一方、病院船が攻撃された事例もある。

一九四三(昭和一八)年一一月二七日、ニューアイルランド島カビエン西方チンオン島沖で、ラバウル野戦病院からの傷病兵一一二九名を乗せた病院船「ぶえのすあいれす丸」(九、六二五トン)は、米軍Ｂ24爆撃機の攻撃を受け沈没する。

患者、看護婦、乗組員は一六隻の救命ボートと発動機艇二隻で漂流するが、一二月一日、同じくＢ24に発見された。

この時、漂流中の乗員はＢ24に対してオーニング上に赤十字を表示したが、容赦なく機銃掃射を加えられ、看護婦を含む一五八名が戦死している。

4　海軍上層部の反応

一等水兵で当時、「雷」に乗艦し艦長伝令を務めた佐々木確治(当時二一歳、二〇〇四年一月、岩手県一関市の自宅で取材)が次のように証言している。「司令部と艦長のやりとりを見ていると、司令部は快く思っていなかったように見えました」。司令部とは第三艦隊司令部である。

それには次の事情があった。

開戦から半年、一九四二(昭和一七)年五月末日までに、フィリピン、マレー半島、蘭領東インドでの連合軍捕虜は合計二三万人に達していた。同方面に展開していた日本陸軍の兵力と捕虜の数を比較すれば、いかに日本軍にとって捕虜の収容が重荷になっていたかが理解できよう。

フィリピン方面、日本軍七万人(捕虜七万人)、マレー半島方面、日本軍一二万五、〇〇〇人(捕虜一三万人)、蘭領東インド方面、日本軍四万五、〇〇〇人(捕虜六万人)。

当時、軍令部におられた高松宮が、「割に合わない話なり」と日記に記されておられるが、まさにその通りであった。

5　救助成功の功労者

(1)挙艦一致

艦長の英断もさることながら、何と言っても功労者は乗員(下士官、兵)である。余談になるが、工藤指揮する「雷」は計五回にわたって敵潜水艦から雷撃を受けたにも拘わらず、いずれも回避している。しかも反撃を加えて三隻を撃沈しているのだ。レダーやソナー(水中聴音器)が未発達であった時代、乗員の練度と士気が艦の安全を左右したのだ。

ところで谷川元少佐は生前、「救助開始直後、下士官兵が日頃のストレスから英海軍将兵を暴行するのではないか」と危惧したと証言していた。

それは杞憂に終わった。下士官兵たちは艦長の命令を忠実に実行した。かえって一人の青年士官T少尉が艦長への不満を甲板上で漏らしていたのが目撃されている。曰く「艦長は何考えているのだ、俺たちは戦争しに来ているのだ!」(前出、佐々木一等水兵証言)。

ところで水兵のストレスの主因は艦内の居住環境にあった。わが国は米英からワシントン、ロンドン両軍縮条約で主要艦艇の保有比率を制限されたことから、帝国海軍は艦

艇設計においてワンランク上の装備を搭載した。例えば駆逐艦であれば軽巡なみの兵装を乗せた。この時犠牲になったのが乗員の居住空間であった。

駆逐艦などは列国海軍中最小、なんと兵一人当たりのスペースは一・三立方メートル。「棺桶より狭い」と揶揄された。

もう一つのハンディがあった。水である。乗員が一日あたり自由に使える水の量はなんと一人当たり洗面器一個分であった。この頃、「石油の一滴は、血の一滴」といわれ、また、艦内で海水から真水をつくるために造水装置も作動させねばならなかった。しかしこれにも燃料を必要としていた。そのため乗組員は真水を節約するため、洗面や飲料水にも細心の注意を払っていたのである。「雷」はこの救助劇で真水約四〇トンを消費している。

ところで、南方海域では、太陽光で艦体が焼け、さらに戦闘行動で緊張するため、水兵にはかなりの精神的負荷がかかっていた。当時、冷房は戦艦「大和」（七万一、〇〇〇トン）などほんの一部の新鋭艦にしか設置されていなかったのだ。

重巡「那智」（一万三、二〇八トン）では機関科の水兵が発狂し、奇声を発しながら前甲板から後甲板に向かって走り抜け、海に飛び込んで死んだ。

そこで「雷」は夜間、泊地停泊中は甲板上に仮設小屋の設置を艦長が特別に許可していた。

乗組員は日を決め、各科交代でこの小屋で睡眠をとった。艦内に比べ、実に快適であったという。工藤艦長は部下乗員をしっかり休養させたため、戦闘行動において、見張りを始め部下全員の五感がフルに活用できたのである。

(2)海の男の友情

救助直後の艦上での状況はどうであったか（当時乗務していた山本一等水兵の証言）。

「（救助された）敵兵は、甲板に上がって倒れる者もおり、ほとんどの者がフラフラ歩いておりました。取りあえず、前甲板に収容することになり、巨人の群が続きました。」

「カンメンポーと生水を与えると、すっかり喜んで食うわ、飲むわ。水は結局全員で三トンは飲んでしまいました。士官には特別待遇でご馳走が出ました。ただし、彼らの態度は貫禄がありましたが、中には、呆れた者もおりました。」

「雷」元下士官で『奇跡の海から』（潮書房光人新社刊）を上梓

した橋本衛は、その著書の中でこう表現している。

「（「雷」乗組員で）艦内にある草履や、作業靴のお古などをかき集めて配る者、布きれを持って来る者、みなが親身の手当をした」、「我が班の草間兵曹は器用なのでミシン係をしているが、彼が早速、大砲の手入れ用の木綿で褌（ふんどし）を縫って渡してやると、『おお、フンドシ』と大喜びしていた。「われわれは、自分たちすら貴重この上もないものとしている真水や乾パンも、彼らに配給した。」

救助され艦上で休憩する英海軍水兵

© 惠 隆之介

彼らは一晩「雷」で過ごすことになる、この際艦長が一件だけ厳禁したものがある。夜間、甲板上での喫煙であった。これは、煙草の火が敵潜水艦から発見される危険を回避するためであった。それと、もう一つ禁止したことがあった。

乗組員が敵兵と親しくなり、英兵の手持ちのコインと乗組員の私物を交換するようになっていたのだ。艦長は先任下士官に命じて、「艦内軍紀を厳守せよ」と指示していたのである。

ここで三月三日に視点を転じる。「雷」はパンジェルマシンへ入港、約三〇分を費やして午前七時過ぎ「オプテンノート」に接舷完了した。いよいよ移乗開始である。当時の模様を佐々木はこう証言している。

「太陽が顔を出すと同時に、横付けを完了しました。（『オプテンノート』は）前甲板といわず、中甲板といわず捕虜で満員の状況にありました。こちら側と向こう側で、名を呼び、手を取り、口笛を吹き、生きている喜

びに夢中になっていました。日本人の頭ではとても考えられないことでした。とても愉快だったのは、横付けを手伝ってくれた黒い大東亜の同胞が、われわれに敬礼をし、にっこり笑ってくれたことでした。とても嬉しかったです。」

「雷」からオランダ病院船に移乗する英海軍士官と見送る「雷」乗員
© 惠 隆之介

佐々木はさらにこうつけ加える。

「「オプテンノート」にタラップがかけられると、捕虜は士官を先頭に移乗を開始しました。士官はマストに掲揚されている旭日の軍艦旗に挙手の敬礼をし、また、向きを変えてウイングに立つ工藤艦長に敬礼して「雷」を後にしました。艦長は、丁寧に士官一人一人に答礼をしておりました。

「雷」が移乗を終えて出港となると英兵は気ままなもので、「雷」に向かって手を振り、身体一杯に感謝の意を表しておりました。そして双方が視界から消えるまで手を振り続けておりました。」

特集2：戦争と人道

ドラゼン・エルデモビッチ
――スレブレニツァの虐殺におけるある兵士のあゆみ

齊藤　彰彦
日本赤十字社国際部企画課企画係長／ＩＨＳ研究員

はじめに――ボスニア紛争・スレブレニツァの虐殺から二五年

一九九六年一一月二〇日、オランダ・ハーグに設置された旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia, 以下「ＩＣＴＹ」）の法廷で、クロアチア系ボスニア人のドラゼン・エルデモビッチ（Dražen Erdemović）は次のように証言した。

> 裁判官、はじめに、全ての犠牲者に、あのときあの農場で殺された一人ひとりだけでなく、国籍に関係なく旧ボスニア・ヘルツェゴビナで犠牲になったすべての人たちに対して、私は心から申し訳なく感じていることを申し上げます。私はすべての国籍の多くの素晴らしい友人をこの戦争で失いました。そのすべての人々、すべての友人は戦争など支持していなかった。私はそう確信しています。ただ単純に選択肢がなかったんです。この戦争は訪れ、そして終わりがみえませんでした。同じことが私にも起こったんです（This war came and there was no way out. The same happened to me.）」。

当時二四歳だったエルデモビッチは、旧ユーゴスラビア連邦の解体に伴い一九九二年から九五年まで続いたボスニア紛争下で生じたいわゆる「スレブレニツァの虐殺」に関与

し、一〇歳から七〇歳までのボシュニャク人男性一〇人から一〇〇人（その数は今も定かではない）を銃殺した罪に問われていた。事件の概略は次のとおりである。

一九九五年七月、東欧バルカン半島に位置するボスニア・ヘルツェゴビナ（以下「BiH」）では、主としてセルビア人、ボシュニャク人、クロアチア人の間でその勢力圏を巡る争いが続いていた。とりわけ九五年に入ってからは、セルビア人勢力とボシュニャク人勢力との戦闘が激化した。その一環としてエルデモビッチが所属するセルビア人勢力のスルプスカ共和国第一〇破壊活動分遣隊は、同国東部のボシュニャク人が多数を占める四万人弱の山岳地帯の街「スレブレニツァ」に侵攻した。いわゆる「スレブレニツァの虐殺」と言われるものがこれであり、このとき八、〇〇〇人以上の人々が殺害された。その最中の一九九六年七月一六日、エルデモビッチが所属する部隊は、避難中の一、〇〇〇人超の非武装のボシュニャク人男性をバスから降ろし、背中を向けて並べさせた。上官はエルデモビッチを含む指揮下の兵士に対してその銃殺を命じた。エルデモビッチは「上官、あなたは正気ですか？私は殺したくない」と抗弁したが、「同情するなら銃を渡してお前も向こうに並べ」と言われた。銃殺は午前一〇時頃から午後三時頃まで続き、およそ一、二〇〇人が殺害された。命令に従わなければ、自らの生命、そして妻と当時生後九カ月だった一人息子の生命に対する危険があったエルデモビッチにとって、虐殺への参加以外に選択肢はなかった。

およそ一〇万人が命を落としたといわれる一九九二年から九五年まで続いたボスニア紛争とその最中で生じたスレブレニツァの虐殺から二五年。旧ユーゴスラビアにおける一連の戦争犯罪を処罰するために紛争の最中の一九九三年に国連安保理が設置したICTYは、計一六一人の戦争犯罪の被疑者を訴追し、二〇一七年にその任務を終えて閉廷した。しかし他方、その虐殺の責任を巡っては遺族団体「スレブレニツァの母連合」が当時スレブレニツァの保護にあたっていた国連のオランダ部隊に対して訴訟を提起している等、同国の政治、教育といった様々な社会的側面においては今も民族間の緊張が続いている。さらには、当時殺害された人々の遺体の多くが虐殺隠蔽のため直後に地中に埋められる等したこともあり、すべての行方不明者や遺体の身元特定は完了しておらず、遺族の苦しみは二五年経った今も完全には拭われていない。

社会史的な描き方をすれば紛争後社会への関心は一般に

希薄化しがちである一方、当時若き青年であったエルデモビッチのこの衝撃的な経験からあらためてこの戦争を見つめなおせば、エルデモビッチはどのような経緯でスレブレニツァの虐殺にまきこまれていったのか、エルデモビッチが犯した行為に社会はどう向き合うべきか、エルデモビッチは残された自らの生をどう歩んでゆくのか、戦争の「終わり」とは何でそれはいつ訪れるのか…といった、戦争とひとりの人間との関係について汲みつくせない問いをもたらす。言い換えればエルデモビッチのそうした「個」の視点――「ある日戦争が訪れ、そして終わりがみえなくなった」――は、それがひとりの人間であれば誰もが直面しうる現実と苦しみを想起させるものであり、その先には「なぜ人は生きるのか？」という、時代や国籍を超えた人の生死の根本を問う普遍的な問いをはらんでいるように思われるのである。

そこで本稿は、前半においてこの戦争と赤十字等による人道支援の動向、とりわけ「民族浄化」の現場となったスレブレニツァにおける「安全地帯」設置にいたるまでの経緯を概観し、後半においてエルデモビッチが虐殺に至るまでの経緯、ICTYにおけるエルデモビッチの罪状を巡る議論、その後において彼が「証言者」として演じた役割をたどり、この紛争の一つのスナップショット――そう遠くはない過去にあった戦争と一人の兵士のあゆみ――をマクロとミクロ双方の視点から描き、この事件に対する一つの向き合い方を模索することとしたい。

プロローグ――あの日に至るまで

一九九一年、ユーゴスラビア連邦の構成国であったスロベニアの独立宣言を機に連邦解体の機運が急速に進み、その過程でバルカン半島ではさまざまな紛争が生じた。その一つが一九九二年から一九九五年まで続いたBiHの独立をめぐる「ボスニア紛争」である。広い意味でのユーゴスラビア解体に伴う紛争は今も収束しておらず、例えばユーゴスラビア連邦の首都ベオグラードがあるセルビア共和国はその一部であったコソボの独立を認めておらず、今も緊張関係が続いている（なお、日本は二〇〇八年にコソボ共和国を国家として承認している）。また、正確にいうとBiHも現在はボシュニャク人とクロアチア人主体のBiH連邦と、セルビア人主体の自治地域スルプスカ共和国の二つの構成体（entity）からなる連邦国家であり、民族別の三人の大統領職が八カ月ごとに議長を務める「大統

領評議会」が国家元首の機能を担っている。これはボスニア紛争を終結に導いた一九九五年のいわゆる「デイトン和平合意」後に同国が国際的な監視下に置かれたことの名残でもあり、例えば政治的側面のみならず学校教育においては校舎を分割して民族別に授業が行われる等、今も様々な社会的側面にその痕跡を残している。同国のＢｉＨ赤十字社においても、実態としてはＢｉＨ連邦赤十字、ブルチコ（Brčko）行政区赤十字、スルプスカ共和国赤十字から構成されている。

ボスニア紛争の引き金となったのが一九九二年四月六日のＢｉＨの独立宣言と言われ、これに伴い同日からＢｉＨの勢力圏をめぐって三つの勢力を代表する旧ユーゴスラビア連邦軍（ＪＮＡ）とＢｉＨ連邦軍（ＡＲＢｉＨ）、クロアチア防衛評議会（ＨＶＯ）の三つ巴の戦いが始まり、三か月間で同国の避難民は一気に二六〇万人超にまで達した。[2] また同年五月一九日には赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）の要員一名が銃撃により死亡したことでＩＣＲＣは同国から一旦撤退を強いられる等し[3]、人道・治安状況は悪化の一途をたどった。

そうした中、支援の中心的役割を担うことになったのが、当時、緒形貞子氏が率いる国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）であった。ＵＮＨＣＲは一九七六年から旧ユーゴスラビア連邦に小規模ながら事務所を置いており、このとき初めて紛争が進行する最中でのオペレーションを強いられることになった。ユーゴスラビアにおけるＵＮＨＣＲの活動の当初目的は現地赤十字が配布予定であったＩＣＲＣの援助物資配布のサポートであったが、ボスニア紛争の激化とともにニーズは激増し、赤十字・ＵＮＨＣＲともにその援助プログラムの規模は瞬く間に膨らんだ。[4] ＩＣＲＣ単独でみれば一九九三年の全体予算においてその約半分が旧ユーゴスラビアにおけるオペレーションに充てられることとなり、その内容としては、終戦までに一億トン超の食糧支援と計四、七〇〇万スイスフラン（約五三億円）相当の医療支援の展開、約五二〇か所に収容された五四、〇〇〇人以上の避難民の訪問、約一、八〇〇万通の赤十字通信の取扱い、四、五〇〇件以上の離散家族の再会支援といった前例のない規模のものとなった。[5]

しかしながら急増する支援ニーズに対応は追いつかず、九二年七月にジュネーブで開催された「旧ユーゴスラビアにおける紛争犠牲者に対する人道支援に関する国際会議」において、緒形氏は次のように「政治的」解決の必要を訴えている。

時間が無くなることを恐れています。数週間、数か月、長すぎるほどの時間の経過の中で人々は攻撃され、住処を追われています。おそらくこれが最後の呼びかけになりますが、今こそ世界が人道的な反抗（humanitarian counter-offensive）に打って出るときです。人道危機のあらゆる側面を、世界の良心が平和的・政治的解決のための決定的行動へと向かうよう仕向けていきましょう。人道的行動は政治的行動の代替物ではありえませんが、それは紛争から平和への橋渡しとなりうるものなのです。[6]

「民族浄化」へ――「安全地帯」の実態

人道状況が刻一刻と悪化する中、避難民の保護を目的とした「安全地帯（safe areas）」を設けようという機運が高まり始めた。九二年八月にイギリスが主催した「旧ユーゴスラビア国際会議（ＩＣＦＹ）」においてＩＣＲＣは、ボシュニャク人の保護のための「保護地域（protected zones）」の設置を提案し、「保護地域設置の実現はＩＣＲＣの能力を超えるものであって、諸国の協力が不可欠であり、このための安保理による国連保護軍への任務の付与と速やかな派遣が必要である」と訴えた。[7]

こうした動向も受けて一九九三年四月一六日、国連安保理は決議八一九により、ＢｉＨにおける全ての紛争当事者に対して、特に人道上の緊急の必要のあるスレブレニツァとその周辺地域からの紛争当事者の即時撤退、また、同地域を人道支援への妨害の停止を含む一切の敵対行為を控える「安全地帯（safe area）」として扱うよう求めた。続く同年六月の安保理決議八三六は、スレブレニツァを始めとするＢｉＨの領域内六か所を安全地帯として設定すると同時に、人道援助物資の輸送支援といった国連保護軍（ＵＮＰＲＯＦＯＲ）の任務拡大を決議した。しかしながらこれらの安全地帯は徐々にセルビア人勢力に包囲され、北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）による空爆とその対抗措置としての武装勢力による安全地帯への攻撃という暴力の応酬へと発展した。一九九四年七月には安保理常任理事国らが主導してＢｉＨの分割などの和平案を提示したが各勢力はこれを拒否し、安全地帯における殺戮が繰り広げられた。[8]

「民族浄化（ethnic cleansing）」――民族的に純粋な地域を設ける政策――という言葉が台頭したのもこの時期であった。

このために、頻発する人道支援への妨害、中立であるはずの人道要員と軽武装の国連保護軍への攻撃といった、あらゆる側面で人道の基本原則を踏みにじる行為が猛威を振るった。[9] 国際人道法の側面においてBiHは、一九九二年時点で一九四九年のジュネーブ諸条約及び一九七七年の二つの追加議定書の加盟国であり、さらには批准と同時に国際人道法の違反行為等を調査する国際事実調査委員会（IHFFC）の受入れを認める宣言さえも行っている。[10] しかしながらその実態について、例えば長有紀枝教授は次のように指摘している。

> 国際人道法の実効性の確保は、ICRCのみならず地元の赤十字社にとっても重要課題である。ボスニア・ヘルツェゴビナのセルビア人勢力に影響力を持っていたユーゴスラビアのユーゴスラビア赤十字社（現セルビア赤十字社）の活動に携わる国際人道法学者は、筆者のインタビューに対し、「戦時中の国際人道法の実効性の確保にあたって理論的には、赤十字社や国際人道法の専門家が政府に対し、申し入れを行うことが可能であり、そうするべきではあった。しかし、当時の状況下では、そうした行為は政治的に不可能であり、また国際人道法学者の発言に影響力は皆無であった」と語っている。[11]

総じていえば、以上のような経緯をもって設置された「安全」地帯の実態とは次のようなものであった。つまり、勢力間の戦線が極めて流動的なこの紛争において安全地帯の設置が結果的にセルビア人勢力が地理的に避難民を包囲するという形勢を招き、かつその地域一帯の「安全」保持を試みた国連保護軍のふるまいが裏目となって紛争当事者の勢力拡大への妨害とみられたことで国連は中立性を失い、さらにはその当の「保護」軍が一般市民の「安全」を保護する物理的能力をほとんど持ちあわせていなかった。そしてこのことが追い詰められた人々のジェノサイド――大量虐殺を招いたのである。

虐殺を背負う者――エルデモビッチのあゆみと裁き

ドラゼン・エルデモビッチは一九七一年一一月二五日、BiH第三の都市トゥズラ（Tuzla）に生まれたクロアチア系の住民だった。一九九二年にBiHが独立を宣言したとき同国の人口は約四三〇万人で、その約四割がボシュニャク人、三割がセルビア人、二割がクロアチア人であり、ボシュニャク人とクロアチア人が独立を推進していた。他方、一九九五年当時二三歳であったエルデモビッチは、セルビア系の女性と結婚し、一人息子をもうけていた。戦争以前、彼は失業中の錠前師であったが、彼によれば一般市民の感覚として民族間の憎悪といったものはなく、家族と平穏な日々を過ごしていた。[12] しかしながら戦争が始まり、家族を養う必要から彼は入隊を強いられた。当初エルデモビッチはBiHの政府軍に所属していたが、その後クロアチア軍、そしてセルビア系のスルプスカ共和国軍第一〇破壊活動分遣隊の兵士となった。このようにエルデモビッチに特定の民族への忠誠心といったナショナリズム的信条はなかった。[13] その後の顛末――九五年七月のスレブレニツァでエルデモビッチが演じた役割は冒頭に述べたとおりである。

虐殺の後、エルデモビッチは強い良心の呵責に苛まれ、酒におぼれる生活をおくっていた。ある晩、セルビア人兵士の同僚との会合に参加していたエルデモビッチは、口止めのため同僚に銃撃され、胸部に重傷を負った。奇跡的に一命をとりとめたエルデモビッチはその後、米国大使館、米国系メディアのABCの記者に接触し、虐殺の事実の証言を試みるが、うまくいかなかった。その後フィガロ紙の記者に詳細を語ることができ、関心を寄せた同紙の記者はエルデモビッチに面会を試みるが、その所在がわからなくなっていた。その後記者は、前夜の深夜三時にベオグラードの警察がエルデモビッチと仲間の兵士を連行したことを知った。セルビアの警察はエルデモビッチが証言を試みようとしたことを察知し、身柄を拘束したようだった。ICTYはエルデモビッチがスレブレニツァの虐殺について詳細を語ることのできる最初の重要参考人でもあったことから、すぐにセルビア当局に対してその引渡を求めた。メディア露出と米国からの圧力もあり、交渉の末、セルビア当局は引き渡しに応じた。ベオグラードでの記者会見でICTYの担当官は「ICTYと特に検察局は、（セルビア指導部との）協力関係の新たな出発点に到達した」と語った。[14] 以上が一九九六年五月の出来事であり、虐殺から約一年後にICTYがようやくスレブレニツァの真相究明の端緒を得た瞬間でもあった。

エルデモビッチの罪はどう裁かれたのだろうか？例えば本件を法学的観点から分析した論文に「文民の銃殺を命じられ、そうしなければ自らが死に直面する場合の兵士の死ぬ義務[15]」というものがあるが、そのタイトル自体がこ

の事件の争点を端的に表している。つまりエルデモビッチ事件は、「(上官命令による)強迫」というものが国際社会の最重要犯罪とされる戦争犯罪や人道に対する罪、ジェノサイドといった罪の責任を免れる理由となるか(強迫であってもこれらの犯罪に着手するくらいなら自ら死を選ぶべきであったか)について専門家の間に大きな議論を呼んだ。実際の裁判でもＩＣＴＹの裁判官は様々な国の出身者で構成されることから、それぞれの国内刑法における強迫の抗弁の理解は異なり、審議における意見も割れた。大まかに言えば、強迫の抗弁が認められない(「上官命令であり、やむを得なかった」という抗弁を容認することは国際社会の最重要犯罪の規範性を損ねる)とする英米法系の裁判官二名と、認められるとする大陸法系の国の裁判官二名の意見が拮抗したが[16]、議論の末、判決は強迫による免責の抗弁――完全な無罪の主張を認めなかった。他方、エルデモビッチが虐殺に参加しなかったとしてもその結末は変わらなかった(つまり上官命令を拒否したとしても人々の命が救われたわけでもなく、単に加えてエルデモビッチの命が失われるだけであった)のであり、あわせてエルデモビッチの年齢(事件当時二三歳で本判決時は二六歳であり、裁判所は「釈放後の彼の新たな人生を始める第二のチャンスが与えられるべきであり、そうするに彼は十分若い」と判断したこと)、前科(エルデモビッチにとって本事件が初めての人の殺傷への着手であり、過去においては幾度か上官命令を拒否し、避難民の救出を試みたという第三者の証言もあったこと)、自発的な自白と検察局の捜査に対する協力的な姿勢も加味されたことで、刑期は一審の拘禁刑一〇年から五年に減刑された。そして一九九九年八月、エルデモビッチは刑期を終えて早期釈放された[17]。

真実を求めて――証言者としての一歩

裁判所の審議の過程において、エルデモビッチは心的外傷後ストレス障害(ＰＴＳＤ)と診断された。エルデモビッチとともにスレブレニツァの捜査活動に従事したフランス人捜査官のジャン＝ルネ・リュ(Jean-René Ruez)によれば、「エルデモビッチの悲しみと悔悟の念は真正なものであり、彼はその感情のプロセスを潜り抜けようとしていた」とし、次のように述べている。「確かなことの一つは、私が彼とともにいる間、彼は心からこの状況に巻き込まれたことを後悔していたことだった。彼が事件で何が起きたかを語ることは常に過酷なことだった。これらすべての記憶を蘇らせることは彼にとって非常に困難なことだった。彼が事件の詳細について語るときはいつも、彼がこの出来事に参加したことをいかにすまなく思っているかを言うのだった[18]。」

真実に向き合う姿勢とは対照的な例が、例えばナチスドイツのホロコーストやルワンダのジェノサイドにおいても見られたような、そのような事実自体が存在しなかったとする「否定」である[19]。スレブレニツァにおいては人々の殺害直後に多くの遺体が地中に埋められたことは上に述べたとおりだが、「そうした殺戮はあくまで〝戦闘の結果〟であり、兵士の〝感情のほとばしり(a moment of passion)〟がもたらした事態であった」とする主張や、「一〇〇万人超のボシュニャク人に対して八、〇〇〇人の犠牲は集団の大部分を構成するとは言えず、ジェノサイド(集団そのものの殲滅)とはいえない」といった「ジェノサイド」ないし「民族浄化」の存在そのものを否定する主張が繰り広げられた[20]。スレブレニツァの虐殺の指揮官でスルプスカ共和国の参謀総長でもあったラスコ・ムラディッチにおいては、一六年の逃亡生活の末の二〇一一年になってようやく逮捕され、オランダ・ハーグの旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ＩＣＴＹ)に出廷し、「スレブレニツァで何が起こったとしても、自分とは無関係だ」と主張した[21]。

スレブレニツァの真相究明の試みは現場においても様々な障害に阻まれた。スレブレニツァにおいて避難民たちがバスで輸送される混乱の最中、多くのボシュニャク人男性がその家族である女性、子どもと離散していた。そして虐殺された人々の遺体の大半がその直後に隠蔽工作として重機等を用いて地中に埋められ、またこのときにボシェニャク人を移送したバスの運転手も口止めのために殺害を強要されるなどし、こうしたことが上述のＩＣＴＹによる証拠収集と今日に至るまでの行方不明者の生死ないし遺体の特定を困難にする要因となった[22]。そこでカギとなったのがエルデモビッチの証言であった。

ジャン＝ルネの言葉をかりれば、「エルデモビッチの捜査に対する協力は、極めて素晴らしいものであった」というもので[23]。これにより一九九六年から二〇〇〇年の間にスレブレニツァでＩＣＴＹは二一か所の集団埋葬地の発見に成功し、その遺体の大半が一一歳から一九歳と推定される非武装の青少年であることが明らかになった他[24]、検察局がこれまで全く認知していなかった複数の事件(殺戮の事実)も明らかになった[25]。これをもってＩＣＴＹは、スレブレニツァの虐殺は武装集団との「戦闘の結果」としての死亡ではなく、あくまで「(ある特定の集団に属する人々全てを殲滅

する目的で）入念に計画され、組織だった作戦の結果」だったのであり「ジェノサイド」に相当すると判断した。[26] 他方、集団埋葬のうち複数がセルビア人勢力により事後に再発掘され、証拠隠滅のために再び別の場所に埋葬されていたという事実も発覚した。このために発掘された遺体が断片化して複数の埋葬地点に散逸するなどしたことから、身元特定の作業は困難を極めた。この点につきＩＣＴＹは「遺体を埋めるという隠蔽工作は、犯罪のおぞましさのみならず、犯罪実行者が、自らの行いが法に反する行いであると十分認識していたという事実もまた、物語っている」と指摘している。[27]

またジェノサイドや人道に対する罪など計六六の罪状を問われたものの「スレブレニツァで起きた出来事に私は関係ない」と主張する元セルビア共和国大統領のミロシェヴィッチの裁判においてもエルデモビッチは証言者として登壇し、「私は個人的にそうすること（人々の殺害）を命じられたのであり、上官の許しが無ければそうした事態は生じなかった」と証言した。[28] 裁判所はそうしたエルデモビッチの態度について、「人々が裁判の審議に加わることを促すという裁判所の役割」にとって非常に重要なものであったとし、「裁判所で費やされた時間と長期にわたる調査の努力を報うものだった」と評価している。[29] 他方、例えば、二〇一一年に逮捕された上述のムラディッチにおいては、二〇一七年になってようやく、ＩＣＴＹの最高刑たる終身刑が言い渡されたものの、その後、控訴がなされており、二〇二〇年八月、ＩＣＴＹの機能を受け継いだ国連の「国際刑事裁判所メカニズム（後述）」における控訴審においても依然、無罪を主張し続けている。[30]

エルデモビッチが語りかけるもの――人はなぜ生きるのか？

当初予定では二〇一〇年までに全ての審理の終了を目指していたＩＣＴＹは結局二〇一七年まで存続し、それまでに一六一人を起訴（うち有罪：九〇人、無罪：一八人、国内裁判所へ移送：一三人、起訴取り下げ又は死亡：三七人、審議継続：三人）し、このために四、六五〇人の証人喚問、一〇、八〇〇日相当の審議、二五〇万ページにわたる裁判記録を費やしてその任務を終えた。[31] しかしながら真の意味でのＩＣＴＹの役割は完遂していない。国際的な刑事司法の営みには「修復的司法」という単なる責任者の懲罰のみならず紛争後社会の平和構築の促進という要素も多分に含まれる。このために安保理は、二〇一〇年、ＩＣＴＹの審理の差し戻し、再審等の残務処理から、恩赦請求の処理、当該紛争地の国内の刑事司法の能力強化や活動記録の保全、犠牲者や証言者の保護といった広い意味でのＩＣＴＹの遺産を引き継ぐための「国際刑事裁判所メカニズム（International Residual Mechanism for Criminal Tribunals, IRMCT）」という制度を設けている。[32]

他方で上述のとおり犯罪人処罰の「国際性」を打ち出すがゆえに、通訳や証拠収集の困難性による審議の長期化、実際の犯人逮捕のための警察力の欠如といった様々な実務課題も浮上した。[33] これらは一九九八年に設置された常設の国際刑事裁判所（ＩＣＣ）においてもその実効性への疑義として受け継がれており、国際的な法の支配にとって常につきまとう課題だといえる。それは「刑事裁判」という名を冠するものの、実態としては国内社会のそれとは異なり、より広い意味でいかにして紛争後社会を立て直していくか、より理念的に言えばいかにして人々の真実の記憶を確かなものにしていくかという地道な、しかし不可欠な終わりのない「プロジェクト」だといえよう。ここでは少なくとも、ＩＣＴＹがエルデモビッチをはじめとする人々の証言と真相究明の受け皿となった点において、肯定的な評価を加えるべきだろう。

また犠牲者の人道支援レベルにおいて、例えばボスニア紛争発生以降、ＩＣＲＣには二万件超の行方不明者の安否調査依頼が寄せられたが、二〇二〇年七月時点でいまだ一万件近くがペンディングの状態である。[34] スレブレニツァの犠牲者八、三七二人においてはそのうち一、〇〇〇人超がいまだ身元の特定に至っていない（なお、この死者には九人のＩＣＲＣスタッフも含まれ、その全てが二〇〇五年から二〇一一年にかけて集団埋葬地から発掘され、身元の特定に至っている）。[35] 現在においては地元赤十字社とＩＣＲＣが中心となって、純粋な安否調査活動のみならず、遺族に対するこころのケア活動の展開、「家族の行方がわからない」という苦しみとそれを知る権利（right to know）に対する世論喚起など、この問題に対する息の長い活動が継続されている。[36] 言い換えればこうした営みは間違いなく「人道支援」の一環であり、これだけ長期に渡って継続していること自体、死者の弔いが人間の尊厳の不可欠な一部をなしていることを示している。

スレブレニツァの真相究明の過程においてエルデモビッチが果たした役割は小さくなかった。他方、そのことでエルデモビッチの罪が完全に免責されるわけでもなく、その

行いの一側面だけを切り取って讃えるべきだというつもりもない。戦争とは一般にその国益の実現として実行されるわけだが、エルデモビッチの内面にはそれを担う兵士としての「矜持」ないし「民族への忠誠」といった、いわば戦争の大義そのものが存在しなかった。そのために、彼が人間――しかもこれまでは良き隣人として共存していた数十から数百という人々――の生命の剥奪に着手した際の衝撃は、一人の青年が受け止めるには余りあるものだった。本来的に人は人を殺すことに強烈な抵抗感を感じるため、とりわけ戦時における殺人の実行においては「なぜ自分はこの戦争を望むのか」についてどこかで折り合いをつける必要があり、彼もまた一人の人間として虐殺の経験を合理化する何かが必要だった。その「折り合い」こそが、彼にとってはスレブレニツァの真実の証言という形で吐露されたように思われるのである。冒頭に掲げた証言に続き、エルデモビッチは以下のように述べている。まるで自らに語りかけるようなその声を私たちが受け止め、記憶に織りなしていくこと、そしてエルデモビッチにとってはある意味その「証言」という「決心」を貫き通すことこそが、心に深い傷を負った彼自身が「人として生きること」を取り戻すはじまりとなり、さらには自らが「なぜ生き続けるべきなのか?」という問いに向き合うためにもまた、必要とされたのではないだろうか。

> 到着した私の弁護士が最初に投げかけた問いは、（自白という）決心を変えるつもりはないか？今後（の裁判の経過において）何が起こるか、どうなるかわからない、というものでした。全ての犠牲者、私の良心、私の生命、私の妻と子どもにかけて、私は決心を変えるつもりはないと言いました。…このことで私の家族、両親、兄弟にも何らかの消極的な影響が及ぶことを私は知っています。ですが、この決心を変えることはできません。それは私の心、魂、そして犠牲者と戦争、すべてに由来するものだからです。[37]
> （傍点筆者）

注

1. ICTY, Read Guilty Plea Statement, transcript of hearing, 20 November 1996, <URL: https://www.icty.org/en/content/dra%C5%BEen-erdemovi%C4%87> (accessed 2020-8-12)
2. Kirsten Young, UNHCR and ICRC in the former Yugoslavia: Bosnia-Herzegovina, *International Review of the Red Cross*, No.843 (2001), p.782.
3. ICRC, Bosnia-Herzegovina: ICRC delegate dies in Sarajevo, *International Review of the Red Cross*, No.288 (June 1992). 亡くなったFrédéric Maurice氏(39)はサラエボの病院で使用する緊急医療物資を搬送中だった。
4. *supra* note 2, pp.783-784.
5. *ibid.*, p.784.
6. Statement of Mrs. Sadako Ogata, United Nations High Commissioner for Refugees, to the International Meeting on Humanitarian Aid for Victims of the Conflict in the former Yugoslavia, Geneva, 29 July 1992, <URL: https://www.unhcr.org/admin/hespeeches/3ac68fac1a/statement-mrs-sadako-ogata-united-nations-high-commissioner-refugees-international.html> (accessed 2020-10-1)
7. ICRC, Position Paper, *The Establishment of Protected Zones for Endangered Civilians in Bosnia and Herzegovina* (1992), <URL: https://casebook.icrc.org/case-study/bosnia-and-herzegovina-constitution-safe-areas> (accessed 2010-10-1)
8. UN, *Report of the Secretary-General pursuant to General Assembly resolution 53/35 - The fall of Srebrenica*, paras.153-156, <URL: https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/a_549_1999.pdf> (accessed 2020-10-7)
9. ICRC, Case Study, Armed Conflicts in the former Yugoslavia, in *HOW DOES LAW PROTECT IN WAR*, paras.10-14, <URL: https://casebook.icrc.org/case-study/case-study-armed-conflicts-former-yugoslavia> (accessed 2020-10-1)
10. ICRC, *State Parties to the Following International Humanitarian Law and Other Related Treaties as of 1-Oct-2020*, p.2, (2020), <URL: https://ihl-databases.icrc.org/ihl> (accessed 2020-10-7)
11. 長有紀枝『スレブレニツァ―あるジェノサイドをめぐる考察』(東信堂、二〇〇九年)八八頁。
12. ICTY, Erdemović (IT-96-22), Transcript, 19, November, 1996, pp.180-181, <URL: https://www.icty.org/x/cases/erdemovic/trans/en/961119IT.htm> (accessed 2020-10-1)
13. *ibid.*; ICTY, Prosecutor v. Drazen Erdemović (Sentencing Judgement), IT-96-22-Tbis, (5 March 1998), p.13. <URL: https://www.refworld.org/cases, ICTY,40276690 4.html> (accessed 2020-10-1)
14. ジョン・ローガン『戦争犯罪を裁く　上　ハーグ国際戦犯法廷の挑戦』(NHKブックス、二〇一一年)一四〇―一四三頁。
15. Valerie Epps, The Soldier's Obligation to Die When Ordered to Shoot Civilians or Face Death Himself, *New England Law Review*, Vol.37, Issue 4, (2002-2003)
16. 多谷千香子『戦争犯罪と法』(岩波書店、二〇〇六年)一三九―一四〇頁。

17　ICTY, DRAŽEN ERDEMOVIĆ, Case Information Sheet, <URL: https://www.icty.org/x/cases/erdemovic/cis/en/cis_erdemovic_en.pdf> (accessed at 2020-10-1), p.5.

18　ICTY, Prosecutor v. Drazen Erdemovic, IT-92-22, Trial Chamber, Judgement, 5 March 1998, pp.16-17.

19　例えばリップ・ユタット による『否定と肯定　ホロコーストの真実をめぐる闘い』(くーぺー BOOKS、二〇一七年) は「ナチスによる大量虐殺はなかった」とするイギリス人歴史学者の主張をめぐる裁判闘争が描かれている。

20　ICTY, *Fact About Srebrenica* (June 2005), pp.1-2, p.8, <URL: https://www.icty.org/x/file/Outreach/view_from_hague/jit_srebrenica_en.pdf> (accessed 2020-10-1)

21　BBC, Ratko Mladic denies Srebrenica massacre role-son, 29 May 2011, <URL: https://www.bbc.com/news/world-europe-13589558> (accessed 2020-10-1)

22　*supra* note 20, p.2.

23　*supra* note 18, p.17.

24　*supra* note 20, p.2.

25　*supra* note 18, p.17.

26　*supra* note 20, p.8.

27　*ibid.*, p.6.

28　Anthony Deutsch, Testimony ties Milosevic to massacre, August 26, 2003, in TRIB LIVE, available at https://archive.triblive.com/news/testimony-ties-milosevic-to-massacre/ (accessed at 7th October 2020)

29　*supra* note 18, p.16.

30　UN International Residual Mechanism for Criminal Tribunals, Case Informationa Sheet, RATKO MLADIĆ, <URL: https://www.irmct.org/sites/default/files/cases/public-information/cis_mladic_en_1.pdf> (accessed 2020-10-1)

31　ICTY, Key Figures of the Cases, August 2019, <URL: https://www.icty.org/en/cases/key-figures-cases> (accessed 2020-10-1). ; UN News, FEATURE: Curtain falls on UN tribunal's 24-year history of fighting impunity in former Yugoslavia, (20 December 2017), <URL: https://news.un.org/en/story/2017/12/640022-feature-curtain-falls-un-tribunals-24-year-history-fighting-impunity-former> (accessed 2020-10-1)

32　詳細については IRMCT ウェブサイト (https://www.irmct.org/en/about) 参照 (二〇二〇年一〇月七日確認)

33　Carla Del Ponte, investigation and Prosecution of Large-scale Crimes at the International Level – The Experience of the ICTY, *Journal of International Criminal Justice*, 4 (2006), p.546.

34　ICRC, 25 years after the sorrow of Srebrenica, 8,372 lives remembered, 9 July 2020, <URL: https://www.icrc.org/en/document/25-years-after-sorrow-srebrenica-8372-lives-remembered> (accessed 2020-10-1)

35　ICRC, Remembering nine ICRC employees killed 20 years ago in Srebrenica, 10 July 2015, <URL: https://www.icrc.org/en/document/remembering-nine-icrc-employees-killed-20-years-ago-srebrenica> (accessed 2020-10-1).

36　ICRC, *7,000 LIVES STILL MISSING – FAMILIES OF MISSING PERSONS IN BOSNIA AND HERZEGOVINA*, (December 2018)

37　*supra* note 1

特集2：戦争と人道

戦場医療の進歩

――古代からテロとの戦争まで

藤野　毅
元陸上幕僚監部法務官・元陸将

戦争の歴史は、相手を撃破するための、戦略・戦術の高度化と強力な兵器の開発の歴史である。一方で、戦争の歴史は、戦争の犠牲者を救済するための近代医学と戦場医療の進歩の歴史でもある。

現在、米国等の先進国は、兵士の「ゼロカジュアリティ」を目指し、自律型ロボット兵器等の無人兵器の開発を促進するとともに、戦場での負傷者に対する高度の救命医療制度を整備している。

以下、現在に至る迄の近代医学と軍の戦場医療の進歩について概観する。

なお、本稿は、故足立純夫防衛大学校教授の遺稿メモを、加筆したものである。

1　古代――外科医学の進展

三〇〇〇年前のトロイとギリシャの戦争では、死者と戦傷者の比は一：一と言われ、軽傷でない限り、戦傷者は死亡した。ホメロスの詩編に、トロイ戦争の最後の四日間、戦傷者一四七人中一一四名が死亡（死亡率七八％）したとの記事がある。

医学の父ヒポクラテスは、「野戦こそ戦傷者治療の最良の訓練場」と言ったが、当時、戦争犠牲者は古代から疾病に

起因する者が多く、アテネ黄金時代の終焉は、都市防衛の中枢的役割を担ったアテナ海軍に伝染病が蔓延し、海軍が行動不能になったことによると言われている。

アレキサンダー大王は、優れた戦略戦術家であっただけでなく、医療の達人でもあった。BC三二六年、北インド侵攻時、薬草を収集し、師であるアリストテレスに送って研究を依頼し、首都アレキサンドリアに医学研究センターを設置した。

野外での戦闘に組織的な救急活動を導入したのは、BC二〇〇年頃のローマ人であった。

ジュリアス・シーザーは、外科医に市民権を与え軍隊に随伴させ、戦場で、生存の見込めるローマ兵戦傷者は置去りにすることはなかった。この慣例は、欧米においては一九世紀迄続くことになった。

アウレリアヌス帝は、「兵士に無料治療」の原則を立てたが、当時、外科医は、軍団の兵力七、〇〇〇人に対し医師一人であった。

ビザンチン帝国は、六～一〇世紀の間に、旅団と師団の編成を定め、夫々に衛生隊を付し、戦線の後方二〇〇フィートに位置し、戦闘間、戦傷者をここに後送して、治療した。

2　中世から近世――疫学の進展

中世の戦傷治療、防疫は、ギリシア・ローマ時代と殆ど変わらなかった。

一三四七年に欧州に蔓延したペストは、人口の四分の一を奪った。

梅毒は、コロンブスの西半球航海終了後に、欧州にもたらされたと言われるが、既に、欧州に存在していた。即ち、一四九四年、フランス、シャルル八世は、ナポリ王国制圧に派兵したが、フランス兵の多数が梅毒に感染し、それらの者が本国帰還後、梅毒は急速に拡がった。

医療の科学的方法の開発がはじまったのは一七世紀である。イギリス・エディンバラの医師見習いジェームズ・リンドは、一七三九年、二三歳の時に海軍軍医として入隊し、戦場では、戦傷よりも疾病のために死亡することが遥に多いと述べるとともに、ビタミンの効用を臨床試験で証明した。

ナポレオン戦争は、近接小銃戦闘主体であったが、大規模な兵力の動員、迅速な機動及び火砲の使用により、戦闘様相を一変し、大量の戦傷者を出すに至った。

このため、ナポレオン軍の軍医長ドミニク・ジャン・ラ

レー男爵は、戦闘終了後に治療を開始するという従来の慣行を変更した。しかも、受傷後直ちに手当てするにしても、戦場の不衛生な場所で手術を行って感染症で死亡させるのではなく、戦傷者を一刻も早く、後方の前線救護所に後送し、配置された熟練医官による治療を行った。そのため、当時、戦傷者は、場合により二日間も徒歩で救護所に赴くこともあったが、軽砲の移動と同じ速度で戦傷者を後送できる救急車を発明し、軍救急部隊を創設した。この救急車は、患者二名を搭載し応急治療要員が同乗する箱型の小型二輪車及び患者四名を搭載する箱型の四輪車であった。ラレーは、階級の区別なく重傷者を先に治療するとの今日の医療倫理に相当するルールを確立し、一〇％であった手術を受けた戦傷者の生存率を、四分の三以上に向上させた。

なお、ナポレオン戦争時代は、戦傷よりも疾病による兵の死者が遥に多く、一七九八年～一八〇〇年のエジプト遠征で、ペストによる死者一、六八九人、トラホーム患者が多数生じた。この時代、まだ、ビタミン、酵素、ホルモン等は知られていなかった。

3　アメリカ南北戦争前後――疾病との闘い

アメリカ独立戦争（一八一二年～一五年）で、アメリカ兵死者の九〇％は、疾病（天然痘）によるものであった。当時、戦傷による死亡率一〇％に対し、天然痘感染者の死亡率は、一六％であった。一七九八年、エドワード・ジェンナーがワクチンを開発していたが、アメリカは、一八一二年、開戦直後、一部の兵にワクチンを接種し、接種を受けた者の死亡率は一％であった。

アメリカ・メキシコ戦争（一八四六年～四八年）に、アメリカは一〇万人派遣し、一、五四九名の戦死者に対し、一一、〇〇〇人が黄熱等の疾病のために死亡した。

クリミア戦争（一八五四年～五五年）に、英仏軍四〇七、〇〇〇人が参戦し、一七、〇〇〇人の戦死者に対し、七七、〇〇〇人が疾病により死亡した。他方、ロシア軍三二四、〇〇〇人が参戦し、三五、〇〇〇人の戦死者に対し、三七、〇〇〇人が疾病により死亡した。この戦争にイギリス戦時省は、ロンドンの病院に所属する当時三四歳のフローレンス・ナイチンゲールを派遣した。これは、戦場における看護サービス提供の先駆者であるとともに、女性が戦場に赴く門戸を開いた。

アメリカ南北戦争（一八六一年～六五年）において、北軍の戦傷による死者は一一〇、〇〇〇人、疾病による死者

は二二四、〇〇〇人であった。南軍の戦傷による死者は九四、〇〇〇人、疾病による死者は一六四、〇〇〇人であった。南北戦争の真の敵は、バクテリアであったと言われている。

南北戦争は、近接小銃戦闘で終始したため、戦傷の九四％は小銃弾によるものであった。その他の〇・四％は銃創によるもの、五・五％は火砲によるものであった。（第二次世界大戦では、火砲による戦傷が七五％であった。）

南北両軍ともに、パビリオンスタイルの設備の良い病院を設置した。両軍とも、一八六五年までに二〇四病院、一三七、〇〇〇床を配置した。

北軍最大の病院は、ワシントン D.C. のアメリカ陸軍病院で、三、〇〇〇床を有していた。開戦当初、北軍は病院一六カ所、医者九八人、ナース及び救急車はゼロであったが、一八六五年には医師を一二、〇〇〇人に増員した。また、ナースは、北軍女性看護師の監督官に就任したドロシア・リンド・ディックスが、直ちに三五歳～五〇歳の独身女性を三、二〇〇人募集し、戦争間、三、〇〇〇人～四、〇〇〇人の女性が、北軍病院等で看護に従事した。

南軍最大の病院は、ヴァージニア州リッチモンドに設けられた病院で、一五棟、一〇〇個の天幕に八、四〇〇人が収容できた。

また、河川を利用し、前線から野戦病院への戦傷者の後送に、蒸気船が利用された。大西洋岸では患者八〇〇人収容し、手術室を備えた小型外航船が使用された。

一八六二年七月、ジョナサン・レターマンは、ポトマック軍の衛生部長となり最初の American ambulance corps を立案した。これは、ベトナム戦争に至るアメリカ軍の野戦医療のモデルとなった。即ち、レターマンが、コントロールするまで、例えば、第一次ブルランの戦いの第一回目の戦闘では、戦傷者は自力で救護所に向い、第二回目の戦闘では、三、〇〇〇人の戦傷者が三日間放置され、第三回目の戦闘では、六〇〇人の戦傷者が一週間放置されたように、通常、戦傷者は二日以上前線に放置されていた。この状況に対し、レターマンは、野戦病院の装備及びスタッフを質・量ともに改善し、第一線部隊の後方一～二マイル内に野戦病院を配置して、傷病者看護環境は大幅に向上させた。

4　一九世紀末の戦争――戦傷医療体制の改革

この時期、フランスのルイ・パスツールは、創傷の悪化は細菌感染によることを突き止めた。イギリスのジョセフ・

リスターは、一八六七年に石炭酸による減菌法を開発した。これらの成果を、ドイツとフランスは、共に導入した。

普仏戦争が勃発した一八七〇年七月、ビルロートは、ウィーン大学医学部外科教授から、「Austrian Patriotic Relief Society」に入り、前線に赴任した。彼は、医療体制の不備を知り、改善に着手した。戦場から帰還後も研究を続け、軍事医療のあり方と輸送を考察すると共に、アメリカ南北戦争の戦訓にも深い考慮を払った。

アメリカでは、新設の陸軍衛生学校のバクテリア担当教授ウォルター・リードが、一八九九年に、黄熱病研究委員会委員長に就任し、防疫方法（特に、蚊の防疫法）を検討した。

普仏戦争（一八七〇年～七一年）での戦死者は、フランス軍は一三万七千人。ドイツ軍は、四万四千人であった。これは、プロイセン軍の鋼鉄製のクルップ砲やフランス軍の機関砲ミトライユース等の近代兵器が使用されたため戦死者が増加したことによる。しかし、それでも死者の多くは、チフス、腸チフス、天然痘等の疾病に因るものであった。例えば、ドイツ軍は、天然痘ワクチンの接種を行い、五〇万人の兵力中、罹患者は四、八三五人で、二七八人が死亡した。しかし、フランス兵捕虜中に天然痘患者が発生し、一四、一七八人が罹患し、一、九六三人が死亡した。

また、死者について、ドイツ軍は、戦闘による即死一七、〇〇〇人、戦傷治療後死亡一一、〇〇〇人、疾病による死亡一五、〇〇〇人であり、これは、戦傷よりも疾病死亡が少なかった最初の例である。他方、フランス軍は、戦傷後で一三、一七三人に手術を施したが、感染症により一〇、〇〇〇人が死亡した。

日清戦争（一八九四年～九五年）で、戦傷による死者の四倍もの疾病による死者がでたことから、日本は、軍医をドイツを中心に世界各地に派遣し、軍事衛生、栄養に関する教訓の収集に当たらせた。

日露戦争（一九〇四年～〇五年）が勃発した一九〇四年二月当時、日本の病院におけるベッド数は、二五、〇〇〇床で、一八カ月内に二倍必要と予測された。各病院はバクテリア研究室を置き、野戦病院でも同様の研究班を設置した。その結果、日露戦争では戦傷による死者八・八％に対し、疾病による死者は二％に過ぎなかった。普仏戦争が大戦争にもかかわらず疾病による死者が戦傷による死者を上回ったのに比し、日露戦争が戦傷による死者が多かったのは、戦場における疾病対策によるものであった。

また、日露戦争中、日本赤十字社は、看護婦五、一七〇人を派遣したが、当時、西欧では男子に限られていた担架卒

をも担任し、二四時間体制の医療の効率向上に貢献した。

5　第一次世界大戦――軍医の戦い

第一次世界大戦（一九一四年～一八年）に、一六カ国の兵員六、五〇〇万人が動員された。この戦争では、火砲が最大の死者を生じたほか、一八六二年、リチャード・ジョーダン・ガトリングが考案した機関銃が使用され、また小銃弾の初速も高速となった。そのため、戦傷で八〇〇万人（住民は含まず）が死亡した。

戦争初期の戦場であったベルギーとフランスの農地は、多様なバクテリアを含み、防御陣地では大量の兵力が戦火と疾病の危機に瀕した。

また、一九世紀末の主要な発明発見が急速に医療の科学的進歩に貢献した。更に、有能な医師が戦線に出動し、その経験知識が後の医学の進歩に役立った。例えば、今まで殆ど放置されていた腹部の手術が進歩し、クリミア戦争や南北戦争での腹部手術の死亡率九〇％も、戦闘間になされた最前線の手術室の設備改良により、死亡率は五六％まで改善された。

連合軍は、最前線の医療第一線として、師団に医官七人、補給官一人、担架手八〇人を以て構成する「Casualty clearing station」を設置し、担架上の患者二〇〇人を担当した。更に、応急手術後、患者は病院列車で「Base Hospital」に後送された。

当時、胸部手術は最も危険とされていたが、軍医は敢えてこれに挑戦し、一九一九年までの治療法の研究の結果、肺結核、肺炎の治療が行われた。また輸血とX線検査も導入された。

このような治療の進歩により、戦傷者の七八％が前線に復帰し、一二％が非戦闘任務に就いた。また、大規模なワクチン接種（天然痘、腸チフス、破傷風、ジフテリア、赤痢）が効を奏した。

「Shell Shock」（砲弾ショック、戦争神経症）に対する療法研究が開始され、戦後一九二〇年九月、イギリス陸軍省は、「Shell Shock」調査委員会を設けた。ただし、ガス攻撃による患者の施策は不十分であった。

6　第二次世界大戦――病理学の進歩

第二次世界大戦（一九三九年～四五年）は、それまでの手術、防疫、公衆衛生の問題と取り組んだ戦争と異なり、生理学

者の戦争でもあった。

各国は、それまでの戦訓から「Military blood banking and transport」の体制を整備してきたが、この大戦争の血液の需要には追い付けず、全血の外に、血漿の利用の効用に着目した。また、輸血によるショックやアレルギー反応の防止方法も研究した。

戦傷者、衛生器材輸送には、空輸が通例となった。「Air Ambulance Squadron」は、大戦中七〇、〇〇〇人を航空輸送した。

第二次世界大戦中、急速の進歩を遂げたのは形成外科と呼吸器外科であった。一九四三年、北アフリカ作戦でペニシリンが広く使用され、従来のサルファ剤に代わった。これにより、不要な手術を行わずに傷ついた組織の治療が可能となった。

日本軍がジャワを占領したため、アメリカはキニーネを入手できず、それに代わるものとして、合成薬アタブリン（抗マラリア薬）を開発し、これには篤志被験者が人体実験に加わり、その効用が確立した。

第一次世界大戦でのチフスの流行に鑑み、ＤＤＴが開発され、連合軍は、イタリア南部ナポリの解放に際し、これを使用した。

破傷風による患者死亡率は、南北戦争で九〇％。第一次世界大戦で五〇％であったが、第二次世界大戦では、従軍兵士一、〇七〇万人中、破傷風患者は、わずか一一例に過ぎなかった。

7　朝鮮戦争から現代へ――迅速高度な医療体制、緊急治療の革新

朝鮮戦争（一九五〇年～五三年）は、第二次世界大戦の実績を踏まえての医療であり、アメリカ軍医は若年者が多数を占めていた。また、ヘリコプターによる傷病者の後送、ＭＡＳＨ（Mobile Army Surgical Hospital　陸軍移動外科病院）の組織運営要領の改良、及び大隊救護所から直接ＭＡＳＨへの後送等の改善策が行なわれた。

当時、ヘリコプターはペイロードが悪く多数の重傷者を搭載できず、また、夜間飛行に制限があった。航空機整備も戦闘機、輸送機に優先権が付され、そのため衛生航空機の整備は不十分であった。それでも戦争間、延べ二〇、〇〇〇機が使用された。

ＭＡＳＨは、前線に近く配置し、六〇床（戦争の最盛期には二〇〇床）を有し、移動容易なように天幕を使用し、医師、ナース、管理要員一〇〇名で運営した。

陸軍寒冷傷害調査チームは、酷寒対策を立てたが、戦争初期、長津湖の戦いからの撤退の際は、酷寒対策が出来ておらず、海兵連隊の九〇％が凍傷にかかった。

戦争間、患者のショックが大きな問題となり、改善を図ることにより、第二次世界大戦では、入院患者の四・五％が死亡したのに対し、朝鮮戦争での死亡率は二・五％であった。

ベトナム戦争（一九五五年～七五年）での患者死亡率は一・八％で、患者の八七％は原隊に復帰した。このように、医療実績が良かった理由は、第一に、後送施設が整備し、迅速に対処し得たこと。第二に、軍医が高度の訓練を受け、専門技術に優れていたこと。第三に、朝鮮戦争以降の病理学研究が進歩していたことがあげられている。

もし、朝鮮戦争当時の医療体制であったなら、ベトナム戦争のアメリカ兵の死亡者は、更に三〇、〇〇〇人増加したであろうと言われている。逆に、ベトナム戦争の医療が、第二次世界大戦当時応用されていたならば、アメリカ兵死者は一一八、〇〇〇人少なくて済んだものと推定されている。

戦傷治療に肝要なのは、輸送である。第一次世界大戦当時、負傷発生と治療開始までの平均は一〇～一八時間、ベトナム戦争では平均一～二時間であった。

一九六七年、ビエンホアの第三移動外科病院では、戦場からヘリコプターで四〇分で患者を運び（時には六五分）、ヘリコプターは病院に着陸すると医療チームが出迎えて数分間で検査し、直ちに手術を施した。これは、平時において都市の最良病院が行う治療と同じスピードであった。ヘリコプターは全負傷者の九〇％以上を輸送した。ヘリコプターには、大隊付軍医が搭乗し、機上で応急治療を行った。

ベトナム戦争での緊急医療（ショック防止治療を含む）の経験は、今日のアメリカ都市病院での応急体制に貢献している。

砂漠の嵐作戦（一九九一年）では、アメリカ陸軍は、アメリカ陸軍のみで一五、〇〇〇人の死者、二〇、〇〇〇人の傷者と見積っていたが（多国籍軍全体の兵力五四〇、〇〇〇人中）、傷病者をイラク、サウジアラビア以外の国に後送しての医療に依存することが困難であったため、湾岸地域に、この大量の患者発生の可能性に備えた対策を整えた。

即ち、在欧アメリカ軍は、四六、〇〇〇人の衛生要員を準備し、湾岸地域に四四個の天幕病院を展開した。一個の病院の地積は二〇エーカー（八万平方メートル、二万五千坪）とし、地域内に患者搬送用レール、対戦車防御濠、砂塵防止土嚢を整備した最良の治療体制を敷いた。幸い、この作戦でのアメリカ兵の死者は一四八人、負傷者四五八人に止まった。

なお、戦闘が短期に終わったため、十分な戦訓は集めら

れなかった。また、暑さと砂に対する対策に欠陥があった。

アフガニスタン戦争「不朽の自由作戦」（二〇〇一年～）とイラク戦争「イラクの自由作戦」（二〇〇三年～）の戦傷者の死亡率は、第二次世界大戦の一九・一％及びベトナム戦争の一五・八％を九・四％に改善した。これは個人防護装備の発展やヘリコプター等による傷病者後送手段の改善に加え、TCCC（Tactical Combat Casualty Care　戦術的戦傷救護）ガイドラインにより標準化された戦傷救護の発展による。

TCCCガイドラインは、「戦場での防ぎ得た死」を減らすことを目標としている。なぜなら、実戦の戦傷データから、戦闘による戦死者の八七％は、師団収容所及び野戦病院等に後送される前の戦場で死亡した。その内の二五％が治療が早ければ生存の可能性がある「防ぎ得た死」であった。その内九一％が大動脈損傷による大量出血であり、しかも、そのほとんどが受傷後五～三〇分以内に死亡していた。そのため、従来、第一線で負傷直後から後方の師団収容所や野外病院等に収容する前での処置が止血だけであったものを、戦傷者に対して受傷後一〇分以内に止血、輸液、挿管、外科的気道確保、胸腔穿刺等の「第一線救護」を施し、速やかな後送により安全な地域で一時間以内の「緊急外科手術（ダメージコントロールサージェリー）」等、確実な医療処置の実施を目指すこととした。

一九九七年、米陸軍特殊部隊に導入され、二〇〇二年、カナダ軍がアフガン派遣部隊に導入し、二〇一〇年には米軍全軍に導入され、現在、イギリス軍、カナダ軍、オーストラリア軍等、世界五二カ国が第一線救護として導入している。

日本においても、「陸自救命ドクトリン」を定め、「受傷から救護及び緊急外科手術を受けるまでの時間を短縮するとともに、各段階における治療施設までの後送時間を短縮し、真に救命率を向上する」を目的とした。これを達成するため、第一に「受傷後一〇分以内に救護が受けられる衛生支援態勢の構築」、第二に「一時間以内に緊急外科手術（ダメージコントロールサージェリー）が受けられる衛生支援態勢の構築」、第三に「あらゆる後送手段を用いた迅速・確実な後送態勢の構築」を目標としている。

特集2：戦争と人道

人道支援としての国際平和協力活動

――求められる官、民、軍の相互理解と連携

長田英一郎
防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター長

1　はじめにかえて――これまでの自衛隊の国際平和協力活動の変遷

防衛省・自衛隊は国際平和協力法、国際緊急援助隊法及び各種特別措置法に基づき、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいる[1]。国際平和協力活動とは、国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応をはじめ、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（二五大綱「Ⅲ　我が国の防衛の基本方針」）であり、従来は付随的な業務とされていたが、平成一九年に我が国の防衛や公共の秩序の維持といった任務に並ぶ自衛隊の本来業務に位置付けた（自衛隊法第三条）[2]。

自衛隊が海外において実任務を遂行する契機となったのが一九九〇年の湾岸戦争であり、戦争終結後の一九九一年四月にペルシャ湾の機雷除去のため海上自衛隊の掃海部隊が派遣された。その後、一九九二年六月に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）が成立、同年九月に同法に基づく自衛隊初の部隊がカンボジアに派遣された。

以後、国際平和協力法に基づく派遣が一五件、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき二三件、イラク特別措置法等、これまでに計四一件（二〇二〇・七・三〇現在）の国際

平和協力活動を実施し、着実に実績を積み上げている。

しかしながら、いわゆる国連平和維持活動（以下、国連PKO）への部隊派遣は二〇一七年五月の国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）からの撤収以降は実施されておらず、現在（二〇二〇・七・三〇時点）、国際平和協力業務への派遣はUNISS司令部に四名、シナイ半島に展開する多国籍部隊・監視団（MFO）に二名の要員派遣のみとなっている。

一方、大規模災害等に対する自衛隊の国際緊急援助隊は常に派遣の可能性があり、派遣に際しては活動地域における迅速かつ効果的な人道支援活動が求められる。

本稿では自衛隊が海外において実施する活動のうち、人道支援活動を中心に述べるが、あくまでも本稿の内容は私自身の国際平和協力活動の経験に基づく私見である点にご留意頂きたい。

二　世界の趨勢から見た軍事組織による人道支援の必要性

一口に人道支援活動に関わる文民組織と軍事組織の連携といっても、その活動現場の状況、すなわち活動現場が①紛争地域であるのか、②大規模災害等の緊急援助現場であるのか、または③その他の状況の場面であるのか、によって民と軍の関係は大きく異なるものと考える。本項では主に紛争の場をとらえて記述しつつ一部に災害派遣等の緊急援助活動における人道支援についても述べてみる。

(1)　国際社会においては国連PKOはそれまでの国家間（インターステイト）紛争を作戦環境とする停戦監視、兵力引き離しを目的とした限定的な軍事的任務を主とする伝統的PKOから、冷戦終結以降は政治的・民生的な任務が付加された。その内容は難民の救済、人権状況の監視、人道支援活動、治安維持、行政機構の再建、選挙支援、DDR（武装解除・動員解除・社会復帰）といった活動であり、これらに従事する文民の専門家を必要とすることでより大型化、多機能化した複合型PKOへと変化してきた。

すなわちインターステイトから、国家再建または国家内の諸問題を作戦対象とするイントラステイトへと作戦環境が変化したのである。

(2)　冷戦終結以降、紛争の形態が国対国から国内の民族同士、あるいは政府と反政府勢力というように様変わりし、これに伴い人道支援の現場は、治安状況がより不安定となり、また犠牲者数や難民・避難民の規模が拡大してきた。結果として、文民の人道支援組織のみでは対応が困難となることが多くなり、戦闘力、機動力、展開力を持つ軍事組織が人道支援活動に関ることが多い環境へと変化してきた。

特に危険な状況下では文民の支援組織に対し軍による保護や支援活動が必要となるケースが増加してきた。また、軍事組織が保有する輸送力、組織力、自己完結力は文民組織にはない大きな利点である。よって文民組織にとって軍と連携せざるを得ない状況が生起することもあり、国際的な常識である「人道支援は文民により、人道原則に則り行う」ことが難しくなった。

すなわち①人道危機の長期化と複雑化、②自然災害の頻発及び大規模化、③紛争の形態及び当事者の多様化、④人道支援形態の多様化、という環境要因の変化が進む現状においては人道支援への対応が文民だけでは困難となり、軍の能力が一定程度以上の役割を果たすようになってきている。[3]

(3)　このような時代の変化と冷戦終結後の国際平和活動における作戦環境の劇的な変化により、カンボジア、ルワンダ、旧ユーゴスラビア、東ティモール等における活動以降、国際社会は本格的な国造りに向けた一連の活動を文民組織のみならず軍事組織を交えた民生支援や人道支援を実施する潮流となっている。

文民組織側、特に紛争や自然災害現場等に迅速に展開するNGOから見た民軍関係に対する立場も様々に異なっている。ジャパンプラットフォーム代表理事の長有紀枝氏の書「NGOの視点から見た民軍関係」によると、軍との関係によるNGOは以下のように三分類に整理されるという。

区分	特徴
いかなる状況においても連携しないNGO ※欧州系NGOに多い	・軍の存在自体を否定（現場で活動することは少なく国連等で主張を提言） ・軍さえ行かないような危険地帯で活動し、軍と連携せず中立性を死守
如何なる状況においても連携するNGO ※米国系NGOに多い	・政治や軍事に疎く、連携自体を問題視せず ・軍の優位性（兵站、機動性）を重視、または政府の資金獲得のため連携
ケースバイケースで判断	・活動経験が浅く、その場の雰囲気、他のNGOの動向に従う ・活動経験豊富で、軍との連携の利点、欠点を深く考察し、状況に応じ判断

※「NGOの視点から見た民軍関係」長有紀枝　より

このように人道支援という目的は共通であっても、NGO毎に軍との連携に対する立場、行動等が大きく異なる点

を有することを理解し、認識する必要がある。

これは、軍との連携により支援活動の中立性・不偏性・独立性等に対する懸念や、これに起因する文民要員の安全確保等が困難になる可能性への危惧があるものと思われる。また、一般に軍事組織による人道支援はその活動期間から、即効性の高い援助内容（いわゆるQuick Impact Projects）[4]に関与する傾向にあり、中長期的視点に立つ支援活動に重点を置く国連機関やNGO等文民支援団体とは人道支援に対するアプローチに温度差があるためであろう。

このため、民軍双方の持つ能力・機能を有効に発揮し、効果的な人道支援活動をするには、双方の違いを十分に認識したうえで民軍間の連携を図ること、若しくはその有無を見極めることが重要であると考える。

(4)　ここまで「人道支援」という用語を使用してきたが、改めて定義を明確にしておきたい。人道支援とは「緊急事態またはその直後における人命救助、苦痛の軽減、人間の尊厳の維持及び保護のための支援」[5]であり、人道支援の実施主体は国際機関、非政府組織（NGO）、国際赤十字[6]である。

人道支援には基本四原則があり、それは一九九一年の湾岸危機に際しクルド難民の人道危機が生じ、人道支援における調整の重要性を国際社会が認識したことを契機に、国連総会において緊急・人道支援に係る総会決議四六／一八二が採択、人道・公平・中立の三原則が制定された。またイラク戦争を契機として二〇〇四年には国連総会決議五八／一一四において独立原則も採択された。この基本四原則は以下の通りである。

①　人道性 Humanity	どのような状況にあっても一人一人の人間の生命、尊厳、安全を尊重すること
②　公平性 Impartiality	国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をも行わず、苦痛の度合いに応じて個人を救うことに努め、最も急を要する困難に直面した人々を優先すること
③　中立性 Neutrality	いかなる場合にも政治的、宗教的、思想的な対立において一方の当事者に加担しないこと
④　独立性 Independence	政治的、経済的、軍事的などいかなる立場にも左右されず、自主性を保ちながら人道支援を実施すること

※　外務省HPより

しかし国連PKOにおいてはマンデート（命令、権限）遂行という観点を判断基準とし、これを邪魔する者（spoiler）には適切に対処することから、上記四原則のうち、中立性、公平性の定義とは異なることに注意が必要である。国連PKOにおける中立性は不介入を意味し、公平性は非忠誠である。一方で人道支援活動における中立性は一方に偏らないという意味での不偏であり、公平性は非差別である。その違いは以下のようになる。

	中立性 Neutrality	公平性／不偏性 Impartiality
国連PKO	不介入 Non-Intervention	非忠誠 Non-allegiance
人道支援活動	不偏 Not taking sides	非差別 Non-discrimination

※　UN CMCoord Field Handbook ver 2.0 より

国連PKOと人道支援活動は、人道支援に関し同じ用語を使用していても、このように意味あいが異なっており、この定義の違いをよく認識して活動にあたらなければ無用の誤解や軋轢の原因となり、活動そのものに弊害を与える可能性が生起する点によく注意をする必要がある。

基本四原則と併せて使用される用語に「人道スペース」というものがある。人道スペースとは、「紛争地域において人道支援に携わる文民の安全が確保され、支援対象へのアクセスが可能な環境[7]」をいう。その確保は、危険な紛争地域において武器を持たない文民が人道支援を実施するための不可欠の前提であり、本用語は、NGO「国境なき医師団」元会長ブローマン氏が初めて使用したものである。

NGO等の文民組織が先に述べた人道支援の四原則を守るのは、どの勢力にも加担することなく、ただ人道支援のために活動するのだと主張することで紛争当事者から人道スペースを保証されるからであり、武器を持たない彼らはこの四原則を守ることで自身の安全を確保しようとしている。

一方、人道支援のためとはいえ、文民の人道支援組織にとって軍隊や国連PKOとともに活動することは武装勢力から軍隊と一体化した行動ととられ人道スペースを失う可能性があるとともに、場合によっては敵と見なされ、活動の大きな阻害要因となり、最悪の場合には危害を加えられる恐れもある。このようなことから、軍隊とは連携しようとしない文民組織が一定数存在することは当然の流れともいえる。

3　人道支援活動を実施する上での民軍関係について

(1)　このような流れの中、文民組織が人道原則を崩壊させずにいかに軍と連携すべきかを示した国際的なガイドラインが作成され、その主要なものが次の三つである。

まず一つ目がオスロガイドラインであり、その内容は、自然災害や人為的事故における人道支援の現場で国連人道支援組織等が外国派遣軍の協力を求めるときのガイドラインとなっている。二つ目がＭＣＤＡ(Military and Civil Defense Assets 軍及び民間防衛資産) ガイドラインであり、武力紛争下における人道支援の現場で軍等に協力を求めるときのガイドラインである。三つ目がＩＡＳＣ(Inter-Agency Standing Committee 機関間常設委員会) リファレンスペーパーであり、これも武力紛争下での人道支援現場で軍等に協力を求める場合の原則を示している。ここからはＩＡＳＣレファレンスペーパーを例にとって説明する。

同ペーパーは紛争の現場で人道支援組織が軍とどのように関係すべきかについて主要な原則を示しているが、人道原則の保持を強調しつつ、職員の安全確保や被災者へのアクセスに軍の力が必要な場合には連携する必要を考慮している。但し、それは「例外的 exceptional」「最終手段 last resort」でなくてはならない、としている。参考までに同ペーパーで示されている「原理とコンセプト」を以下に示す。[8]

①人道・中立・公平原則の保持　Humanity, Neutrality and Impartiality
②被災者への人道支援アクセスの維持　Humanitarian Access to Vulnerable Populations
③人道支援活動の基本思想　Perception of Humanitarian Action
④ニーズに基づく差別なき支援　Needs-Based Assistance Free of Discrimination
⑤民軍の区分原理　Civilian-Military Distinction in Humanitarian Action
⑥運用上の独立性　Operational Independence of Humanitarian Action
⑦人道支援家の安全性　Security of Humanitarian Personnel
⑧無害の原則　Do No Harm
⑨国際法規の遵守　Respect for International Legal Instruments
⑩現地文化・慣習の遵守　Respect for Culture and Custom
⑪紛争当事者の合意　Consent of Parties to the Conflict
⑫最後の手段　Option of Last Resort
⑬軍への依存回避　Avoid Reliance on the Military

また同ペーパーでは、文民の立場から見た軍との連携の適否について、縦軸に軍による支援形態を配置し、横軸に軍の従事する任務の種類を並べ、連携の適・不適を、適「○」、不適「×」、ケースバイケース「△」にわけてマトリックスで

示している。次表からも分かるように、ＰＫＯに従事する軍に対してさえ、適「○」はインフラ整備だけ、間接支援も直接支援も状況に応じ慎重に判断すべきとしている。

軍の任務 ＼ 軍の支援形態	平時の任務 Peace Time	平和維持活動 Peace-Keeping	平和強制活動 Peace-Enforcement	戦闘 Combat
直接支援	△ Maybe	△ Maybe	× No	× No
間接支援	○ Yes	△ Maybe	△ Maybe	× No
インフラ整備	○ Yes	○ Yes	△ Maybe	△ Maybe

※ Civil-Military Guidelines & reference for Complex Emergencies P24 より（筆者和訳）

ここで誤解の無いように明示したいのは、そもそも国連ＰＫＯのマンデートに人道支援を支援することはあっても軍事部門には直接的な人道支援そのものは含まれない、ということである。その大きな理由は人道支援における「中立性」「独立性」維持のためと言われている。国連ＰＫＯの軍事部門は国連や軍派遣国に属する軍であり、そのような軍が人道支援を行うことにより、中立性、独立性のイメージが壊れる危険があるからにほかならない。物資の輸送、避難民キャンプ設営など、国連ＰＫＯの一部の任務は人道支援によく似ているが、これらはあくまでも人道支援の間接的なサポートである。[9]

⑵　ここから人道支援に関わる民と軍の連携を国連による活動を視点にして整理してみる。

軍事組織と文民組織では、その狙いや目的、動機によって異なった民軍連携の概念を有している。国連という枠組みにおいては、文民組織は民軍関係をＵＮ-ＣＭＣｏｏｒｄという概念で整理をし、必ずしも軍事組織とは活動の目的を共有しないながらも両者の活動の調整を怠ることで生じかねない弊害を回避するために実施する活動と位置付けている。他方、軍ではＵＮ-ＣＩＭＩＣという概念を有しており、国連ミッションの目的達成を支援する目的で、国連ミッションの軍事部門が国連ミッションの文民部門や人道・開発支援組織との接触を促進するというものである。これを表で整理をすると次のようになる。

名称	実施主体	定義等	目的
UN-CMCoord (UN Humanitarian Civil Military Coordination) 国連人道民軍連携	人道機関 UNOCHA 等 ※主担当 文民たる CMCoord Officer	人道的緊急事態において人道原則を保護、促進し、競合関係を避け、矛盾した行動を最小限にとどめ、適切な場合には共通の目的を追求するのに必要な文民と軍事主体との欠くことのできない対話と相互作用	適切な場合には共通の目的を追求するため
UN-CIMIC (UN Civil Military Coordination) 国連民軍連携	国連平和維持部隊 ※主担当 軍人たる CIMIC Officer	国連ミッションの遂行を支援するため、国連統合ミッション内の軍事部門と文民部門との接点を調整したり、人道支援主体・開発支援主体との接触の機会を促進したりする軍事要員の任務	・各作戦段階において民軍間の相互連携を支援 ・優位な作戦環境の構築を支援
【参考】CIMIC (Civil Military Cooperation) 民軍協力	NATO 等	軍が任務を遂行するための指揮官と文民アクターとの連携及び協力	指揮官の任務完遂に必要な文民との関係構築及び維持
【参考】CMO (Civil Military Operation) 民軍作戦	米軍	軍が文民組織との間に関係を確立・維持し、影響力を行使または利用する指揮官の活動	軍事力と非軍事的な国家資源を整合し、作戦、特に安定化作戦等の非対称、不正規の脅威を扱う作戦を支援

※　内閣府国際平和協力本部事務局ＨＰより（和訳含む）

【参考】自然災害をはじめとする人道危機に際して日本が行う国際緊急援助活動において、国際機関、各国政府機関等の人道支援組織、ＮＧＯ等と自衛隊の間で行われる諸活動の調整は、人道支援のための民軍調整ＣＭＣｏｏｒｄにあたる。

4　自衛隊が実施してきた人道支援の形態

すでに述べたように、自衛隊はこれまでに計四一件（二〇二〇・七・三〇現在）の国際平和協力活動を実施してきたが、人道支援の観点から国際緊急援助活動とイラク人道復興支援活動に焦点を当てて記述したい。

(1)自衛隊が参加した国際緊急援助活動

一九九二年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律が改正され自衛隊が派遣される根拠ができ、一九九八年に最初の国際緊急援助隊がホンジュラスに派遣された。その派遣一覧は以下の通りである。なお、これまでの国際緊急援助隊の活動は、医療活動、輸送活動、給水活動が中心であり、自衛隊は派遣に備えた待機態勢を常時採っている。

	期間	ミッション名	主要任務	災害の種類
1	一九九八・一一～一二	ホンジュラス国際緊急援助活動	医療活動／防疫 輸送	ハリケーン
2	一九九九・九～一一	トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送	輸送	地震
3	二〇〇一・二	インド国際緊急援助活動に必要な物資輸送	技術指導、輸送	地震
4	二〇〇三・一二～二〇〇四・一	イラン国際緊急援助活動	輸送	地震
5	二〇〇四・一二～二〇〇五・一	タイ国際緊急援助活動	捜索救助活動	地震・津波
6	二〇〇五・一～三	インドネシア国際緊急援助活動	医療活動／防疫 輸送	地震・津波
7	二〇〇五・八	ロシア連邦カムチャツカ半島沖国際緊急援助活動	救助活動	潜水艇救出
8	二〇〇五・一〇～一二	パキスタン国際緊急援助活動	輸送	地震

9	二〇〇六・六	インドネシア国際緊急援助活動	医療活動／防疫輸送	地震
10	二〇〇九・一〇	インドネシア国際緊急援助活動	医療活動	地震
11	二〇一〇・一～二	ハイチ国際緊急援助活動	輸送	地震
12	二〇一〇・八～一〇	パキスタン国際緊急援助活動	輸送	洪水
13	二〇一一・二～三	ニュージーランド国際緊急援助活動等	輸送	地震
14	二〇一三・一一～一二	フィリピン国際緊急援助活動	医療活動／防疫救助活動、輸送	台風
15	二〇一四・三～四	マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	捜索救助活動	航空機捜索
16	二〇一四・一一～一二	西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動	輸送	疫病対策
17	二〇一四・一二～二〇一五・一	エア・アジア機消息不明事案に関するインドネシア国際緊急援助活動	捜索救助活動	航空機捜索
18	二〇一四・一二	西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動	疫学調査支援	疫病対策
19	二〇一五・四～五	ネパール国際緊急援助活動	医療活動、輸送	地震
20	二〇一六・一一	ニュージーランド国際緊急援助活動	被害状況の確認	地震
21	二〇一八・一〇	インドネシア国際緊急援助活動	輸送	地震・津波
22	二〇一九・一一～一二	ジブチ国際緊急援助活動	排水、機能復旧、輸送	大雨・洪水
23	二〇二〇・一～二	オーストラリア国際緊急援助活動	輸送	森林火災

※　防衛白書及び防衛省HPより作成

この表からも分かるように、自衛隊による国際緊急援助活動の部隊派遣地域はアジア、中東地域が大部分を占めており、今後もこれら地域が派遣の中心となることが予測される。また、派遣二三回中一三回が地震に起因している。その活動内容で多いのが支援物資等の輸送そして医療活動である。すなわち、災害直後の被災国において人道的に最も緊急性や優先順位が高いのは怪我人や病人に対する医療支援と水・食料の支援であり、自衛隊の国際緊急援助活動の派遣現場は、現地のインフラが打撃を受け、衛生状態が厳しい環境下での現地住民に対する人道的見地からの医療活動といえよう。また、衛生環境という点からも防疫活動並びに感染症の予防活動に対するニーズもあろう。

⑵スマトラ島における自衛隊国際緊急援助隊の人道支援

二〇〇四年一二月二六日インドネシア・スマトラ島北西沖のインド洋で発生したマグニチュード九・一の地震及びその直後に発生した大規模な津波による震災被害に対し、自衛隊は翌年一月に国際緊急援助隊を派遣した。本派遣に際し、それまでの国際緊急援助活動の教訓を活かし、調査チームの派遣を含め比較的迅速に部隊を派遣できたものと考える。現地における自衛隊派遣部隊の主たる活動は被災民に対する医療支援活動、津波により寸断され孤立した沿岸地域に対する予防的なワクチン接種活動並びに航空機による物資輸送支援等であった。

一方で、スマトラ島バンダアチェには自衛隊本隊の現地入りの前に既にＪＩＣＡの医療チーム（三名態勢：医師、看護師、後方支援要員（自衛隊ＯＢ））が現地病院の一角で医療支援活動を開始していた。本災害派遣においては、現地レベルでは自衛隊の派遣部隊とＪＩＣＡ医療チームとの連携はなかったものと個人的には認識している。しかし、我が国として迅速かつ効果的な人道支援活動を実施するには、ＪＩＣＡ医療チーム等のようにフットワーク軽く素早く軽装備で現地入りし、いわゆる即時救援型支援を行う組織・団体と、自己完結型装備を携えて現地入りし、時期的には医療・防疫活動が支援主体となる移行期に活動を開始する自衛隊との間では密接に連携・情報共有を図る必要があると考える。

医療支援を例にとると、発災初期に現地入りする文民の医療チームは緊急的に必要な医療支援活動を行っており、現地の緊急性の高いニーズやその後に予想されるニーズを把握している可能性があり、支援活動の重複防止や効率性の観点からも、自衛隊は現地における直接的な連携・情報共有のみならず、平素から日本国内においても実務者レベルで連携を取りつつ人脈を構築していくことが支援活動現場における円滑な情報共有に直結するものと考える。

⑶イラクにおける人道支援活動の状況

自衛隊が海外で実施した民軍連携活動の典型例としては、イラクにおける復興支援活動があげられる。これは自衛隊が実施したいわゆる民生協力活動であり、イラク国民の生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けた国民による自主的な努力を支援することを目的として活動していた。

イラク復興支援活動における陸上自衛隊の主たる活動内容は給水、医療、学校・診療所・生活道路等の公共施設の整備・復旧等のほか、歴史的な価値のある遺跡の保護等を実施した。これらの諸活動を通じ人道復興支援活動を行ったわけであるが、幸いにも現地における自衛隊に対する好印象を確保でき、結果として活動期間を通じた派遣部隊の安全確保にも繋がったものと思われる。

これらの人道支援活動を行う上で中核となったのが復興業務支援隊の中に設置された対外調整班であったが、各種案件を実施する上で留意したことは、決して自衛隊側からの案件の押し付けではなく、地元住民及び行政機関からのニーズの粘り強い掘り起こしであった。プロジェクト実施にあたっては、幅広いニーズの中から自衛隊が実施できる事項及び優先順位を的確に選定するとともに、活動の途中からは外務省と現地において密接に連携し、草の根・人間の安全保障無償資金協力を有効かつ迅速に活用することで、よりきめ細かくかつ迅速な人道支援活動を実施できた。イラクにおける日本外務省の活動スピードは極めて速いものがあった。このイラクにおける人道支援活動は、防衛省・自衛隊と外務省という、いわゆる車の両輪的な連携であったが、この連携要領は国外における人道支援活動をするうえでのモデルケースとなったものと考えられる。

また、現地でのインフラ整備においては、自衛隊はＪＩＣＡとも連携を図ろうと試み、実際にいくつかの復興・復旧案件の調整を実施したが、残念ながらこの時は有効な案件実現までは至らなかった。しかし、こうした試みは今後の国外における人道支援活動の在り方を考察する上で良い教訓を得ることができたものと思われる。

5　今後に向けて

⑴「官、民、軍（自衛隊）」の連携

これまで述べてきたように、自衛隊が海外での活動、特に人道支援活動を実施する場合には、イラク型の現地文民組織との連携・協力が重要であるとともに、国際緊急援助

活動等の場面においては、すでに長年に亘り蓄積された経験を有する国連等国際機関やＮＧＯ団体等人道支援組織との連携・協力・情報共有を図ることは、円滑な部隊行動をとる上で必要不可欠といえる。

また、状況によっては、派遣地域に活動基盤を有する日本企業との連携若しくは情報提供受けの視点も円滑な活動基盤確保のためには必要となろう。自身の経験に基づく一例を述べてみたい。インドネシア・スマトラ島への国際緊急援助隊派遣に際しては、被災民に対する医療援助活動及び的確な情報収集を図る上で、日本語―インドネシア語の現地人通訳を幸いにも確保できたが、これにはインドネシアにおける活動基盤を有する日本の民間企業側からの人材の紹介があったと聞いている。英語圏以外に派遣される場合には、言語上の問題点を解決することが円滑な部隊行動実施の上で極めて重要であるが、現地人の通訳の確保は喫緊の課題であり、この教訓は今後の活動に大きな参考と言えよう。

⑵「日本の顔」が見える人道支援活動

人道支援活動、特に医療支援等活動は被災直後における重要な活動であることは当然のこととして、社会インフラの復旧・整備等のその後の社会生活全般の回復・復興段階まで中長期的に関与していくという我が国としての積極的な人道支援活動が国際社会から求められていく可能性もあり得ると個人的には考える。

国際緊急援助活動において自衛隊が実施できる活動期間には限界があり、その期間内で被災地域の再建に向けての復興支援をすることは自衛隊の活動としては求められないであろうが、最終的な国家の回復・自立までのプロセスを人道支援の観点から日本として「日本の顔」が見える支援活動に関与を継続することは必要かもしれない。

このような活動は、正に各種の国際機関やＮＧＯの能力発揮に適切であろうし、こうした切れ目のない人道支援活動のためにも、現地においても活動当初の段階から外務省、ＪＩＣＡをはじめとする各種機関と密接な連携を図るとともに、平素から日本国内においても相互理解を図りつつお互いの強みを承知して、支援活動をオールジャパンで対応できるような態勢を確保することが望ましいと考える。

注

1　防衛省ＨＰ「国際平和協力活動等とは」
2　同右

3　同右

4　Quick Impact Projects（QIPs）。国連ＰＫＯによる短期・低予算のプロジェクト（期間一八〇日以内、予算五万ＵＳＤ以下）をいい、その目的は「ＰＫＯに対する住民の支持を醸成、マンデートの円滑な実施に資する。」となっている。出典：「Policy: QIPs」

5　外務省委嘱「平和構築活動における民軍関係に関するリファレンスガイド」

6　上野友也　公益財団法人ひょうご震災記念二一世紀研究機構研究員

7　外務省委嘱「平和構築活動における民軍関係に関するリファレンスガイド」

8　UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs New York, 2008
Civil-Military Guidelines & reference for Complex Emergencies

9　外務省ＨＰ「緊急・人道支援　我が国の人道支援方針」
内閣府ＨＰ ＰＫＯなう　第三八回　国連ＰＫＯのＱＩＰと緊急人道支援

トップインタビュー　◆田中康夫国際部長に聞く

世界の人々から「救うを託される」日赤に

――ステップアップする日本赤十字社の国際活動

二〇二〇年は、新型コロナウイルスの世界的な広がりによる影響で、世界中が感染への必死の対応に明け暮れた一年でした。そうした中で、日本赤十字社は時代と共に変化する社会の課題やニーズに柔軟に対応し赤十字の使命を果たすため、創立一五〇年（二〇二七年五月一日）に向けて、一〇年後の目指す社の姿をまとめた「日本赤十字社長期ビジョン」を策定しました。そこに描かれる長期戦略や行動指針の中で、「災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化」を謳い、事業戦略の一つに据えています。

この事業戦略の推進を担うキーパーソンの一人である日本赤十字社事業局の田中康夫国際部長に話を聞きました。

三つのＡＢＣを柱に

――日本赤十字社の国際人道支援の戦略とはどのようなものですか。

田中　まずお話ししたいのは、日本赤十字社（以下「日赤」）は、創立一五〇年を迎えるにあたって策定した長期ビジョンにおいて「国内外の人道支援の〝要〟となる」ことを目指していることです。私たち国際部は、その実現に向けて、災害などの人道危機への緊急即応体制の整備にとどまらず、二〇一九年から二〇二四年までの国際支援戦略を打ち立てました。

田中康夫さん：プロフィール
1982年入社。社会部ベトナム難民対策室、国際部を経てジュネーヴの国際赤十字・赤新月社連盟で12年間勤務。連盟会長特別補佐官を経て2018年より現職。保健学博士。

我々の目指す国際支援事業の柱は何か。それを英語の頭文字をとって次の三つのＡＢＣに整理しました。

1．苦痛の軽減（ALLEVIATE HUMAN SUFFERING）
　災害対応や難民救援などの人道支援を適時適確に実施していくこと。

2．災害前より強い社会づくり（BUILD BACK BETTER AND SAFER）
　開発協力事業や復興支援事業を通じて支援対象の住民のレジリエンス（災害からの回復力）を向上させること。

3．意識改革（CHANGE MIND）
　人道的価値観の啓発、つまり「国際人道法や赤十字の基本原則の普及」などによって行動変容を促すこと。

この三つの事業の柱を実践するための指針として、「日赤ブランドを確立するための一〇のアプローチ」を掲げています（**表1**）。

この中で、特に1．の「人道第一主義」という価値命題、4の「緊急対応能力」、5の「行動変容」、6の「国内事業と国際事業の同期」、7の「ボランティア」、8の「リーダーシップ」についてお話しします。

表１　日赤ブランドを確立するための10のアプローチ

Predisposing factors　前提要因
1. HUMANITY FIRST　人道第一主義　（事業戦略①③）
2. ACCOUNTABILITY　説明責任（組織のあり方⑥）
3. EVIDENCE-BASED PRACTICES　根拠に基づく行動　（事業戦略①）

Enabling factors　実現要因
4. SURGE CAPACITY　緊急対応能力（事業戦略①）
5. BEHAVIOURAL CHANGE　行動変容 (事業戦略①）
6. SYNCHRONIZATION　国内事業と国際事業の同期（事業戦略①）

Reinforcing factors　強化要因
7. VOLUNTEERING　ボランティア　（運動基盤強化戦略②）
8. LEADERSHIP　リーダーシップ（運動基盤強化戦略③）
9. PARTNERSHIP　パートナーシップ（運動基盤強化戦略③）
10. HUMAN DEVELOPMENT　人材開発（組織のあり方②）

1．は、日赤ブランドの主軸となるもので、すべての国際救援を赤十字の基本原則に基づいて実施するという「人道第一主義」のことです。赤十字にとっては当然のことですが、自国優先主義が高まる国際政治はもとより、軍隊などの政府機関やＮＧＯなど様々な人道支援プレーヤーが競合する時代にあって、国際赤十字の主要メンバーの一つとして、一切の政治的立場をとらず（中立）ただ援助を必要とする人を、その人の苦痛の度合いに応じて無差別に救う（人道）、という人道第一主義を追求し、人道の輪（価値）を広めることが重要です。

4、5、6は、「How」にあたるもので、どうやってそれを実現するかということです。

「緊急対応」は文字通り即応的な対応で、この後お話しする「病院ＥＲＵ（Emergency Response Unit）」もここに入ります。

「行動変容」は人々の価値観に影響を与え、危機的な状況に対して、人々が知識、態度、行動を変革させ、災害現場を含む各々の地域社会においてレジリエンスの強化を図っていくということです。

「国内事業と国際事業の同期（シンクロナイゼーション）」ですが、これは国内、国際の各事業がそれぞれで得た経験や方法論などを互いに学びあい、より進んでいる事業のレベ

ルに他の事業を近づけていくこと、こうした相乗効果を高めていくものです。これには、国際赤十字による各種支援策を受け入れる体制を強化するとともに、国内に有する国際救援資材やその訓練を受けた人材やノウハウを効果的に活用することも含みます。「同期」という言葉は分かりにくいかもしれませんが、パソコンやスマホなどの複数の端末をつなぎ、その中身を、より最新のソフトウェアに揃えるといった、「同期」するというニュアンスです。

7、8は、「Who」つまり人に関わる部分です。

「ボランティア」は、赤十字運動の基盤となるボランティアの役割の強化です。

「リーダーシップ」は、国際赤十字・赤新月社連盟（以下「連盟」）のガバナンス意思決定に日赤として積極的に関与していくことです。近衛忠煇前会長が退いた後は、規則上連盟のガバナンスからは離れていましたが、二〇二一年は四年に一度の連盟理事会メンバーの選挙があり、日赤も再び理事として国際赤十字の重要なかじ取り部分の役割を果たしたいと考えています。

これらの中でさらに強調したいのが具体的な取り組みとして挙げた「緊急対応」、「行動変容」、「国内事業と国際事業の同期」です。

表２　病院 ERU の整備

（ERU：Emergency Response Unit：緊急対応ユニット）

	病院 ERU	診療所 ERU（既存）
機能	手術・入院設備を備えた後送医療施設（2 次医療）	診療所や巡回診療（地域保健を含む 1 次医療）
病床数	20 ～（最大 100 程度）	なし（夜間の経過観察は可）
診療範囲	外科、内科、産科、救急等	内科、救急、小手術等
標準展開期間	4 ～ 6 カ月	4 カ月
要員交代期間	1 カ月	1 カ月

新たに病院ERUを整備

――世界の大規模災害への対応はどのように行われるのですか。

田中　まず「緊急対応」の部分についてご説明しましょう。

二〇一九年度から二〇二一年度にかけて「病院ERU」を整備しています。これまで日赤が担ってきたERUは「診療所ERU」と呼ばれているものでした。「基礎保健ERU」と呼んだ時期もあります。病院ERUはこの診療所ERUをグレードアップしたものです。（表２）

診療所ERUは、あくまでも活動現場での応急的な医療や巡回診療を目的としたものなので、高度な医療的処置が必要な場合は、後方の病院などに搬送する必要がありました。しかし、災害の状況によっては、地元の病院そのものが機能しなくなっている場合もあります。その際に必要なのが病院機能、すなわち手術、入院もできる「病院ERU」になるわけです。

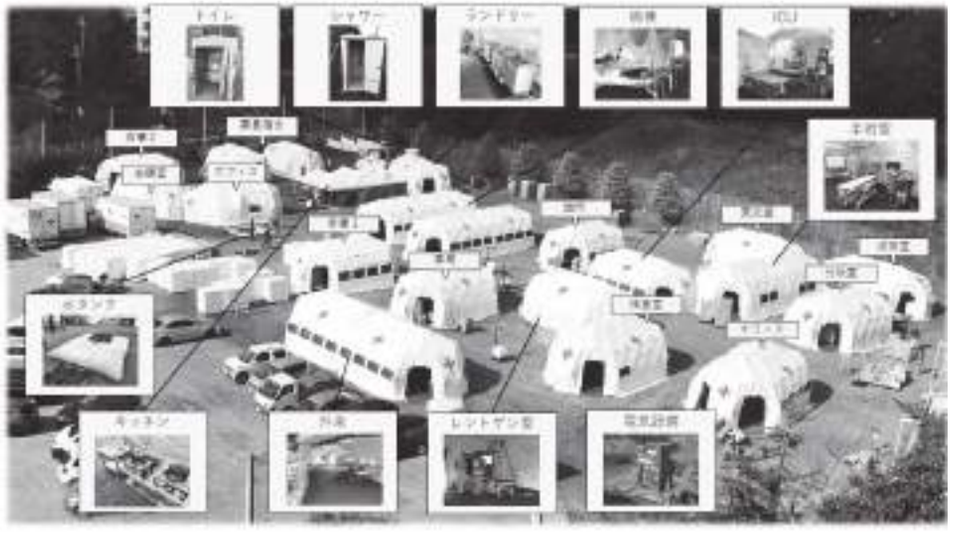

高槻赤十字病院で実施された病院 ERU の実証展開

病院ＥＲＵは最大一〇〇床までの入院対応が可能ですが、まずは二〇床からスタートすることにしています。診療の範囲は、外科、内科、産科、救急等があります。活動期間は半年を目安として、一カ月で要員を交代させます。手術、入院の機能を持っているため、患者さんへの食事提供なども含めて二四時間の対応が必要になります。

ただし、新型コロナウイルスの影響により、残念ながら二〇二〇年度中の完全な整備完了は難しくなってしまいました。現時点では、来年度中頃までに整備が完了する見通しです。すでに主要部分の整備は終えており、昨年、高槻赤十字病院で、それらを実際に展開して実地検証を行っています。

実は、この病院ＥＲＵは、ベースは既存の診療所ＥＲＵをそのまま活用するもので、新たな機能を追加整備する形をとっています。ゼロから病院ＥＲＵを整備するわけではないので、経費的にも半分で済みます。今現在、診療所ＥＲＵは、熊本赤十字病院とシンガポールの倉庫にそれぞれ一基ずつ整備されていますが、これに加え大阪赤十字病院などに病院ＥＲＵの主要資機材を配備することになります。シンガポールの診療所ＥＲＵはそのまま継続します。したがって緊急対応時には、災害規模によってどのＥＲＵを使うかという選択肢が広がることになります。

今後、この病院ＥＲＵを海外の災害現場で展開するためには、マニュアルの整備、要員の訓練とともに、これを発動するタイミングの決定や人選などの手順も改めて定める必要があります。もちろん、各国赤十字社の国際的な救援の調整は従来通り連盟が行います。そのためには病院ＥＲＵを展開する赤十字社として、当該ＥＲＵ資材と要員をそれぞれ連盟に登録しておきます。それができるのは、この病院ＥＲＵを展開できるだけの能力を日赤自身が培ってきたという前提があるからです。

このＥＲＵの展開は、日赤の医療チームが中心になることを想定していますが、大規模な救援活動が展開されるときは、日赤の要員だけでは不十分な場合もあります。その場合には、他国の赤十字スタッフの参加も想定しておく必要があります。現在この病院ＥＲＵを所持している赤十字社は、カナダ、ノルウェー、ドイツ、フィンランドでそこに新たに日赤が加わることになります。これまでも例えばバングラデシュでの南部避難民（いわゆるロヒンギャ難民）支援の活動では、ドイツやフィンランドの病院ＥＲＵに日赤から要員を派遣する形をとってきました。今度はその逆の形もあり得るわけです。

このように新たな戦略として、病院ＥＲＵの整備についてお話ししましたが、ここにきて別の課題が生じました。それは新型コロナウイルスの脅威のもとでのＥＲＵ展開についての配慮です。マスク、フェイスシールド、防護服など従来想定していなかった資材の整備も必要となります。また要員の訓練でも、感染予防の観点から、一カ所の会場での集合型研修ではなく、インターネットなどを活用したオンライン研修も視野に入れる必要があると考えています。

国内事業と国際事業のシンクロ

――国内の災害救護との関係はどうなりますか。

田中　お気づきのように、東南海、南海、首都直下地震など、日本で想定される大規模災害時においてもＥＲＵの展開を想定しておく必要があります。例えば令和二年七月の九州豪雨災害では、日赤が現在、熊本赤十字病院に保有するＥＲＵの資材の中から給水ユニットを提供し、被災地で活用しました。

一方で、日赤のＥＲＵだけではなく、海外赤十字社の病院ＥＲＵや支援要員が日本の災害現場で活動する可能性もあります。海外チームが来日した場合には、基本的には彼らと共働することが求められます。したがってそれに備えた動き方を事前に想定しておくことが必要になります。つまり「受援」のメカニズムが必要になり、今その整備に向けて日赤本社の救護・福祉部とともに協議しているところです。

つまり、国内事業と国際事業は、別個のものではないということです。

「国内事業と国際事業の同期」について、もう少し付け加えたいと思います。

海外で救援活動にあたる場合に、私たちが直接現場で関わるのは、相手国の赤十字社の支部です。その意味からも、支援赤十字社と当該国の赤十字社の支部との関わりについて、さらに認識を深めていく必要があると考えています。この一環として、昨年度においては全国の日赤支部のうち、一七支部二二名の職員を、国際部職員とともに、アジア、アフリカなどの救援や開発協力の現場に派遣し、事業のモニタリングや現地の担当者との意見交換などを行いました。（※ただし、新型コロナウイルスの影響で二〇一九年度末には、この現地視察が困難となり、最終的には一四支部一六名が参加）また、こうした現地出張の学びをウェブを用いたオンライン勉強会という形で職員間で共有する機会も徐々に

増やしています。

先ほどのＥＲＵが救援活動での特効薬とするならば、これらの取り組みはむしろ漢方薬とでも言えるものかもしれません。時間をかけて体質改善する、救援の底力を身に着けていくというものです。

支部職員の海外事業現場への派遣を通じて、もう一つお話ししておきたいことがあります。

それは日赤の職員が、海外の支援の現場や多国籍チームのディスカッションの中で、日本での災害救護に関する豊富な実例などをきちんと発信できているかということです。これは外国語の問題というよりは、実際に日赤の支部職員が日本の地域社会において、ボランティアの協力を得て、必要な支援事業をどのように展開し、そこでの試行錯誤をどのように経験として蓄積してきたかということだと思います。こういった蓄積がなければ、その発信もできないわけですから。

その意味から、海外の現場を職員が実地に見ることで、それを今度は日赤の地域レベルの事業にフィードバックすることも大きな狙いの一つです。地域に溶け込んだ事業がいかに展開できるかが、ひいては赤十字への信頼にもつながるのであり、将来の日赤の国内外の事業の発展のためにも、こうした国際赤十字の強みを切り口に利用していきたいと考えています。

地域で求められる事業の積極的な展開が冒頭でお話しした「価値命題（Value Proposition）」、つまり人々から求められるその団体の価値になっていくのだと思います。

求められる行動変容

――コロナ禍の中で、新たな生活様式などが日本人にも求められています。赤十字にはどのような行動変容が求められていますか。

田中　世界保健機関（ＷＨＯ）は、健康を次のように定義しています。

『Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.』

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることを言う。（日本ＷＨＯ協会訳）」というものです。この肉体的、精神的な部分は、さておき、社会的な部分に日赤はどう関与しているのでしょうか。今回の新型コロナの感染に関して、日赤は、「三つの感染症」として、感染にかかる不安や差別にも踏み込んだ発信をしました。このように差別を生む可能性に対して発信していくこともいわゆる社会的な部分での役割になります。

「三つの感染症」の図にあるように（**図1**）、社会的な発信は、感染症そのものの拡散を防ぐことにもなります。感染症へ

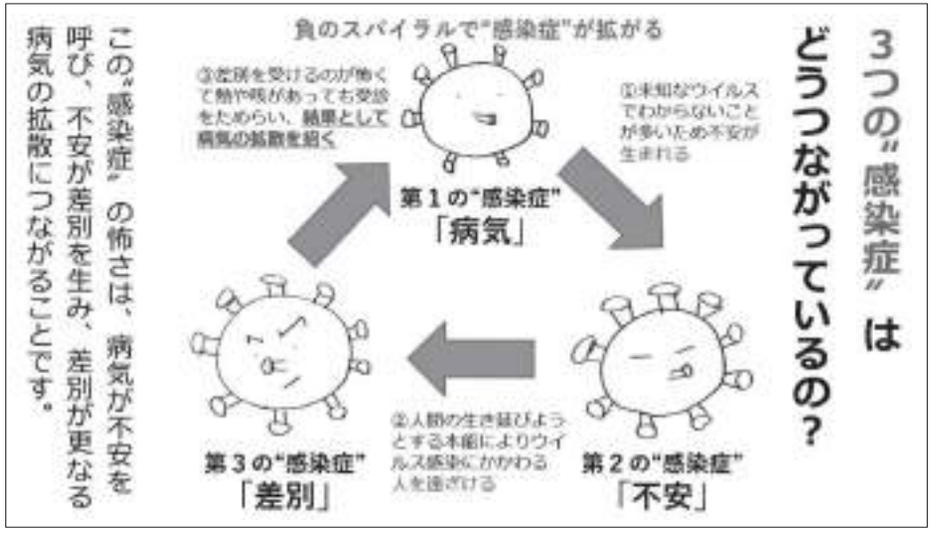

図１　「三つの感染症はどうつながっているか」

CBHFA
（地域住民参加型保健：Community-Based Health and First Aid の略称）
〔CBHFA の構成〕
①　救急法（応急手当）の普及
②　行動変容のためのコミュニケーション
③　生活習慣病（心疾患、糖尿病等）
④　健康教育（急性呼吸器疾患、栄養・衛生行動）
⑤　心理社会的支援
⑥　暴力防止
⑦　交通安全
⑧　薬物乱用防止

図２　「Community-Based Health First Aid」

の対処はまさに日赤で言えば病院の大きな役割になるのですが、社会的な発信などは病院でなくてもできるわけです。

いかに地域で求められることを行っていくかということで、「Community-Based Health First Aid（CBHFA）」（図2）にあるように、いわゆるケガ人や急病人に対する救命手当や応急手当などの救急法の普及のみならず、健康教育など地域に根差した様々な活動が海外の赤十字社では展開されています。

日赤が関わっているルワンダ、バングラデシュ、中東などでも多くの事業地で行われているのがこのCBHFAです。

例えば「行動変容のためのコミュニケーション」は、先ほど触れた差別をなくすような働きかけなどを含みます。また「生活習慣病」をなくす啓発や「健康教育」も、医者だけが行うのではなく、ボランティアもその役割を担います。さらに「心理社会的支援」など従来私たちが知っている救急法の枠を超えて、ボランティアを軸として行動変容を促すような活動を実際に行っています。これらは日本でもニーズのある活動だと思います。確かに日本では日赤だけでなく、様々な担い手がそれぞれ対応している部分はありますが、ボランティアによるきめ細かい発信などは、まだまだ地域の中で求められていると思いますし、とりわけ行動変容のためのコミュニケーションなどは、これからの日赤にふさわしい活動の一つになると考えています。

この例で記憶に新しいところでは、アフリカでの**エボラ出血熱の感染拡大を防ぐ赤十字の取り組み**でした。西アフリカのシエラレオネやリベリアなどで、防護服を着たボランティアが活動していました。そこで起きたことの一つに、エボラ出血熱感染症の活動に携わったボランティア自身が差別を受けたという実例がありました。感染症患者に近づくとスティグマ（社会的差別の刻印、汚名）を受けるという恐れから、病院に行かなかったり症状を隠すということが起こったのです。当然そのことで感染は拡大していく。また現地の人は、亡くなった方の体を素手で丁寧に洗って悼む風習があり、エボラの場合にもそれが感染拡大の要因となりました。そこで赤十字が行ったのは「尊厳ある埋葬」という取り組みでした。遺体に触れて死者を弔う風習がある中、そのことの感染リスクを説明し、説得を重ね、結果として埋葬は赤十字に任せてもらうことに至りました。遺体を消毒し、そのままではとても無機質に見える遺体袋に白い木綿の布を巻いて土に埋葬する「尊厳ある埋葬」を行うことによって、遺体に手を触れて弔うという行動の代用とし、その変容を試みたのです。こうした例はその人の命に直結するものであり、行動変容がいかに大切かをご理解いただけるのではないかと思います。

ボランティアの役割の強化

――赤十字はボランティアの役割を重視し、その位置づけを強化していると伺いました。

田中　赤十字がボランティア活動を重視するのは、赤十字の基本原則の一つの「奉仕」という原点――「苦しむ人を救いたい」という想いにおいて、「見返り」や「トレードオフの関係」といったものを望まない――に立ち返るものと言えます。これは紛争地帯の活動でも同様です。しかしボランティアが継続的に活動をしていくためには、単に原則に従っている（もっぱらそのボランティア精神に依存する）というだけではなく、彼らの権利や義務を考えるならば、ボランティアの位置づけを適切に明確化する必要があります。

そこで日赤の近衛前社長（現名誉社長）が、連盟の会長だった時に策定したのが**「ボランティア憲章」**でした。これはボランティアとより良く共働するためのものです。様々な原則も書かれている中で、義務、そして特に権利について書かれている部分があります。

例えば「我々は、人々の苦痛を軽減することに努め、彼らのニーズにのみ従い、その中で最も喫緊の課題に取り組みます」や「どんな理由においても人々を差別しません」などは義務についてのものですが、「我々は、我々の（赤十字）標章が、自らを危害から守ってくれることを信じています」や「我々は、各赤十字・赤新月社に対し、我々ボランティアの参加、保護、尊厳を保障し、そして我々が人道的使命を成し遂げるために必要な手段と支援を提供するよう求めます」などは権利に言及したものです。特にここで言う「参加」は、単に言われて活動に参加するということではなくて、自ら活動を行うだけでなく、必要な発言をしていくことも含めて「参加」と言っています。

こういったボランティアの権利や義務について連盟として統一したものを作成したのが近衛会長のときでした。二〇一九年の一二月に国際会議があり、連盟だけではなく赤十字国際委員会（ICRC）も含め、赤十字運動全体としてこの憲章が採択されました。

憲章そのものはある意味抽象的な表現がされていますが、これをまとめる過程では様々な議論が行われました。その争点の一つが**「ボランティアは、紛争地域など危険なとこ**

ろであってもなぜ活動を継続していくのか」ということです。彼らは何を欲しているのか。その解を導くべく、中央アフリカ共和国赤十字社のボランティアを対象にアンケートを行ったことがありました。

「三カ月以上の休止期間を空けずに活動を続けましたか」に対して、六〇名中、「はい＝継続している」が三七名、「いいえ＝継続できていない」が二三名です。

続く質問が「あなたの活動は、赤十字社に適切に認められて（表彰や適切な評価をされて）いますか」では、上で継続組三七名のうち「はい」が三五名、非継続組二三名のうち「はい」が一八名です。

また「あなたの活動は、あなたが支援する地域の人々から適切に認められて（感謝や適切な評価をされて）いますか」では、継続組の「はい」が三七名、非継続組の「はい」が二〇名です。つまりその活動が「適切に認められている」と感じているボランティアの方が困難な状況にあっても、活動の継続につながっていることがデータから分かります。また自分の活動が紛争で疲弊した地域社会の再生や復興に貢献していることを自ら認識することも大事な動機につながります。こういった議論を経てボランティア憲章は出来上がったのです。

日赤全体でもこの憲章の趣旨を十分に理解し、ボランティアとの適切な共働を目指す必要があります。

コロナ禍の中の国際救援

――昨年からコロナ禍が世界を席巻していますが、こうした時代の赤十字の救援活動はどうなるのでしょうか。

田中　新型コロナウイルスに感染する脅威の下での救援のあり方は、今まさに議論を行っているところですが、影響を被ることは間違いありません。

まず航空機の運航が制限されれば、現地への要員派遣や必要なＥＲＵ機材の迅速な運搬もできません。また必要な物資の供給も制限されることが十分に予想されます。政治的特例がなければ、入国に際して二週間近く留め置かれることも十分あり得ます。幸いなことに、今のところ甚大な災害などは起きていませんが、二〇〇四年末のスマトラ地震級の大きな災害が起これば、かなりの支障が生じることは間違いありません。つまり、従来型の**国際支援のメカニズムに大きな課題**を突き付けられている状況です。

ただそこで言えることは、地元の力がやはり大事だということです。コロナに関する活動でも、一九二の赤十字・赤新月社のうち一五〇以上の社がボランティアを中心に何らかの活動を行っています。

一例として、ウガンダでは、体温測定などのスクリーニング、中国では、コロナの救急患者の搬送、セルビアでは、家で自主隔離して生活を送る高齢者に対して食糧を届ける活動、フィリピンでは（コロナ患者や感染の疑いのある人などに対する）こころのケア活動などが行われています。

また、レバノンやガザでは、日赤が現地で支援してき

戸別訪問で手洗いの仕方を教える避難民ボランティア（バングラデシュ）

手洗いセッションを行うパレスチナ赤新月社のボランティア

© パレスチナ赤新月社

ガザに派遣されていた要員が遠隔で技術支援

© 大阪赤十字病院

防護服に身を包みキャンプーニにある日赤の診療所で診療を続けるバングラデシュ赤新月社スタッフ（バングラデシュ）
© バングラデシュ赤新月社

た活動も、それに携わってきた日赤の要員が帰国したため、インターネットで連絡し合い、現地の事業運営を遠隔で継続しています。バングラデシュでは、南部避難民への日赤の支援が間もなく三年目を迎えますが、現在でもバングラデシュ赤新月社の医療スタッフが医療活動を継続していますし、避難民出身のボランティアが現地でＣＢＨＦＡを実施しています。いわば日赤が現地で行ったＣＢＨＦＡの普及や研修によって育成された人材により活動が継続されているという点は、私たちにとって大きな誇りともいえます。

もちろん状況が戻れば、日赤からも要員派遣と活動を再開する予定です。

日赤はこれまで連盟の創設に関わった五つの赤十字社の一つとして、また近衛名誉社長が連盟会長として活躍した赤十字社でもあります。連盟から受ける恩恵も多いですが、連盟を強化することに貢献する役割もありますし、リーダーシップを発揮することも求められます。

総じていえば、日赤の人材や技術などの資源を国際赤十字のネットワークを通じて最大限活用し、さらには国内事業で永年蓄積してきた知見をもつオール日赤の力で、複雑化する人道課題に対して、その責務を果たしていきたいと思います。

（聞き手：日本赤十字国際人道研究センター事務局 畑厚彦）

論考

イスラム世界と赤十字の共生

――多元国家インドネシアとパンチャシラの視点から

井上忠男
日本赤十字国際人道研究センター所長
（日本赤十字秋田看護大学特任教授）

はじめに――イスラム世界と赤十字の相克

世界第四位の二億七、〇〇〇万の人口を抱えるインドネシア共和国は、世界最大のイスラム教徒人口を抱える国でもある。イスラム教といえば一般的に中東の国々の宗教と思われがちだが、実は南アジアはインドネシア、パキスタン、インド、バングラデシュの四カ国だけで世界のイスラム人口の約半数の八億人を占める世界最大のイスラム圏ともいえる。その信徒数において、これらの国々の頂点に立つのがインドネシア共和国である。

しかし、この国の赤十字組織は、他の多くのイスラム教の国々と異なり、赤新月ではなく赤十字の名称と標章を設立以来、使用し続けてきた。その背景にある理念は、多元主義を貫き寛容な社会の実現を模索してきたインドネシアの国是パンチャシラの理念と深く関っている。しかし、近年、世界的なイスラム勢力の台頭の中で、イスラム社会で赤十字標章を使用し続ける同国赤十字社への風当たりは弱くない。

本稿では、イスラム圏と赤新月標章使用の現状を概観した上で、非寛容さが増幅する社会の中で懸命に赤十字標章の使用を続けるインドネシア赤十字の歴史と現状について考察する。まず第一章では、多くのイスラム教の国々で赤十字標章の代わりに使用される赤新月（赤の三日月）標章とイスラム世界の現状を概観し、第二章では、インドネシア共和国と同国赤十字社の現代史を紐解きながら、保守化する

イスラム社会の中で赤十字標章を死守しようと闘うインドネシア赤十字の現在を俯瞰する。

第一章　イスラム世界における赤新月標章の現状

国際赤十字・赤新月運動（以下、「赤十字運動」）は世界一九二カ国（二〇二〇年一二月現在）が加盟する世界最大の人道ネットワークである。その加盟社のほとんどは赤十字の名称と標章を使用するが、イスラム教徒が多数を占める国々では赤新月を使用する国が多い。現在、赤新月の名称・標章を使用する国は三三カ国と一自治政府に及び、その多くが憲法等でイスラム教を国教と規定しているが、そうでない国もある。ここでは、イスラム教徒が人口の大多数を占める国を以下のように三分類し、それぞれの赤新月標章または赤十字標章の使用状況を概観する。

赤新月標章

⑴イスラム教を国教とし、赤新月を使用する国（二五カ国・一自治政府）

これらの国々は憲法等でイスラム教を国教と定めるか、イスラム法を実施している国々であり、中東、北アフリカの多くの国とアフリカ・アジアの一部の国々がこれに該当する。

これらの国々は、アラブ首長国連邦（イスラム教徒の人口比率：六二％）[1]、アルジェリア（九九・七％）、イエメン（一〇〇％）、イラク（九九％）、イラン（九九・三％）、エジプト（九〇％）、カタール（八三％）、クウェート（七六・七％）、コモロ（九八・四％）、サウジアラビア（九四％）、ジブチ（九四・一％）、スーダン（六八・六％）、ソマリア（九九％）、チュニジア（九九％）、バーレーン（七〇％）、モーリタニア（九九・一％）、モロッコ（九九％）、ヨルダン（九七・二％）、リビア（九六・六％）の一九カ国、及びアジアのアフガニスタン（九九％）、パキスタン（九六・四％）、バングラデシュ（八九・一％）、ブルネイ（七八・八％）、マレーシア（六一・三％）、モルジブ（一〇〇％）の六カ国である。これらイスラム教を国教とする国は例外なく赤新月標章を使用する。

この他、パレスチナ自治政府（二〇一三年一月、パレスチナ国に改名したが日本は未承認。国連未加盟）[2]の赤新月社もこれに分類される。

これらの国々のイスラム教徒は人口の八割から九割以上を占め、七割以下のマレーシア（六一・三％）、スーダン（六八・六％）はイスラム教国としては比較的に比率が少ない。

【国旗と赤新月の関係】

これらの国々は国旗のデザインに「三日月」を配する国が多いが、ジブチ、ソマリア、スーダン、アフガニスタン、バングラデシュ、バーレーン、イラク、ヨルダン、モロッコ、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメンの国々は、国旗に三日月を描いていない。

⑵イスラム教は国教ではないが、赤新月を使用する国（8カ国）

第二の国々は、イスラム教を国教と定めていないが、イスラム教徒の人口が国の大多数を占める国々である。中央アジアのほとんどの国がこれに該当する。具体的にはトルコ（九九・五％）、アゼルバイジャン（九三％）、カザフスタン（七〇・二％）、キルギス（六〇・八％）、タジキスタン（八二％）、トルクメニスタン（八七・二％）、ウズベキスタン（七六・二％）であり、これに中東のシリア（八五％）が入り八カ国となる。

トルコは世界で最初に赤十字運動に加盟したイスラム教国であるが、アタチュルクのトルコ革命により一九二三年、イスラム教を国教とする憲法条文が削除され、以後、イスラム教は国教ではない。またイスラム教を国教としてきたスーダンは、近年、「宗教で人を差別すべきでない」として民主化と政教分離路線に舵を切り、スーダン暫定政権は二〇二〇年八月三一日、反政府勢力スーダン革命戦線（SRF）との間でバシル政権以来三〇年続いたイスラム教の国教としての地位を破棄する協定に合意した[3]。

これらの国々の中でトルコ、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ウズベキスタンは国旗に赤の三日月を配するが、その他の国の国旗には三日月は描かれていない。

⑶イスラム教徒が人口の大半を占めるが赤十字を使用する国

これらの国々の代表格は、二億七、〇〇〇万の人口を擁する世界最大のイスラム教国家インドネシア共和国である。同国の人口の八七・二パーセントはイスラム教徒であるが、同国の赤十字組織は創設以来、赤十字の名称と標章を使用してきた。その背景と現状ついては第二章で考察する。

インドネシア赤十字社のような例は決して珍しくなく、イスラム教徒が国民の大半を占めるアルバニア（八一・一％）、ガンビア（九六％）、ギニア（八六・七％）、シエラレオネ（六五％）、セネガル（九五％）、ニジェール（九〇％）、マリ

（九四・八％）も赤十字標章を使用している。これらの国々が赤十字標章を使用する理由は不明だが、旧宗主国であるヨーロッパ諸国のキリスト教文化の影響も考えられる。また別図からも示唆されるようにイスラム教徒人口比率の多寡は必ずしも赤新月標章採用の根拠となっていない。

その他、イスラム教徒が大多数を占めるオマーン（八五・九％）とコソボ（九五・六％）は、二〇二〇年一二月末現在、唯一の公認された赤十字・赤新月組織は存在しない。なお、中東のレバノン（五四％）はイスラム教徒が過半数を占めるが、キリスト教徒も半数近くを占めることからは通常、イスラム教国に区分されない。

第二章　イスラム社会で生きる　インドネシア赤十字

⑴インドネシアの独立とパンチャシラ原則

インドネシア共和国は、世界第四位の二億七、〇〇〇万の人口と世界最大のイスラム教徒人口を擁する国家である。インドネシアの呼称は、この地域を「インドの島々」「オランダ領東インド」と呼んで植民地化したオランダ（欧州人）の呼称に遡り、歴史的に多言語多民族が共存してきたこの地域の住人には元来、インドネシアという一つの国家概念はなかった。

国家としての独立は、七五年前の日本の敗戦に遡る一九四五年八月一七日の独立宣言で初代大統領にスカルノ（これがフルネーム。姓名の区別はない）が就任した時に始まる。この時の独立準備委員会[4]でスカルノが公表した建国五原則「パンチャシラ（Pancashila）」は、一九四五年憲法前文に明記され、インドネシア共和国の国是としてインドネシア社会の基盤を支える原則として維持されてきた。

パンチャシラとは、サンスクリット語で「五つ（Panca）の原則（shila）」を意味し、それらは①唯一神への信仰　②公正で文明化された人道主義（Kemanusiaan yang Adil dan Beradab）③インドネシアの統一　④代議制の熟議による全会一致[5]の叡智に導かれる民主主義　⑤すべてのインドネシア国民のための社会正義　の五つである。これらは国家存立の基本原則であるとともに、個々の国民の生活指針としても影響力を持つとされる[6]。

圧倒的多数のイスラム教徒を抱えながら、インドネシアはなぜイスラム教を国教としなかったのか。その経緯について中村緋紗子（二〇〇五）は、一九四五年の憲法草案が議論された際、その前文に含まれていたイスラム教を国教とするかのようなジャカルタ憲章の文言にキリスト教地域の

表　イスラム教徒の多い国々と赤新月／赤十字標章の使用状況（2020 年 12 月末現在）

		イスラム教徒の人口比率（%）	イスラム教を国教とする	国旗に三日月を配する	赤十字 / 赤新月の別 赤十字	赤新月
分類1	アラブ首長国連邦	62	○	×		○
	アルジェリア	99.7	○	○		○
	イエメン	100	○	×		○
	イラク	99	○	×		○
	イラン	99.3	○	○		○
	エジプト	90	○	○		○
	カタール	83	○	×		○
	クウェート	76.7	○	○		○
	コモロ	98.4	○	○		○
	サウジアラビア	94	○	×		○
	ジブチ	94.1	○	×		○
	スーダン	68.6	○	×		○
	ソマリア	99	○	×		○
	チュニジア	99	○	○		○
	バーレーン	70	○	×		○
	モーリタニア	99.1	○	○		○
	モロッコ	99	○	×		○
	ヨルダン	97.2	○	×		○
	リビア	96.6	○	○		○
	アフガニスタン	99	○	×		○
	パキスタン	96.4	○	○		○
	バングラデシュ	89.1	○	×		○
	ブルネイ	78.8	○	○		○
	マレーシア	61.3	○	○		○
	モルジブ	100	○	○		○
	＊パレスチナ自治政府	＊ 92	○	×		○
分類2	アゼルバイジャン	93	×	○		○
	カザフスタン	70.2	×	×		○
	キルギス	60.8	×	×		○
	タジキスタン	82	×	×		○
	トルコ	99.5	×	○		○
	トルクメニスタン	87.2	×	○		○
	ウズベキスタン	76.2	×	○		○
	シリア	85	×	×		○
分類3	アルバニア	81.1	×	×	○	
	インドネシア	87.2	×	×	○	
	ガンビア	96	×	×	○	
	ギニア	86.7	×	×	○	
	シエラレオネ	65	×	×	○	
	セネガル	95	×	×	○	
	ニジェール	90	×	×	○	
	マリ	94.8	×	×	○	

注）イスラム教徒の人口比率は『ブリタニカ国際年鑑 2020』に基づく。＊印は外務省基礎データによる。

代表が反対したため、多数派ムスリムとの合意により「唯一神への信仰」という一般的な表現が採用されたためとする。[7]この時点でイスラム教の国教化は否定されたことになる。

また「全会一致による民主主義」は、多数決原理が支配する民主主義とは異なるもので採決に至るまでの調整に時間がかかる制度である。このような民主主義手法についてインドネシアに滞在歴のあるJ・ダイアモンド（二〇二〇）は「パンチャシラ民主主義においては、西欧流の対立は存在し得ない。パンチャシラ民主主義の領域では、ムシャワラ（話し合い）によりムファカット（全員一致）を達成する」と評している。[8]

スカルノは憲法前文で植民地は、「人道と正義に反するものであり、排除されなければならない」と記しているが、日本から独立したインドネシアは戦後、再植民地化を企てるオランダとの独立戦争に入る。その後、ハーグ協定を経て一九四九年一二月二七日、インドネシア連邦共和国（一六の国と自治地域）のオランダからの独立が承認される。しかし、スマトラ島を主とするインドネシア共和国以外は、依然としてオランダの影響下にあり統一国家とは程遠い状態だった。その後、連邦国のインドネシア共和国への併合が進み、一九五〇年八月一五日、現在のインドネシア共和国が成立し、新憲法が公布された。さらに一九五九年七月、スカルノは、大統領権限の弱い新憲法を破棄して一九四五年憲法への復帰を宣言し権限拡大をはかった。

スカルノは反植民地主義を掲げて非同盟路線をとり、オランダ人資産の国有化や債務の無効化を行い、一九六三年にはイギリスからのマレーシアの独立を巡り国際社会と対立すると、一九六五年、国連、世銀、ＩＭＦから脱退し、中国への接近を強めた。しかし国内経済は悪化の一途をたどり、一九六五年九月三〇日、インドネシア共産党（ＰＫＩ）に同調する国軍部隊による国軍幹部の殺害事件（九月三〇日事件）が起こると、これを鎮圧した国軍司令官スハルトが権力を掌握し、共産党の協力を得ていたスカルノは一九六七年三月、失脚した。九月三〇日事件に引き続き、共産主義者を一層する大虐殺が起こり、その犠牲者は五〇万～二〇〇万人ともいわれ[9]、ポルポトの大虐殺に匹敵する史上最悪の惨劇といわれる。

(2)パンチャシラと「多様性の中の統一」

一九六八年三月に発足したスハルト政権は、スカルノとは真逆の反共政策へと舵を取り、「開発独裁」ともいわれる経済再建を断行した。政権移行期にこの政権下で強化されたのがパンチャシラの徹底であり、一九七八年、国民協議

会（ＭＰＲ）で「パンチャシラの理解と実践のための指針に関する決定」がなされ、パンチャシラ道徳教育が開始された。

パンチャシラ道徳教育は人権教育や道徳・倫理教育に代わるもので、「パンチャシラ道徳教育と市民」（ＰＭＥＣ）の課目が義務教育で必須のものとなった[10]。この中では、人道、利他愛、愛国心、家族愛、法と秩序、正義と連帯、平和と調和、義務と責任など四三項目の価値規範が教えられる。中でも人道心（Humanity）の涵養は、六・六七％と徳目の中でも最も高い比率で教えている[11]。

スハルト政権下でパンチャシラが強化されたのは、「唯一神への信仰（Ketuhanan Yang Maha Esa）」の原則が反共政策の拠り所になると見なされたためといわれる。この原則により国民はいずれかの宗教に所属することが求められ、身分証明書（ＫＴＰ）を含むあらゆる公的書類には所属宗教を記載しなければならない。信仰の自由は、憲法第二九条二項で「国家は、各自の宗教および信仰にしたがい、すべて市民の宗教および礼拝の自由を保障する」とあるが、一九六五年の法律第一号は、イスラム教、キリスト教プロテスタント、カトリック、仏教、ヒンズー教、儒教の六つの宗教[12]のみを公認とし、その他の宗教は法的保護を受けることはできない。さらに無神論の立場をとることは、この国ではアウトローとみなされ、公的手続き等で不利になる場合があるといわれる[13]。

こうした現実はあるものの、インドネシアはパンチャシラを基盤にした「多様性の中の統一（Bhinneka Tunggal Ika）」[14]を標榜する寛容な社会を目指す国家であり、その理念は一九五〇年二月一日に制定されたガルーダ・パンチャシラの国章に象徴的に描かれている。インドネシアがその他のイスラム教諸国に比べて宗教的、民族的な衝突が少なかったのは多様性を認め合う気風があったためといわれる。そ

インドネシアの国章　ガルーダ・パンチャシラ
中央の紋章は５つのパンチャシラ原則を意味する。
鷲の足元には「多様性の中の統一」の語を配する。

の一方でスハルト時代は政治の汚職腐敗が顕著にみられた。

⑶インドネシア赤十字社の成り立ち

インドネシアの赤十字を語る時もパンチャシラ原則の中の国是「文明化された人道主義」との関連は無視できない。

一九四五年八月一七日、スカルノが独立を宣言すると、九月三日、スカルノは赤十字組織の設立を保健大臣に指示した。九月五日、赤十字社設立準備のための五人委員会が結成され、九月一七日、赤十字社執行委員会が組織された。初代委員長には初代インドネシア副大統領モハマッド・ハッタが就任した。

しかし、組織の法的基盤が未整備のまま、オランダ赤十字東インド支部の活動を継承していたが、一九五〇年一月一六日、大統領令第二五号によりインドネシア赤十字社（以下、インドネシア語 Palang Merah Indonesia の略「PMI」と記す。）が承認され、六月一五日、赤十字国際委員会から承認を得て六八番目の赤十字社として赤十字運動の一員に仲間入りした。これにより一国一社の原則から九月一九日、オランダ赤十字東インド支部は解散し、その財産はPMIに移管された。さらに一九六三年一一月二九日の大統領令第二四六号は同社の基盤をさらに強化した。大統領令に基づく同社の主要事業は、自然災害被災者の救護とジュネーヴ諸条約に基づく戦争犠牲者への支援と位置付けられた[15]。

とはいえ、大統領令は大統領権限で発令されるため、議会の正式な承認を得ておらず、同社は長年、堅固な法的基盤を持たなかったといえる。

⑷パンチャシラと赤十字思想

PMIとパンチャシラ原則の親和性は、一九六三年の大統領令第二四六号前文の「人道の原則により設立されたPMIは、国のパンチャシラ原則と一致するものであり…」との文言からも示唆される。また、二〇一八年の赤十字法は、コメンタリー（Elucidation）の中で一九四五年の共和国憲法前文に言及して、「赤十字事業は秩序ある世界の実現のための一つの方法であり、パンチャシラにみられる「公正で文明化された人道主義（Kemanusiaan）」の実践の一環である（総論）[16]と明記している。つまり、パンチャシラの「文明化された人道主義」の実現を担う組織がPMIであり、この認識を国家と赤十字社が共有している。このような赤十字社は世界一九二社の中でも極めて特異な存在であると思われる。

パンチャシラ原則により、イスラム教を国教と位置付

けていないインドネシアは、宗教的にも比較的寛容な社会を形成してきた。それはインドネシアが単なる世俗主義国家であるという意味ではなく、原則的にすべての国民がいずれかの宗教に属するという意味で多宗教国家と言うべきだろう。それゆえに多民族、多宗教国家が抱える複雑な問題も多く、社会の不安定化要因として民族（Suku）、宗教（Agama）、人種（Ras）、階層（Antargolongan）の頭文字をとったSARA問題がしばしば指摘されてきた。国是であるパンチャシラでさえも、イスラムの教えの上位にパンチャシラを置くことを認めないイスラム保守主義の批判を浴びてきた。さらにグローバリズムによる格差の拡大と分断が進む中でイスラム保守勢力の主張も声高となり、「信教の自由や生存権、宗教的少数者への暴力が特にイスラム教徒が多数を占める地域、西ジャワ、バンテン、DKIジャカルタなどにおいて増加傾向にある。」[17]ことも指摘されている。

⑸イスラム保守勢力と赤十字の攻防

こうした中で、赤十字標章を使用し、赤十字社を名乗るPMIは、しばしばイスラム保守勢力の批判の的となってきた。元PMI総裁マリ・ムハンマドは、「インドネシアの少数派の中にはイスラム教徒が多数を占める国がなぜ赤新月ではなく赤十字を使用するのかと問う者がいる。彼らには『最も重要なことは標章ではなく奉仕する能力である』と言ってきたし、担当大臣にはこのことを常に言い続けてきた」[18]と語っている。

近年、イスラム保守勢力からの赤十字への風当たりはさらにエスカレートしていた。イスラム教を国教にしようとする動きは、現在も急進イスラム教徒の間に見られるが、イスラム政党PKS（繁栄正義党）[19]党首は、「赤十字のシンボルはキリスト教の文化と伝統と同一のものだ」[20]と批判し、PMIは赤新月社に変更すべきだと主張してきた。こうした批判に対し、ユドヨノ政権とウィドド政権で一〇年にわたり副大統領を務めたPMI総裁ムハンマド・ユスフ・カラ（Muhammad Jusf Kalla, イスラム教徒で元ゴルカル党党首）は、「これは根拠のない主張だ」と反論し、二〇一一年の同社六六周年で「我々はインドネシア赤十字の赤色に誇りを持つべきである」と赤十字標章を維持することを主張した。またPMI理事（当時）ムハンマド・ムアスは、「（赤十字の）ロゴはインドネシアが正式に批准したジュネーヴ諸条約で合意されたものであり、尊重しなければならない」と語り、「インドネシアは世俗国家でありイスラム教国家ではない。インドネシアは多元主義を尊重する国家である」と反

論した[21]。

⑹宿願の赤十字法の成立へ

赤十字のロゴ問題などで長年、審議が中断してきたインドネシアの赤十字法案は、近年、ようやく審議が再開された。

二〇一七年二月八日、下院の保健社会事業に関する第九委員会の公聴会に出席したカラPMI総裁は、「赤十字のロゴに疑念が持たれているのは承知しているが、赤十字のロゴはキリスト教の十字ではなく、数学のプラス(十)と同じで縦横対称である」とし、「数学のプラス記号は、イスラム数学者イブン・ムーサ・フワーリズミー(Ibn Musa Al Khawarizmi)が考案したのだから何も案じる必要はない」[22]とイスラム教徒に気配りをみせる答弁をした。また、国民信頼党(PAN)代表から赤十字ロゴに固執する理由を問われると、「ロゴには、(それが示す)価値があるからだ。」と明言した。こうした議論を経て、二〇一七年一一月一一日、ようやく赤十字法が議会承認を得た。そして翌年、『赤十字に関するインドネシア共和国法二〇一八年一一月一日法律第一号』[23](以下、「二〇一八年赤十字法」という)が公布され、PMIの法的基盤が確立された。

二〇一八年赤十字法前文は、「a. 人道事業は、世界秩序と社会正義を実践するためにインドネシアのすべての人民と領土を保護することにより国家の目的を支援することを追求する」とあり、「b. そのために国は、国内組織を創設し、その社の保護標章と表示標章に赤十字標章を使用する」とある。

PMI のロゴマーク

続く第一条では、「(PMIは、)人道、奉仕、無差別の原則に基づき設立された国の赤十字組織を意味する」(四項)とあり、第六条で、「赤十字事業の標章として赤十字標章を使用する」ことを明記した。また第二三条は、同社のロゴマークを、五つの花弁から成る「ジャスミンの花で囲んだ赤十字とする」と規定し、さらに第一二条は、「保護標章としての赤十字標章は、平時においても使用することができる」とし、インドネシア陸軍衛生部隊のみならず、PMIも平時から保護標章を使用できることを規定した。わが国においても日本赤十字社は厚生労働省の許可を得て、平時からの保護標章の使用が可能であり[24]、今後の有事の迅速な対応を視野に入れれば、PMI同様、保護標章の平時からの使用に道を開くことは有益のように思われる。

おわりに——多数者と少数者の共生モデルとなり得るか

インドネシア赤十字社(PMI)が抱える標章問題は、赤十字運動をしばしば翻弄してきた標章を巡る「特殊性(個別性)と普遍性」の調和をいかにはかるという問題である。幸いインドネシアにおいてはパンチャシラ原則と多元主義のもと、赤十字は長年、受容と寛容をもって受け入れられてきた。さらにPMIは国家によって国是であるパンチャシラの「文明化された人道主義」原則を実現する組織として認知されてきたことは他国には見られない特徴といえるだろう。また憲法が人道主義を掲げ、義務教育(パンチャシラ道徳教育)で「人道」の科目を課すような国はほとんど類を見ないように思う。その意味でインドネシアが目指す社会像は赤十字運動のそれと共感しあえるものがある。

その一方で、インドネシアは、九月三〇日事件に続く大虐殺というパンチャシラの国是とは程遠い惨劇の歴史も持つ。また公認六宗教間の同等の権利を認める一方で、宗教的少数者や無宗教者への差別や偏見を助長しやすい社会でもある。さらにパンチャシラ道徳教育が絶対視される中で人権教育が軽視されたことが人権侵害事件の多発に繋がっているともいわれる。人権問題は赤十字にも波及し、米国国務省の人権状況報告によれば、難民キャンプにおいてPMIの要員が難民に対し暴力を奮いIOMが介入した事件も報告されている[25]。また政治家、公務員の腐敗度を示す腐敗認識指数(CPI: 2019)から見る国家の健全度は八五位と決して高くはない[26]。さらに社会の自由度を示す『世界自由度報告書二〇二〇』[27]でも自由な国八三カ国に入らず、「部分的に自由」な国とされている。

こうした理想と現実の乖離にもかかわらず、インドネシア社会が現代の世界に伝えるメッセージは何だろうか。第一に想起するのは、対立回避の全会一致の原則や圧倒的多数を占めるイスラム教徒を抱えながら少数派宗教にも同等の権利を謳い、赤十字標章の使用を容認する共生志向のインドネシア社会の在り方である。同時多発テロ以後の世界的なイスラム教への敵視と偏見の中で、インドネシアの存在感をもっと世界に発信すべきだという議論は国会議員の

中からも与野党を問わず主張されている。第二は、多様な価値を認め合う精神を国民間に醸成するために不可欠な教育・啓発の重要性である。それは社会の格差解消など社会的公正の実現の努力と併行して進められる必要がある。赤十字への正しい理解が赤十字標章の維持を可能にしたように、今後も社会の多数者と少数者双方が互いへの正しい理解を深めることが重要となる。

社会の分断と不寛容が加速する現代にあって、インドネシア社会の在り方は問題を抱えつつも、人類共生への一つの道を示唆するものといえるだろう。その社会の中で強かに生き抜こうとするインドネシア赤十字のこれからを興味深く見守りたい。

注

1　以下、イスラム教徒の人口比率および国教としての位置づけの有無は、『ブリタニカ国際年鑑二〇二〇年版』による。なお、各国のイスラム人口比率は国により基準年が異なる。

2　パレスチナ憲法(二〇〇三)第四条は、他宗教の尊重を謳いながらもイスラム教をofficial religionとし、主にイスラム法(シャリーア)を法制度の基盤とすることを明記する。

3　Evangelical Focus, "*Sudan removes Islam as state religion*", 8 September 2020, https://evangelicalfocus.com/world/7893/sudan-removes-islam-as-state-religion (accessed 20/9/2020)

4　独立準備委員会と憲法草案への日本軍の関与については、しばしば指摘され論考が散見される。(倉沢愛子「戦争の傷痕」、『暮らしがわかるアジア読本　インドネシア』二八二頁、他。)

5　全会一致の原則は、WTO(世界貿易機関)やASEANなどの決議にも採用されている。かつての国際連盟総会決議もこの方式だったが、その弊害は既述の機関でも指摘される。

6　倉沢、前掲書、一二頁。

7　文化庁『海外の宗教事情に関する調査報告書』平成一七年三月、一三五―一三六頁。

8　J・ダイアモンド(川敏子、川上純子訳)『危機と人類・上』(日本経済新聞出版社)二五九頁。

9　倉沢愛子『インドネシア大虐殺』中公新書、一〇七―一〇八頁。

10　インドネシアの教育制度は教育文化省管下の学校(約八割)と宗教省管下の学校(約二割)となっている。(小川忠『インドネシア　イスラーム大国の変貌』新潮選書、九六頁。)

11　Djoehana Oka, *Human rights education in Indonesian primary school*, Human rights education in Asian schools, volume II,1999, Hurights Osaka, https://www.hurights.or.jp/archives/human_rights_education_in_asian_schools/section2/1999/03/human-rights-education-in-indonesian-primary-schools.html(accessed 15/6/2020)

12　ラマダンのほか、クリスマス・イブ、クリスマス、仏教祭(釈迦生誕祭五月七日)、キリスト昇天祭(五月二一日)など六つの宗教の重要な記念日は祝日となっている。

13　小川忠、前掲書　一一四―一一五頁。

14　直訳は「それらは異なるが、それらは同じである」。

15　PMIの歴史については、以下などを参照。http://www.pmi.or.id/sejarah-lahirnya-pmi/　https://factsofindonesia.com/Indonesian-red-cross-society (accessed 23/5/2020)

16　Ihl-databases.icrc.org, *Unofficial translation ,Coat of Arms of the Republic of Indonesia,Law of the Republic of Indonesia Number 1 Year 2018 Regarding Red Cross Affairs*, 2018 [English] .pdf

17　Asian Human Rights Commission, *The state of Human Rights in Indonesia in 2011*,AHRC SPR 006 2011, http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-STM-190-2011/ (accessed 20/8/2020)

18　*The Magazine of the International Red Cross and Red Crescent Movement*, 2002 , http://www.redcross.int/EN/mag/magazine2002_4/pmi.html(accessed 17/9/2020)

19　Prosperous Justice Party (繁栄正義党)は、イスラム教が公衆生活の中心的役割を果たすことを求めるエジプトのムスリム同胞団の影響を受ける政党。

20　AsiaNews.it, 27/2/2012, http://www.asianews.it/news-en/Indonesian-Red-Cross-does-not-give-in-to-Islamist,-cross-remains-in-logo-24085.html (accessed 15/6/2020) なお、赤十字が批判された二〇一二年は、近年で宗教の自由への侵害件数が最多となった年とされる。(小川、前掲書、一一二頁。)

21　*Ibid.*

22　The Jakarta Post, 8/2/2017, https://www.thejakartapost.com/news/2017/02/08/red-cross-logo-doesnt-promote-christianity-kalla.html(accessed 25/8/2020)

23　インドネシア赤十字法は、二〇一七年一一月一一日、国会承認。二〇一八年法律第一号で正式公布。これを受けて政府機関との関係規定など国内法整備が進む。

24　一九九一年の「各国赤十字社による赤十字標章の使用規則」(一九六五年第二〇回赤十字国際会議で決議、一九九一年の赤十字代表者会議で改定)第一三条は、「武力紛争時における医療目的の任務が明確に規定されている赤十字社にあっては、当局の同意を得て平時から保護標章を使用できる」とある。(筆者編訳『赤十字標章ハンドブック』東信堂、二〇一〇年、二六六頁。)　国民保護法の成立により、日赤はこの適用を受けることができる。

25　Country reports on Human Rights Practice for 2009 Vol1, *Report submitted to the Committee on Foreign Relations US Senate and Committee on Foreign Affairs US House of Representatives by the Department of State*, October, 2012. pdf, p 939.

26　腐敗認識指数国別ランキング・推移。https://www.globalnote.jp/post-3913.html (accessed 30/9/2020)

27　Freedom House, *Freedom in the World 2020*, https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2020/leaderless-struggle-democracy(accessed 30/9/2020)

特集３：東日本大震災 10 年

【総括】東日本大震災から 10 年

赤十字の復興支援事業のこれまで

―内外から四、八〇〇億円の救援・義援金、事業の九九％を終了―

東日本を突如襲った未曾有の大震災から３月 11 日で 10 年を迎えます。この間、被災地の復興が進む一方で被災者のこころに刻まれた傷痕は未だ癒えることはありません。日本赤十字社では、震災直後から全国の救護班を動員した大規模な救護活動を展開するとともに、海外の赤十字社の支援を得て広範な復興支援活動を継続してきました。これまでの復興支援事業の成果を報告いたします。

地震による津波と火災で壊滅状態の岩手県下閉伊郡山田町役場付近（2011 年３月）

海外の個人、法人からも巨額の義援金

二〇一一年三月一一日の未曽有の大震災は、オンタイムで発信される映像の力も加わって、日本国内のみならず世界中に大きな衝撃を与えました。一九、七二九名の方が亡くなり、二、五五九名が未だに行方不明となっています。住家全壊は一二一、九九六棟に及び最大四七万人が避難を強いられました。（令和二年三月一日現在、令和二年度版「防災白書」より）

その災害から一〇年が経過しました。その間、国や自治体、関係機関、ボランティアなどの総力をあげた救護活動、復興支援活動が展開され、また世界中からも多額の支援が寄せられました。

日本赤十字社もその人道的使命を果たすべく、災害発生直後の緊急救護活動にはじまり現在まで復興支援活動を継続しています。また赤十字の国際的な人道ネットワークによって、一〇一の国や地域の赤十字・赤新月社などから一、〇〇二億円を超える救援金が届けられ、日本赤十字社の主要な復興支援事業などが実施されてきています。

一方、日本国内をはじめ海外の個人や法人も含めて、これまでに三二五万件、三、四二三億円を超える多額の義援金が日本赤十字社に寄せられました。募金は中央共同募金会受付分も含めて、三、八三九億円を超える金額（令和二年九月一八日現在）が、被災された方々に全額送金されています。

現在も被災地では、四万人以上の方々が避難を余儀なくされています。住宅再建と災害公営住宅への入居も急ぐことが求められるほか、見守り・心身のケア、コミュニティの形成、生きがいづくりのための「心の復興」、住宅・生活再建に関する相談・支援も継続が必要と言われています。また福島県では原子力災害の影響が続いており、浪江町、双葉町、大熊町などは未だに帰還困難区域を抱えています。徐々に避難指示解除は広がっていますが、そうした地域での生活環境の整備も急がれています。

日本赤十字社の復興支援――この一〇年

日本赤十字社の医療救護活動は初動活動を重視してきました。救護班は、被災地の医療機関が回復したら通常はその役割を終えます。しかし、今回は発災直後から九月末まで六カ月間続き、阪神・淡路大震災の約二カ月間と比べても異例の長期派遣となりました。

平成 31 年 3 月 4 日現在

表１　東日本大震災海外救援金受付状況

1. 受付国・機関と金額　（単位：円）

1	アメリカ赤十字社	23,096,375,050
2	台湾赤十字組織	7,027,360,958
3	カナダ赤十字社	4,027,776,967
4	ドイツ赤十字社	3,335,437,740
5	大韓赤十字社	2,977,101,031
6	中国紅十字会	904,038,322
	香港支部	1,669,068,154
	マカオ支部	44,305,000
7	オーストラリア赤十字社	2,180,588,839
8	スイス赤十字社	1,999,210,672
9	フランス赤十字社	1,850,669,146
10	イギリス赤十字社	1,834,380,375
11	欧州委員会人道援助局	943,464,578
12	個人、企業、その他の組織	854,302,995
13	シンガポール赤十字社	817,708,385
14	オランダ赤十字社	752,925,547
15	タイ赤十字社	748,707,214
16	ベトナム赤十字社	608,584,747
17	オーストリア赤十字社	496,774,402
18	イタリア赤十字社	446,934,713
19	スペイン赤十字社	416,304,782
20	マレーシア赤新月社	370,787,362
21	ハワイ日米協会	245,975,395
22	国際赤十字・赤新月社連盟 国連代表事務所	232,932,738
23	セルビア赤十字社	191,253,450
24	フィリピン赤十字社	167,000,000
25	ロシア赤十字社	163,836,124
26	ノルウェー赤十字社	161,780,204
27	クウェート政府	157,420,000
28	ベルギー赤十字社	129,623,606
29	アイルランド政府	121,450,000
30	フィンランド赤十字社	119,570,000
31	クロアチア赤十字社	85,775,140
32	インドネシア赤十字社	79,118,244
33	メキシコ赤十字社	72,535,786
34	カタール赤新月社	67,526,838
35	アイルランド赤十字社	65,045,681
36	ニュージーランド政府	60,730,000
37	ニュージーランド赤十字社	57,809,560
38	デンマーク赤十字社	53,362,250
	デンマーク赤十字社 （フェロー諸島赤十字社）	681,500
39	スウェーデン赤十字社	51,600,000
40	チェコ赤十字社	47,342,500
41	ルクセンブルク赤十字社	23,705,000
42	スタブロス・ニアルコス財団	20,212,500
43	スロベニア赤十字社	19,304,221
44	アイスランド赤十字社	19,113,287
45	ラトビア赤十字社	18,391,430
46	アラブ首長国連邦赤新月社	15,968,619
47	ブルガリア赤十字社	14,926,315
48	チリ赤十字社	14,779,794
49	ブラジル赤十字社	13,234,664
50	モンゴル赤十字社	12,301,960
51	リトアニア赤十字社	12,205,182
52	コスタリカ赤十字社	11,889,223
53	ボスニア・ヘルツェゴビナ 赤十字社	11,597,299
54	トンガ赤十字社	11,534,778
55	ルーマニア赤十字社	11,443,454
56	南アフリカ赤十字社	10,829,000
57	ベルギー大使館関係	9,107,700
58	バングラデシュ赤新月社	8,681,211
59	アルワリード・ビン・ タラル財団	8,376,000
60	パキスタン赤新月社	8,340,626
61	ミクロネシア赤十字社	8,223,912
62	ルワンダ赤十字社	8,183,902
63	朝鮮赤十字会	8,090,000
64	イラン赤新月社	7,653,000
65	ウクライナ赤十字社	7,100,000
66	ハンガリー赤十字社	6,688,594
67	ポルトガル赤十字社	6,169,630
68	トリニダード・トバゴ赤十字社	5,999,459
69	キプロス赤十字社	5,618,812
70	モナコ赤十字社	5,156,582
71	国際赤十字・赤新月社連盟	4,902,319
72	アフガニスタン赤新月社	4,879,150
73	アルゼンチン赤十字社	4,382,045
74	ミャンマー赤十字社	4,309,161
75	グルジア赤十字社	4,031,550
76	ネパール赤十字社	3,580,216
77	ベラルーシ赤十字社	3,481,200
78	エストニア赤十字社	3,302,936
79	エルサルバドル赤十字社	3,258,180
80	スロバキア赤十字社	2,872,219
81	モルジブ赤新月社	2,718,135
82	エクアドル赤十字社	2,590,860
83	ペルー赤十字社	2,519,291
84	パラオ赤十字社	2,428,894
85	ウルグアイ赤十字社	1,872,938
86	サモア赤十字社	1,752,769
87	アルバニア赤十字社	1,682,400
88	カンボジア赤十字社	1,584,772
89	マケドニア赤十字社	1,529,982
90	ブルキナファソ赤十字社	1,464,945
91	コロンビア赤十字社	1,277,721
92	パナマ赤十字社	1,092,949
93	サンマリノ赤十字社	1,017,100
94	モンテネグロ赤十字社	956,661
95	パレスチナ赤新月社	840,563
96	ベリーズ赤十字社	779,896
97	ラオス赤十字社	636,563
98	バハマ赤十字社	405,200
99	スリランカ赤十字社	395,169
100	ホンジュラス赤十字社	367,398
101	ドミニカ共和国赤十字社	335,291
102	バヌアツ赤十字社	297,234
103	ニカラグア赤十字社	200,527
104	クック諸島赤十字社	175,098
105	ウガンダ赤十字社	108,047
106	ボリビア赤十字社	104,429
107	アルメニア赤十字社	102,874
108	ジャマイカ赤十字社	45,034
109	アンドラ赤十字社	29,058
110	トルコ赤新月社	14,086
111	アゼルバイジャン赤新月社	13,453
112	ポーランド赤十字社	12,420

2. 受付の協定が結ばれている額　**0**

合計（1 ＋ 2）　**60,148,352,882**

3. クウェート政府からの原油輸入代金相当額　**40,066,027,141**

合計（1+2+3）　**100,214,380,023**

〈参考〉
4. 送金の表明がなされている額　**0**

合計（1+2+3+4）　**100,214,380,023**

派遣総数は八九四班、約六、五〇〇人となり、被災三県を中心に七五、〇〇〇人以上を診療しました。

救援物資の配分やこころのケア、赤十字奉仕団などによるコミュニティでのきめ細かな活動も総力をあげて実施されました。

こうした活動の中で現在も継続されている事業が、各国の赤十字・赤新月社を通じて届けられた海外救援金による復興支援事業です。

一、〇〇〇億円を超える海外からの救援金――事業の九九％が終了

一〇〇の国や地域からは、六〇一億円を超える救援金が寄せられ、クウェート政府からは原油輸入代金相当額の約四〇一億円が届けられました（表1）。クウェートからの送金は、日本赤十字社を通じて岩手、宮城、福島の三県へ配分され、県の支援事業に充てられ、三陸鉄道の車両購入、医学生修学基金の設置、Jヴィレッジ（サッカーのナショナルトレーニングセンター）の再建など幅広く活用されています。

海外からの救援金による日本赤十字社の復興支援事業も震災発生後間もない時期からスタートしました。日本赤十字社は復興支援本部を立ち上げ、被災者の声を聞き、被災

地のニーズを調査して行政と重複しないよう調整しながら、支援の方向性を決めました。事業は赤十字のノウハウや強みを生かしながら展開してきました。救援金による事業はすでに九九％が達成されており、二〇二〇年度末で完了する予定となっています。

この一〇年間、日本赤十字社が行ってきた復興支援事業の全体像は**図1**のとおりです。

そのうちの主要なもののいくつかを概括してみましょう。

⑴仮設住宅の暮らしを支える

職員や赤十字奉仕団が仮設住宅を訪問して、住民の健康チェックを行いました。身体を動かし住民のストレス解消と不活発病の防止や、家を失った被災者が避難先で新しいコミュニティを形成するための支援、また元の地域のコミュニティとのつながりを維持するために集会所の備品を整備し、ふるさと交流会などを実施しました。

ホットケアの実施　一七〇回以上

ノルディックウォーキングの開催　約四〇〇回

⑵生活家電セットを寄贈

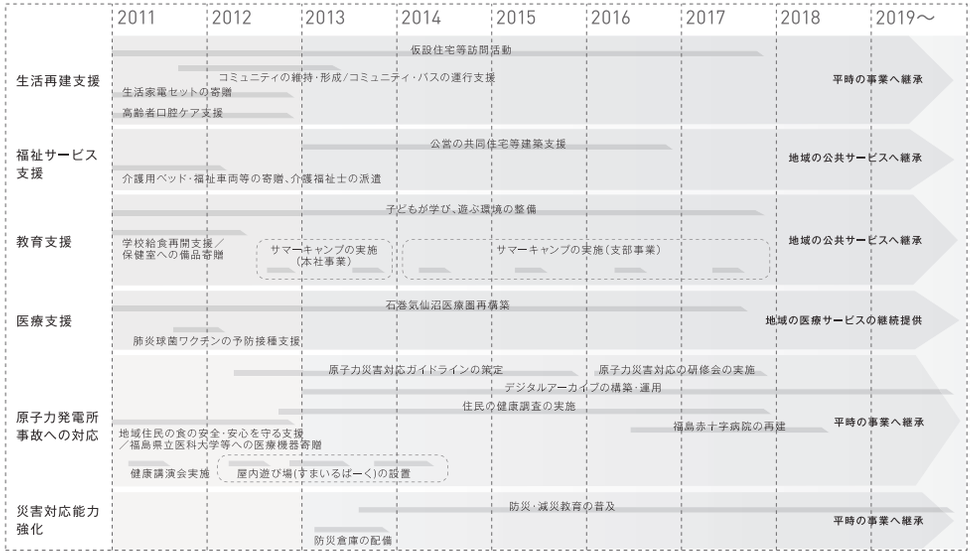

図１　『日本赤十字社の復興支援事業の全体像』日本赤十字社「東日本大震災 復興支援レポート」（2018年２月発行）より

ノルディックウォーキング「春の交流会 2014 in 遠野」（2014年５月）

日本赤十字社寄贈のコミュニティ・バス（2011年９月）

仮設住宅のスペースは提供されても、すぐに生活家電などの必需品が揃うわけではありません。それを補う事業として一三万セットを超える生活家電セット（冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、テレビ、電子レンジ、電気ポット）を各仮設住宅に寄贈しました。

⑶高齢者・障碍者を支える

仮設住宅に入居した被災家族に家電６点セットを寄贈（2011年４月）

被災地の福祉施設では、被害を受けた施設から要介護者を受け入れたため定員を超えてしまいました。また福祉車両が津波で流されたため、日本赤十字社は介護ベッドや福祉車両を寄贈するとともに、日本赤十字社の介護福祉士を派遣して施設職員の負担軽減などに貢献しました。

・車両　二〇七施設、三三八台、ベッド一六一施設、九五九台

また、住環境から高齢者の孤立・孤独化を防ぎ、コミュニティを活性化させるため、共同住宅の建設を支援しました。

・九カ所、七九八戸

⑷子どもの健やかな成長のために

①子どもの学び・遊ぶ環境を整備

学校やグラウンドは避難場所や災害対応で使われており、日本赤十字社は、被災した幼稚園、保育園、仮設体育館の建築を支援しました。

・仮設体育館支援　三校　生徒数一、〇八八名
・幼稚園・保育園等建築支援　八施設　定員四四〇人
・スクールバスの寄贈　一三校　一八台

②保健室の機能回復を支援

津波の被害や避難所としての使用などで保健室の機材や衛生物品の不足が生じました。日本赤十字社はこれらの物品の整備を支援しました。

・保健室の備品寄贈　一六〇校

③学校給食の再開を支援

震災で学校給食を提供する設備も被害を受け、日本赤十字社は給食センターに機器を提供し、給食が迅速に提供されるよう整備しました。

仮設体育館の建設支援（2011 年 9 月）

学校給食の備品支援（2011 年 11 月）

「サマーキャンプ」いっぱいのじゃがいもを収穫して大満足の子どもたち（2012 年 7 月）

・大型冷蔵庫や調理器具等　八、九三三点

④青少年赤十字のノウハウが詰まったプログラムで、子どもの心身の成長を支援

夏休み期間を利用して、被災地で生活する児童・生徒を北海道のルスツリゾート（留寿都村）に招き、三泊四日のキャンプを二〇一二年と二〇一三年に開催しました。新しい友達との交流、乗馬や農作物収穫体験など、青少年赤十字指導者である小・中学校の教師と臨床心理士らが作ったプログラムで実施しました。

・北海道での開催　二〇回　五、七八八名が参加
・被災地での開催　一〇回　六五一名が参加

⑸地域医療の再生を支える

①医療機関の復旧・再建

宮城県石巻市では、津波の被害が大きく、沿岸部の市街地が破壊されて地域の医療機能が失われました。日本赤十字社は医療機関の復旧・再建を支援して地域の医療の迅速な再構築に貢献しました。

・復旧・再建対象医療機関　気仙沼市立本吉病院、石巻市夜間急患センター、南三陸病院・総合ケアセンター南三陸、女川町地域医療センター

・日本赤十字社が支援した医療圏の人口
気仙沼医療圏（一市一町）八五、六五八人
石巻医療圏（二市一町）二〇二、〇八一人）
（住民基本台帳平成二三年十二月末）

②肺炎球菌による高齢者の肺炎の予防と重症化の予防）

冬場にかけて肺炎等の呼吸器疾患の増加が懸念されました。肺炎は特に高齢者の死亡割合が大きい疾患であり対策が急務でした。日本赤十字社は医師会との共同事業により高齢者に対して肺炎球菌ワクチン接種を進めました。

・対象者　四三七、八五六名

肺炎球菌の予防接種（2012年1月）

⑥原子力災害による健康不安に寄り添う

①住民の健康調査を実施

福島県双葉郡浪江町は、町の全域に避難指示が出され、町民が避難生活を余儀なくされた自治体の一つです。特に浪江町では避難先が分散して十分な行政サービスが行き渡らない状況が生じていました。日本赤十字社は看護師を中心に、地域に点在する被災者の住宅を個別に訪問して、町が住民の健康を把握するための健康調査に協力しました。

・五、五六〇世帯　一二、二八六名

浪江町民の健康調査事業（2012年10月）

②住民の不安解消のための講演会の実施

人々は放射線についての正確で十分な知識を持っておらず、身体に与える影響に対して不安を抱えていました。日本赤十字社は被災された人々に対して身体や心の健康の維持を目的とした健康講演を実施して住民の不安の解消に努めました。

③原子力災害対応のガイドラインを策定

日本赤十字社は原子力災害でも救護活動従事者が自らの安全を確保して活動できるようガイドラインを策定しました。福島第一原発事故での活動の経験や教訓を基に、国際赤十字・赤新月社連盟に対して積極的に情報を提供し、連盟版の原子力災害対応ガイドラインの作成に貢献しました。ガイドラインの英訳は公開されており、各国赤十字・赤新月社が自国版のガイドラインを作成するうえでも参考となっています。

④地域住民の食の安全・安心に貢献

時間の経過とともに拡散した放射線量は低下したものの、食に対する安心という視点からは放射線量を自ら確認できることが必要です。野菜や飲料用井戸水などの安全についても知りたいという住民の声を受けて食品放射能測定機器を設置しました。

・一〇九台、九万人

⑤屋内遊び場「赤十字すまいるぱーく」を開催

原発事故やそれに伴う避難生活により、子どもの遊び場がなかったり外遊びを制限されたりして、子どもの体力低下が懸念されました。

日本赤十字社は福島県内の子どもたちのために屋内に遊戯場を設置するイベントを開催し、ボールプール、エアトラックなどの巨大なエア遊具をそろえ、身体を動かす機会を提供しました。

ベクレルモニターによる食品の安全性の確認（2012年5月）

・対象者　八六、五八四名

未就学児童を対象とした屋内遊び場
すまいるぱーく（2013年7月）

互いに連携して国内外で救援活動を実施し、そのノウハウを蓄積しています。日本赤十字社が企画立案した復興支援事業も、こうした海外の姉妹社や国際赤十字・赤新月社連盟などとも十分協議を行い、中間評価も実施しながら展開してきたものです。

そうした事業の実施の中で日本赤十字社が着目した被災者の課題がいくつかあります。

⑴コミュニティの機能の低下

震災を機に地域の過疎化がさらに進行しました。地元の文化や祭りといった地域のつながりが喪失され、また避難の都度、人間関係がリセットされるため、孤立化が懸念されました。それによって見守りや助け合いなどのセーフティーネットが機能しなくなりました。被災地域や移住先でのコミュニティをいかに形成するかが事業の中で求められました。

⑵避難の長期化で蓄積される被災者のストレス

狭い地域内での密集した生活のため、対人関係のストレスが増加しました。生計の回復、特に再就職・再就労が難しい状況や住宅再建にかかる資金負担など、強いストレス

被災地で着目された多くの課題

地域や被災者のニーズの把握を重視し、行政などとも連携して実施してきた復興支援事業には、これまで日本赤十字社が海外で実施してきた救援活動のノウハウが生かされてきました。各国の赤十字・赤新月社は、それぞれの社が

により健康に大きな影響が出ることも懸念されました。また環境の変化による子どもの学習意欲・就労意欲への影響も注視する必要がありました。

⑶避難生活で高まる健康リスク

栄養の偏りや狭い住居での日常的な活動量の低下、慣れない地域での外出減少などにより、生活習慣病や生活不活発病を生じやすい状況になりました。避難生活を続ける人の健康維持が重要な課題となりました。

これらは、東日本大震災における課題であるだけでなく、今後あらゆる長期化する災害時に想定される課題ともいえます。

これらへの対応は、日本赤十字社だけで対応できるものではありません。行政や企業、他団体としっかりと連携する中で実施していくことが求められます。またコミュニティの中で、被災者の様々なニーズを受け止めていくには、そのコミュニティの中での共助が必要になり、その支援においてボランティアの果たす役割が非常に大きなものとなります。

日本赤十字社にとっても、一〇年の活動は様々な学びを得る経験となりましたが、その中で何よりも強く受け止めなければならないのは、「一人ひとりの思いが集まれば大きな支援に変わる」ということでした。

日本中からの、そして世界中からの一人ひとりの思いと支援が集まり、大きな力となったことに改めて気づかされる機会ともなりました。

（IHS事務局 畑厚彦記）

特集3：東日本大震災10年

自衛隊の災害派遣活動の特性と関係機関との連携について

――東日本大震災等の体験を中心に

磯部晃一
第三七代東部方面総監／元陸将
前ハーバード大学アジアセンター上席研究員

はじめに：「運命の時」

二〇一一年三月一一日一四時四六分、宮城県金華山のはるか沖あいの海底で、千年の深い眠りから目を覚ましたかのように、太平洋プレートと陸側プレートが突如、激しく破断し、プレートのずれにより観測史上経験したことのない巨大な地震が発生した。発災した当時のことは今も脳裏に焼き付いている。私は、東京の市ヶ谷にある防衛省のA棟一四階の統合幕僚監部（統幕）防衛計画部長室において、幕僚とともに防衛省改革に関するミーティングを行っていた。防衛省のA棟は、防衛大臣はじめ本省内部部局と統合幕僚監部や陸海空の幕僚監部が入っている我が国防衛の中枢である。かなり強烈な横揺れが始まり、だんだんとその揺れ幅が大きくなり、壁や書棚がミシミシと音を立て始めた。揺れが激しくなり、身動きが取れなくなった。本棚からバサバサと本が落ち始めた。私と部下たちは、自らの身体を抑えるので精一杯であった。数分間は揺れたであろうか、揺れが落ち着くと、我々は、直ちに地下にある総合オペレーションルームに向かった[1]。

ここに引用したのは、私が東北地方太平洋沖地震に遭遇した際の場面である。あの時からまもなく一〇年を迎えようとしている。東日本大震災という未曽有の災害に自衛隊は総力を挙げて、捜索救難・人命救助のための活動を開始した。そして、一四日頃から深刻になってくる福島第一原子力発電所における原発事故への対応という、自衛隊が経験したことのない放射能汚染下のオペレーションに突き進んでいった。

本稿では、まず、二〇一一年の東日本大震災に際して自衛隊が如何に活動したか、そして、同災害派遣にはどのような特色があったのか紹介する。

災害の種類や態様、被害の状況は千差万別であり、一つとして同じ形態の災害派遣はない。そうした意味において、私が東部方面総監[2]として経験した二〇一三年の伊豆大島土砂災害及び二〇一四年の御嶽山火山噴火災害における活動の特色を紹介し、日本赤十字社はじめ関係機関が自衛隊と連携する上で参考になると思われる事項についても取り上げることとする。

自衛隊の災害派遣任務と組織について

本題に入る前に、自衛隊の任務や組織について説明する。

自衛隊の任務は、自衛隊法第三条において、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」と規定されている。自衛隊というのは、外敵からの侵害に対して日本を防衛することを主たる任務としている。災害派遣の任務は、第三条後半の下線部分を根拠にする。

災害現場では、警察、消防、海上保安庁（海保）やその他関係機関と連携しながら自衛隊も活動している。これら災害派遣に従事する機関を総称してファーストリスポンダーと呼ばれることもある。同じファーストリスポンダーでありながら、自衛隊は警察、消防、海保と異なる点がある。それは、消防、警察及び海保が平素から人命救助や災害防除等の任務を付与されているのに対して、自衛隊は基本的に都道府県知事等の要請により[3]部隊を派遣することができる仕組みになっている点である。自衛隊は、要請に即応できるように常時、人員約三、九〇〇名、車両約一、一〇〇両、航空機約四〇機を待機させている。

次に、自衛隊の組織について簡潔に触れておく。自衛隊は国の組織である。警察は都道府県単位、消防は市町村単位の組織であるので、各レスポンダーにより指揮命令系統も異なっている。さらに、自衛隊は約二五万人の自衛官

等からなる巨大な組織である。防衛大臣の指揮監督の下に、陸上自衛隊（陸自）、海上自衛隊（海自）及び航空自衛隊（空自）の3自衛隊の部隊から成る。そして、防衛大臣が大規模に部隊を運用する際には、基本的に陸自・海自・空自を統合して運用するようになっている。

阪神淡路大震災での教訓

自衛隊は、一九九五年の阪神淡路大震災での経験を踏まえて、より一層迅速な対応ができるよう、関係法令や運用要領を見直してきた。具体的には、自主派遣を行う場合の基準を明記したり、情報連絡体制の充実や防災訓練などを通じて常日頃から自衛隊と地方公共団体などとの連携をより強化したりしてきた。さらに、道路上の放置車両の除去や警戒区域の設定、土地・建物の使用など、災害派遣時の自衛官が行使し得る権限の追加を法律上規定した。また、震度5以上の地震が発生した場合には、航空機などを活用して被害情報を収集し、迅速に内閣総理大臣などに報告する態勢をとることとした。

このように、東日本大震災発生以前にも、頻発する自然災害に際して、迅速かつ効果的に自衛隊が活動できるよう、各種の取り組みがなされてきた。

東日本大震災における自衛隊の活動

東日本大震災は、戦後の日本が経験した最大の危機であった。それに対する自衛隊が行った災害派遣は、自衛隊創設以来、最大の派遣規模となった。

二〇一一年三月一一日から一二月二六日までの九か月余りの派遣期間に、延べ一、〇五八万人[4]の自衛隊員が災害派遣に従事した。自衛官の現員が約二二万六千名であり、その約半数に当たる一〇万人が最大派遣規模時にはその任に当たった。前述のとおり、自衛隊の主たる任務は「わが国の防衛」であるので、同震災の災害派遣期間中においても、約半数の一〇万余の隊員は周辺諸国の軍事活動に対する警戒監視等の任務に就いていた。

地震・津波の災害派遣活動の実績としては、人命救助：一九、二八六名、ご遺体収容：九、五〇五体、物資輸送：約一万四千トン、給水支援：約三万三千トン、給食支援：約五〇〇万五千食、入浴支援：一〇九万名に及んだ。他方、福島原発事故に対する原子力災害派遣の活動実績は、延べ人員約八万人、原子炉建屋への空中放水：大型ヘリコプターCH-47による四ソーティ[5]合計約三〇トン、地上放水：自衛隊消防車による合計約三四〇トン、ご遺体収容：六二体となっている[6]。

陸上自衛隊の自己完結能力

東日本大震災のような長期かつ膨大な支援を要する大災害には、他のリスポンダーにはない自衛隊特有の能力が大きな効果を発揮した。それが自己完結能力である。陸自は野外において活動することを想定しているので、自ら天幕などを展張し、そこで寝食を行う。給食・入浴・洗濯なども部隊単位で可能である。食材さえ調達できれば、どこでも調理が可能な炊事車で調理し、水は河川などから吸い上げ、車載型の浄水装置により飲用に供することができる。さらに野外入浴セットを展開すれば入浴、シャワーも可能である。こうした自己完結能力を活用して被災者に給食、入浴といったサービスを提供することにより、長期かつ膨大な支援ニーズに応えることが可能となった。

東日本大震災時の活動の特色

東日本大震災における災害派遣の特色を挙げるとすれば、1）災害派遣史上初めて統合任務部隊を発足させて対処したこと、2）原子力災害という目に見えない脅威に対処したこと、そして、3）米軍の「トモダチ作戦」とともに対処したこと、の三点となるであろう。以下、簡潔にその特色と関係機関にとって参考となる事項を述べてみたい。

災害派遣史上初の統合任務部隊の編成

東日本大震災は、地震・津波による東日本の太平洋沿岸部に甚大な被害への対応とともに、福島原発事故という特異な原子力災害にも同時に迅速な対処を自衛隊に迫るものであった。自衛隊は、防衛任務を遂行しつつ、さらに災害派遣史上かつてない二正面作戦、すなわち地震・津波被害への対応と福島原発事故への対応を同時に遂行した。

このため、地震・津波で大きな被害が発生している東北地方については、陸自の東北方面総監が陸海空の三自衛隊の災害派遣部隊を統一して指揮することとし、福島第一原子力発電所事故への対応については、陸自の中央即応集団司令官が指揮をとった。

地震・津波への対応に際して、「統合任務部隊―東北（J

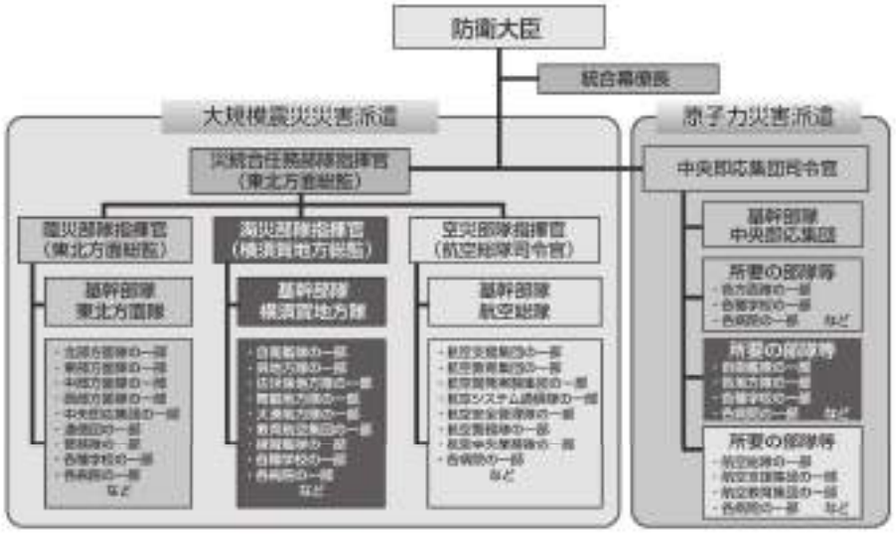

図1
『2012年版防衛白書』図表Ⅲ 1-3-1「東日本大震災における防衛省・自衛隊の態勢」より抜粋

TF・TH）の指揮官に就いたのが東北方面総監の君塚栄治陸将であった。統合任務部隊とは、**図1**のとおり陸自、海自及び空自の部隊を一人の指揮官の配下に置いて一元的に活動する部隊のことである。JTF・THの構成部隊として、東北方面総監（統合指揮官と兼務）率いる陸自の災害派遣部隊、横須賀地方総監率いる海自の災害派遣部隊及び航空総隊司令官率いる空自の災害派遣部隊が入った。

首都直下地震などの災害派遣に際しては、統合任務部隊を編成することが当時すでに計画に示されていたが、実際の災害派遣で統合任務部隊を立ち上げて対処したのはこれが初めてであった。

因みに、防衛省が統合幕僚監部という大臣直属の統合運用を担任する幕僚機関を発足させたのは、二〇〇六年三月のことであった。それまでの自衛隊の運用は、陸上・海上・航空のそれぞれの幕僚監部が並立して担っていた。震災発生時には、統合幕僚監部発足から五年の月日が経っていた。

統合任務部隊が発足したことにより、防衛大臣からの命令や指示もJTF・TH指揮官一人に発出すれば災害派遣に当たる陸海空の部隊に徹底できるメリットがあった。また、災害派遣に従事する自衛隊以外の関係機関にとって、統合任務部隊が発足したことにより、自衛隊との調整は窓

口が一本化され円滑になった。

今後、大規模災害発生の際には、自衛隊は統合任務部隊による対処が常態になると考えてよいであろう。現に、その後、伊豆大島土砂災害（二〇一三年）、熊本地震（二〇一六年）、台風一九号（二〇一九年）への災害派遣は統合任務部隊による対処となった。関係機関においては、自衛隊が統合部隊を編成して災害派遣に当たるか否かを確認して調整を始めることが効果的である。

原子力災害という目に見えない脅威への対処

他方、福島原発事故への対応は、当初、防衛省・自衛隊にも現地の原子力発電所に関する情報が十分に伝わらず、状況把握にも手間取ったのが実態である。そもそも、原子力災害派遣については、自衛隊の活動は原子力発電所施設外（オフサイト）でのモニタリングや住民の避難誘導などに限定されており、施設の中（オンサイト）に入ることは当時の原子力災害派遣計画では規定されていなかった。

ところが、三月一四日一一時〇一分、原子炉三号機の建屋が爆発し、現場に居合わせた陸自の中央特殊武器防護隊の隊員が負傷したとの第一報を受けて、防衛省・自衛隊は福島第一原子力発電所が深刻な事態に陥り始めていることを認識した。

福島第一原発では、原子炉をいかに封じ込め、また、使用済み燃料プールにいかに注水するかが喫緊の課題になってきた。そうした事情から、防衛省統幕では、福島原発事故への対応を陸自の中央即応集団司令官に任せることにした。中央即応集団[7]は、第一空挺団、第1ヘリコプター団、特殊作戦群、中央特殊武器防護隊など特殊かつ唯一の機能を保持する最精鋭の部隊を隷下に持つ部隊であった。その中でも、中央特殊武器防護隊は、化学兵器や生物兵器への対処、放射線防護を専門にする部隊である。その精鋭部隊を発災当初から福島第一原子力発電所近傍に派遣したのであった。

写真1
NHKニュースより

第一ヘリコプター団の隊員らは、三月一七日、大型ヘリコプターCH‐47に搭乗し、高い放射線環境下で三号機建屋に対する空中放水を敢行した（写真1）。その夜からは、三自衛隊の消防車による地上放水も開始した（写真2）。これらの光景は、テレビでも放映されたので、記憶に残っている読者も多いことであろう。

写真２　陸上自衛隊消防車による原子炉建屋に対する放水
陸上自衛隊

福島第一原発においては、多くの関係者が対応に当たっており、現場では放射能汚染の過酷な環境の下で懸命に原子炉の管理に全力を尽くしていた。地上放水にあたっては、消防、自衛隊、そして東電の消防車が行っていた。自衛隊、消防、東電の放水隊に指揮関係はなく、相互の調整により放水を継続していたが、そうした中で、三月二〇日に、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）による「指示」が発出された。「具体的な実施要領については、現地調整所において、自衛隊が中心となり、関係行政機関及び東京電力の間で調整の上、決定すること、（中略）現地に派遣されている自衛隊が現地調整所において一元的に管理すること」とされた。これまでの自衛隊の災害派遣活動史の中で、他機関の活動も取りまとめて自衛隊が一元的に管理するのは初めてのことであった[8]。

放射能という目に見えない脅威の下で、初めて行動する現場隊員の恐怖心やストレスは計り知れないものがあった。しかし、彼らは「我々（中央特殊武器防護隊）ができることをやらなかった結果、半径二〇〇キロに人が住めない状況に陥った時いかに後悔するかを思うとやらないという選択肢はない[9]」という不退転の覚悟で臨んだ。

放射能という目に見えない脅威という点では、新型コロナウイルスも同様である。二〇二〇年一月、横浜港に入港した大型客船ダイヤモンド・プリンセス号の防疫支援では自主災害派遣により、自衛隊の医療関係者が一〇日余りで二、二〇〇人を超える検体採取を完了し、一人の陽性者も出さずに、任務を終了している。

放射能や新型ウイルスに限らず、未知の脅威が人類に危害を及ぼすことがあり得るとの前提に立てば、今後、ファーストリスポンダーや関係機関のみならず、災害の特性に応じて専門的知見を持った研究機関などが組織の垣根を超えて協力することが重要になりつつある。

米軍による「トモダチ作戦」

日本に駐留する米軍は、総勢約五万五千人である。内訳としては、海軍が横須賀、佐世保などに約二万人、海兵隊が沖縄を中心に約二万人、空軍が横田、嘉手納、三沢などに一万二千人、陸軍が座間に約二、六〇〇人となっている。

東日本大震災においては、日米共同訓練などにより培ってきた自衛隊と米軍の強い絆に基づき、高い共同対処能力が発揮された。米軍は最大時で人員約一万六千人、艦船約一五隻、航空機約一四〇機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、被災地の復旧などに大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた[10]。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

これらの課題を踏まえ、二〇一三年一二月に政府が策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載された。南海トラフ地震発生時における自衛隊、在日米軍、関係省庁、関係地方公共団体などとの連携による震災対処能力の維持・向上などを目的とする日米共同統合防災演習が実績を重ねている[11]。

このように、大規模災害においては、米軍との共同での対処が計画されている状況にある。関係機関においても災害現場で米軍と連携することがあり得ることを想定しておく必要がある。その際には、通常、自衛隊が連絡調整役に任ずるので、米軍との連絡調整は、自衛隊を通じて行うことが適切かつ円滑であろう。

以上、東日本大震災における自衛隊の災害派遣活動の概要、特色そして関係機関に参考となる事項を紹介した。それでは、伊豆大島土砂災害及び御嶽山噴火における自衛隊の災害派遣について見てみよう。

伊豆大島土砂災害（二〇一三年一〇月）

東日本大震災への災害派遣を統幕において対応した後、私は第七師団長及び統合幕僚副長の職を経て、二〇一三年八月に東部方面総監を拝命した。総監としての二年の在任間で、伊豆大島土砂災害、関東甲信越一円にわたる大雪、御嶽山火山噴火の三つの大きな災害が東部方面区を襲った。二年間で災害派遣に動員した隊員は延べ一〇万人余に及んだ。

伊豆大島土砂災害は、二〇一三年一〇月、台風二六号がもたらした大雨により伊豆大島で大規模な土砂災害が発生し、死者三五名、行方不明者四名、全・半壊家屋八六戸の被害[12]を伴う災害であった。当初、東京都知事から東部方面隊隷下の第一師団長に災害派遣要請がなされた。その後、島嶼における災害派遣という特性から、防衛大臣の命令により東部方面総監が統合任務部隊指揮官に就いた。東日本大震災に次いで災害派遣史上二回目のＪＴＦ編成であった。

一〇月一六日から一一月八日までの派遣期間に、延べ派遣人員：約六万四千名、車両：延べ五、一二〇両、航空機：延べ三四〇機をもって対処した[13]。

派遣期間は二四日間であったが、航空及び海上輸送によって、隊員はじめ車両等も含め大きな勢力を送った。これは、土砂災害が発生して地盤がまだ不安定な状況であること、さらに、後続の台風が一週間後には再び接近する予報が出ていることから、急速に大島に隊員を運び、必要な土木機材を陸揚げする必要があったからである。

島民の方々も不安な気持ちにかられており、自衛隊の隊員が島に一緒にいることにより安心感を得たと思われる。空自入間基地からは輸送機、立川や朝霞駐屯地からはヘリコプターが昼夜を分かたずひっきりなしに大島を目指して飛び立っていった。

伊豆大島土砂災害の特性

⑴島嶼における災害派遣

過去にも、三宅島全島避難などで自衛隊が島民の避難を支援したことはあるが、近年では島に対する大規模な災害派遣はこの大島が初めてであった。東日本大震災においては、被災地が広範囲にわたり陸海空自衛隊が全力を傾注して対処しなければならない統合作戦であったが、伊豆大島災害派遣は島に対する災害派遣であるため、海上輸送及び航空輸送など三自衛隊の機動的な力を結集して対処しなければならない統合作戦であったところに違いがある。

日本は、六、八〇〇あまりの島で成り立っており、四二〇近い有人島が存在する。気候変動の影響もあり、水害なども多発する傾向にある。伊豆大島土砂災害以来、離島における大規模な災害は発生していない状況であるが、今後も離島における災害対応に万全を期す必要があろう。

離島における災害派遣の場合、関係機関にとっては如何にして島に到達するか、が最大の課題となろう。民間の航空機や船舶で進出できればよいが、天候不順などの影響で民間の輸送手段が活用できない場合、自衛隊の艦艇や航空機に便乗することも検討しておく必要がある。日頃から、関係機関と自衛隊が連携をとって、必要な時に相互支援ができるようにしておくことが重要である。

⑵「ＪＴＦ-椿」の命名

私は統合任務部隊の指揮官に就くにあたり、陸海空の三自衛隊が一致団結、任務完遂に当たることが重要であると認識していた。そこで、統合任務部隊（ＪＴＦ）の呼称について、伊豆大島のシンボルが「大島椿」であることから、椿の花を再び被災地に咲かせよう、という思いを込めて、「ＪＴＦ-椿」と命名した。あわせて、「ＪＴＦ-椿」のシンボルマークも作った（図2）。緑色（陸自のイメージカラー）の大島の真ん中に大島椿の花を、その周りは海自（紺色）と空自（空色）のイメージカラーをあしらった缶バッジを作成して、隊員に配布し、胸に付けて心を一つにして任務に当たった[14]。派遣隊員の胸に付けたバッジが、島民の方々にも次第に好評を博すようになり、町役場や消防団の方々もこのバッジを胸に付けはじめるようになった。

図２　「JTF-椿」のシンボルマーク

不思議なもので、少しの工夫やアイデアが被災された方々の心に響いたり、災害派遣関係者の心を一つにしたりするものであることをこのバッジは教えてくれた。

御嶽山火山噴火（二〇一四年九月）

好天に恵まれた初秋の土曜日、私は富士地区での訓練を終えて、朝霞の宿舎に戻った。大河ドラマの再放送を見ていたところ、テロップが入った。「御嶽山山頂付近で噴火、登山者多数が…」と報じている。急いで、当直長と連絡をとり、情報収集するように命じた。しばらくして、NHKでは噴煙がまさに登山者に襲い掛かろうとしている映像が映し出された。これは、「即、災害派遣だ！」と直感し、急ぎ総監部の地下指揮所に向かった。

御嶽山噴火の災害派遣期間は九月二七日～一〇月一六日の二〇日間であった。延べ派遣人員：約七、一五〇名、車両延べ一、八三五両、航空機：延べ二九八機[15]であり、三、〇〇〇メートル級の山頂付近での行方不明者の捜索救助活動が主な活動であった。この時、最も心がけたことは、二次災害による犠牲者を出さないよう安全管理に万全を期しつつ、一刻も早く行方不明者を捜索して救出することであった。現場の指揮に当たったのは、第一二旅団長、その隷下の第一三普通科連隊長であった。現場では、部隊に配置されたばかりの若い隊員もいた。彼らは、先輩隊員の教えを守り、ひたむきに行動していた。現場で活躍する隊員は実に頼もしい。

⑴史上初の三、〇〇〇メートル級火山における災害派遣

御嶽山は、長野県の木曽町・王滝村と岐阜県の下呂市・高山市にまたがる標高三、〇六七メートルの複合成層火山である。御嶽山噴火の災害派遣は、自衛隊がこれまで行ってきた災害派遣の中でも最も高い標高での災害派遣であった。派遣隊員は、六号目付近から山頂一帯の遭難現場まで登り、三、〇〇〇メートル級の高標高地で日中、捜索救助活動を行い、また下山するという体力の限界に挑戦する過酷な任務であった。当初は残暑を感じさせる陽気であったが、山の気候は一気に秋から冬の様相に変化し、数日後には初冠雪を観測した。

山頂付近では、有毒ガスを含む噴気が漂っており、風向によっては隊員に襲い掛かるので、防毒マスクを装着した。さらに、標高三、〇〇〇メートルでは地上酸素の七〇％という低酸素環境下での過酷な状況であった。高山病への対処

も必要であり、自衛隊医官が高山病に関する教育、注意事項を隊員に授けた。

捜索救難等のためにヘリコプターも出動した。三、〇〇〇メートル級の高標高地では、ヘリコプターの運用限界ぎりぎりのオペレーションでもあった。単純に言えば、平地において出せるパワーが山頂付近では七割程度しか出せない。したがって、ホバリングで遭難者を吊り上げるのも運用制限いっぱいの状況で、まさにパイロットの技量が試された。なおかつ、火山灰は微粒であるので、エンジンに吸い込むと極めて厄介な代物であった。降灰した火山灰が舞い上がる中で長時間飛行すると、ヘリコプターのエンジン出力低下を招くおそれもある。

このように大変厳しい環境の中で、自衛隊や関係機関[16]は連携しつつ行方不明者の捜索に全力を尽くした。

⑵平素の厳しい訓練の蓄積がモノを言う

日頃より、「普段やっていないことは本番でもできない。火事場の馬鹿力などは出ない、だから厳しい訓練に励め」と私は繰り返し隊員に語っていた。御嶽山噴火災害派遣は、まさにそれを如実に実証してくれた。

出動した主力部隊は第一三普通科連隊であった。同連隊

写真３　山頂付近で捜索を続ける自衛隊員
自衛隊

写真４　山頂付近に着陸する陸自ヘリコプター
自衛隊

は、長野県の防衛警備、災害派遣を担任する部隊で、日本アルプスを抱える地域の特性から、同連隊は「山岳連隊」とも呼ばれ、高標高地での踏破訓練を平素から積み重ねてきた。その日頃の努力の蓄積が「史上初の三、〇〇〇メートル級の災害派遣」において、第一三普通科連隊の真価を遺憾なく発揮した。

山頂付近で遭難者を空中から吊り上げて救出した第一二ヘリコプター隊も同様であった。彼らは、標高の高い山岳地帯での離着陸訓練を平素から積み重ねていた。こうした地道な努力がいざという時に本領を発揮する。まさに、平素の厳しい訓練の蓄積がモノを言った。

終わりに

近年の日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。国の守りもより強化しなければならない。そして、気候変動の影響かもしれないが、ここ数年、風水害が全国各地で大きな被害をもたらしている。自衛隊は、関係する機関と協力して、災害対処にもその組織力を発揮することが期待されている。

東日本大震災、そして伊豆大島、御嶽山の災害派遣について、自らの体験を踏まえて紹介してきた。地震津波、風水害、火山噴火、あるいは原子力やウイルス等々災害の様相は、実に多様であり一つとして同じものはないことがわかっていただけたであろう。今後起こり得る災害は、より一層激甚化、大規模化、複合化することも予想される。自衛隊のみならず、他のリスポンダーや関係機関、さらには災害の特性に応ずる各分野の専門家の科学的な知見も採り入れて、総合的に対応することが求められている。

注

1　磯部晃一『トモダチ作戦の最前線　福島原発事故に見る日米同盟連携の教訓』彩流社、二〇一九年、二九、三〇頁。

2　東部方面総監とは、陸上自衛隊の東部方面隊の指揮官。陸上自衛隊は全国を五個の方面区に区分し、北から北部、東北、東部、中部、西部の方面隊を配置している。東部方面総監は関東甲信越及び静岡県の一都一〇県の防衛、警備、災害派遣等を担任する。

3　自衛隊法第八三条第二項の後半部分に「ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。」との規定が設けられ、自主派遣も可能となっている。実際、二〇二〇年一月の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための帰国邦人の支援やクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」への

支援については、要請によらない自主派遣の形式をとった。

4　これに福島原発事故の延べ派遣人員八万人を加えると、合計延べ一、〇六六万人となる。

5　ソーティとは、出撃回数のこと。原子炉建屋に対する空中放水は二機で二回実施したので四ソーティとなる。

6　防衛省・自衛隊ホームページ『二〇一二年版防衛白書』http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2012/2012/figindex.html（二〇二〇年九月一一日アクセス）。

7　陸自の中央即応集団は、二〇〇七年三月に防衛大臣の直轄部隊として発足した。二〇一八年三月に陸上総隊が新編されたことにより、同集団は廃止された。

8　磯部『トモダチ作戦の最前線』五六、七頁。

9　同右、二一二、三頁。中央特殊武器防護隊隊長岩熊真司一等陸佐（当時）の発言。

10　防衛省・自衛隊ホームページ『二〇一九年版防衛白書』https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2019/html/n32207000.html（二〇二〇年七月一日アクセス）。

11　同右。

12　国土交通省ホームページ『平成二五年台風第二六号伊豆大島の土砂災害の概要』https://www.mlit.go.jp/river/sabo/h25_typhoon26/izuooshimagaiyou131112.pdf（二〇二〇年九月二六日アクセス）。

13　防衛省・自衛隊ホームページ『二〇一四年版防衛白書』http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2014/html/n3116000.html（二〇二〇年九月二六日アクセス）。

14　磯部晃一「伊豆大島土砂災害派遣　二正面作戦の相乗効果」、桜林美佐監修『自衛官が語る災害派遣の記録―被災者に寄り添う支援』、並木書房、二〇一九年、一五九頁。

15　陸上自衛隊ホームページ『御嶽山における噴火に係る災害派遣について（一〇月一七日最終報）https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11347003/www.mod.go.jp/gsdf/news/dro/2014/20141017.html（二〇二〇年六月三〇日アクセス）。

16　関係機関の活動として次の文献がある。星研一「二〇一四年御嶽山噴火災害における日本赤十字社の活動」、『人道研究ジャーナル　Vol. 8』、二〇一九年、東信堂。

特集3：東日本大震災10年

大震災の経験を活かし、大学を拠点に地域防災プログラムを展開

及川真一
日本赤十字秋田短期大学講師

東日本大震災から一〇年――あの日の出来事

まもなく東日本大震災が発生してから一〇年が経とうとしています。現在でも避難者が仮設住宅で生活しているなど、今もなお消えない大きな爪痕を残しています。東日本大震災から「もう一〇年」という方、「まだ一〇年」という方、様々な感じ方があるかと思います。ただ一つ変わらないことは、過去に起きた大災害は例外や想定外ではなく、現状考えられる実際に起きた最悪の事態だということです。

二〇一一年三月一一日、それは、私にとってあまりにも衝撃的な出来事でした。思い出として語り合うには、どれだけの月日が必要かわかりません。未だに現実に向き合うことを許されぬ東北の仲間もいます。東日本大震災発生時、私は宮城県仙台市に住んでおり、これまで体験したことがない大きな揺れを経験しました。あの日、まちでは、人々の叫び声、何をどうしたらよいのか分からず立ちつくす人、身を寄せ合って震えている人、周囲はがれきの山、消えてしまった町並み、大切な人に連絡を取る手段さえない。電気もガスも水道も使い物になりませんでした。地震発生一時間前に過ごしていた場所は、津波がまちを襲い、全てを奪っていきました。このような状況化の中、不眠不休で活動されていました赤十字関係者の皆さまの姿は、目に焼き付いております。これまでのご支援に、改めまして、深く感謝申し上げます。皆さまから頂いた支援や励ましの声は、

絶望を勇気や希望に変えてくれました。

そして、現在、私は日本赤十字秋田短期大学に勤務しており、災害・防災に関する研究、地域貢献活動に携わっていますので、「東日本大震災からの経験を活かした赤十字防災」活動について報告いたします。

写真１　東日本大震災の爪痕
（宮城県仙台市若林区荒浜）

写真２　東日本大震災の爪痕
（宮城県仙台市立荒浜小学校前）

写真３　東日本大震災の爪痕
（宮城県仙台市宮城野区）

写真４　東日本大震災の爪痕
（宮城県多賀城市）

電気、ガス、水道が停止、仙台製油所が冠水したほか、各地にある油槽所も被災したことによって、燃料が出荷停止に陥り、被災地への燃料供給が危ぶまれる事態となりました。仙台市内においてもガソリン、軽油等の燃料が枯渇し、車両の利用に支障をきたすだけでなく、非常用自家発電機の燃料も不足する事態に陥り、病院等の各種重要施設の機能が停止する危険も生じておりました。

日を追うごとに、一瞬にして失ってしまった出来事の大きさを知り、大人たちは身動きが取れないでいる時、真っ先に動き出したのは、子どもたちでした。進んで「何かできることはないか」と考えはじめた彼らと一緒に、自宅を地域防災の拠点として開放し「命をつなぐ」活動を開始しました。湧水を求めて往復一二〇分もかかる険しい山道の中を歩き、その水を高齢者世帯に届けたり、徒歩や自転車で地域を駆け回り、ガソリンスタンドやスーパーの状況などの、生活に必要な情報を集めた手作りの広報新聞を毎日作っては、家の壁に掲示しました。

今がどんなに辛くても、未来は希望に満ちている。今、自分が行動することで、希望に満ちた未来を手元にたぐり寄せることができるとでも言うように、子どもたちは生き生きと地域を走り回りました。子どもたちは、未来からやってきた存在なのだとはっきりと思い知らされたのです。こうした現実を受けて、「未来に何が残せるのか」ということを真剣に考えるようになりました。一番大事なことは、命を守る、と言うこと。自分の命、そして、誰かの命。これを守るための術を身につけてほしい。頼りになるのは実践力。いざというときに体が動くかどうかが大切であることを強く認識しました。

未来をつくる子どもたち

私が住んでいた地域は高齢者世帯が多く、最寄りのスーパー、ガソリンスタンドまでは、車で約三〇分程度かかる山間部に住んでおりました。地域の被害状況は、地震動により盛土内のすべりが発生し、法面の崩壊や、宅地擁壁の崩壊等の被害が生じました。ライフラインの被害状況は、

写真５　あの日の生活
（こども達が地域のために配達した自然の恵み）

写真６　あの日の生活
（誰もが楽に運べるように台車を設置する）

写真７　あの日の生活
（近隣で食材を持ち寄って食をつなぐ）

写真７　あの日の生活
（こども達が制作した、地域へメッセージボード）

写真８　あの日の生活
（徒歩や自転車で駆け回り集めてきた情報）

防災の課題

災害対策は、実際に発生した災害の状況と、それに対して実際に行った対応を検証し、それらから導き出される教訓を踏まえ、必要な見直しを速やかに実行する不断の努力の上に成り立つものです。しかし、地域コミュニティ力の低下、少子高齢社会、核家族化などが進行する中で、持続的・自律的な地域防災力の向上の方策は困難かつ重要な課題となっています。

また、防災教育においては、年齢や地域等に応じて身につけるべき防災知識は何か、どのような内容をどのような順番で教えるべきか等、学校や地域でも普遍的に取り組めるような防災教育のミニマムスタンダードが示されておらず、体系化が十分なされていないと指摘されています。いつどんな災害が起こるかということは誰にも分からず、日々の生活は災害と隣り合わせであり、そのような環境で暮らしていながらも、防災意識が希薄であることが懸念されています。これまでに数々の大災害を経験し、メディアを通じてその情報を日常的に得ていること、災害そのものの認識は間違いなく高いはずですが、「自分の身にどういうタイミングで起きるのか」というところまでは深く考えられていないように思われます。意識はしているにも関わらず実際の防災アクションを起こしていない、起こせていないことが課題としてあげられています。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面があります。その一方で、防災教育の取り組みは地域等によって大きな差異があり、必ずしも熱心な取り組みが行われていない地域等では、防災教育に携わる人材の不足や、活用できる教材等がないといった課題も指摘されています。防災教育の積極的な推進を図っていくためには、学校や地域において防災教育に携わる人材を育成していくことが極めて重要であり、災害の被害から想定されるように、「防災はこわいもの」という認識を持つ人も少なくありません。その印象の転換を図るためには、「楽しく学べる防災教育」の在り方を示すことで、持続的な関心を持たせ、自発的かつ能動的な取り組みを促していくことが極めて重要であり、期待されています。しかし、自分が実際に災害に遭遇しないかぎり、防災の必要性を容易に認識できないことも指摘されています。

大学を拠点とする地域防災プログラムの展開

大規模災害発生時には、国や地方公共団体の「公助」機能が低下する可能性があることも明らかになり、災害対策における「自助」及び地域コミュニティにおける「共助」という二つのソフトパワーの重要性が強く認識されています。しかし、地域コミュニティ力の低下、少子高齢社会、核家族化などが進行する中で、持続的・自律的な地域防災力の向上の方策は困難かつ重要な課題となっています。災害・防災活動において、地域コミュニティが利用できる資源の一つに大学キャンパスがありますが、大学の敷地や施設だけではなく、学生ボランティア活動の提供や大学の専門性を活かした外国人被災者の支援といった面で、市町村と災害時援助協定を結んでいる事例も見られます。しかし、大学などが中心となって地域を結びつける、或いは地域が中心となって大学と地域を結びつけるという、相互交流に係るシステムができておらず、防災教育の優れた取り組みが特定の地域等の「点」で行なわれるのみに留まることが多く、市町村や教育委員会、警察・消防、自治会等からなる「面」的なネットワークの構築が必要であるといわれます。本

学は、秋田市立上北手小学校区の指定避難所（収容能力人員四二七人）として地域防災対策の役割を担っているほか、グラウンドは四、七〇〇人を収容する避難場所となっており、ハード面で地域の防災拠点として位置づけられています。

新しい防災教育の展開

自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要です。そのためには、日常生活においても状況を適確に判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせることが極めて重要です。

防災を日常にするためには、防災を学ぶことを「難しさ」から「楽しさ」に変換することが大切です。家庭や地域で気軽に防災学習を行えるようにするには、防災と何かをプラスする「＋@」を考えることがキーワードになります。例えば、「防災とピクニック」や「防災と運動会」、「防災とカフェ」など、日常生活や地域で行われている活動に防災をプラスする考え方です。そして、防災を学ぶ究極の目的は「自分の命は自分で守る」（自助）である。人は、安全な状況にいるときは気づかないが、危険な状況になって初めて、安全の大切さを知ります。病になって初めて健康の大切さがわかるのと同様に。しかし、大切な人を危険な状況に置いてから、あるいは命を失ってから、その大切さを知るというのは遅すぎます。事前に災害について詳しい知識と理解を持ち、危険な状況に対応できる実践的なスキルをもつかどうか、あるいは家庭や学校、職場、地域の人々が防災意識を高め、知識やスキルを身につける防災教育や対策の充実が、大災害を完全に防ぐことができないが、一人ひとりの防災力を高めることで、一人でも多くの尊い命を守ることが重要となります。

赤十字の資源とキャンプの共通点を活かしたプログラム

いつ起こるともわからない自然災害では、突然に電気、ガスなどが急に使えなくなった場合に役立ったのは、アウトドア用品と野外活動の経験でした。野外活動のノウハウには、テント張りにはじまり、野外調理、ロープやナイフを有効に使うなど、電気やガスが使えず、家の中で過ごせない状況に陥ったときに役に立つスキルが役立ちます。

そして、自然の中では、人間の力では及ばないことが度々起こります。例えば、キャンプをしていて雨が降ってきても、その雨を止めることはできない。災害が起こったときも同じです。例えば、雨が降るかもしれないと思ったら傘を持って出かける。その「かもしれない」という状態が、自然災害について言えば「毎日のこと」であると考えられるように、防災を「特殊なもの」と考えるのではなく、「あたりまえのこと」だったり「普通のこと」として考え、常識を変えていくことが重要です。とはいえ、やはり防災というものは、受動的な姿勢でいて取り組めることではなく、自らが能動的にアクションを起こしていく必要であり、単に知識だけを習得するだけではなく、想定を超える災害が起こった場合、避難行動につなげられるように判断し、行動できるように「主体的に行動する態度」の育成が、これまで行ってきた「知識を身につける」以上に極めて重要です。災害発生のメカニズムや適切な避難方法について理解しておくことは必要とされていますが、「知識の防災教育」から「主体的に行動する態度の防災教育」へと発展していく方向に進んでいます。これらを身につけるためには、実際にその状況を体験しないとイメージがつかみにくいとされる、災害について、主体的に学び、実行性のある行動につなげていくことを目指して、キャンプ活動を通した防災教育を展開した。キャンプを行うフィールドを通常の野山から避難所という設定に置き換えることによって、災害時でも快適な生活を送ることができる術を学ぼうというのが「防災キャンプ」です。イメージしにくい災害や防災について、実行性のある行動につなげていくためには、「知る」「気づく」「深く読み解く」「考える」「行動する」ステップを意識した防災プログラムの構築と展開が重要です。

①動機づけとして災害の実態を「知る」
②「体験」より自分にもできることがありそうだと「気づく」
③災害から教訓を「深く読み解く」
④経験・体験から課題を自分で「考える」
⑤重要性・必要性に従って実際に「行動する」「問題解決をはかる」

図1　赤十字の資源と東日本大震災の際に役立ったスキルを取り入れたプログラム

写真 9　こども達へ赤十字救急法を伝える

写真 10　身近な物を活用して応急手当を学ぶ

写真 11　こども達へ炊き出しを伝える

写真 12　地域へ赤十字活動を伝える

写真 13　自分たちで考えた避難所配置を何度も話し合う

写真 14　避難用テントを設営する

写真 15　冬季に災害が発生した際の避難所運営を学ぶ

写真 16　冬季災害を想定して野外宿泊体験

写真 17　災害時に役立つアウトドア防災を学ぶ

写真 18　アウトドアスキルを活かして炊飯する

写真 19　食器も新聞紙などを工夫する

〈活動結果〉

これらの防災活動に参加者した大学生は、県内のみならず、全国から約一、〇〇〇名が参加し、この防災活動で学んだ知識や技術を、地域の児童・青少年、支援学校生徒、高齢者・障がい者施設関係者、小中高校の教職員、警察官、社会福祉協議会職員、災害ボランティア関係者、秋田県・秋田市

写真 20　全国から大学が参加する防災キャンプ、この学びを地域へ伝える活動

避難所支援職員などに対して、避難所運営や防災キャンプに関する防災啓発活動として実施した。また、県内の赤十字施設と地元新聞社と連携し、防災キャンプフェス実行委員会を立ち上げ、本学を会場に「防災キャンプフェス」を毎年九月に開催し、来場者数は、二〇一六年約四、五〇〇人、二〇一七年約八、〇〇〇人、二〇一八年約五、〇〇〇人が来場した。防災の課題となっている、「点」から「面」的なネットワークの構築を目指し、大学を拠点に各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解を促進するとともに、その成果の普及啓発を行う「防災キャンプ」実施した。地域住民の参加者数は、年間約一万人以上が参加する地域防災活動となっています。

おわりに

二〇一一年四月一日に秋田に移住して、まもなく一〇年。東日本大震災と共に刻んだ時間。「もう一〇年」、「まだ一〇年」の問いの答えは出せませんが、この一〇年の間に、東日本大震災復興支援、熊本地震テントプロジェクト、秋田豪雨被害、令和元年東日本台風（台風一九号）などによって、被害を受けた地域で、住居の泥出しなどの活動を行っています。一〇年前に赤十字の皆さんが、私の故郷にしてくれたように、今は赤十字のマークをつけて、被災地支援活動を続けています。あの日を忘れることはないが、あの日に愛情捧げてくれた赤十字への「感謝」を返すまで、活動を続けたいと思います。

投稿

日本における赤十字の理念と国際人道法の普及

――何を、どう伝えるのか

森　正尚
日本赤十字社大阪府支部振興部青少年・ボランティア課長／ＩＨＳ研究員

1　はじめに

私は学生時代、国際人道法研究の第一人者であった関西大学の藤田久一教授（故人）のもと、国際法を専攻した。その学びを仕事で活かす可能性に魅力を感じ、縁あって日本赤十字社（以下、日赤）に就職した。それから三〇年、ボランティアや青少年赤十字、国際活動、広報、研修、救護等の業務に携わりながら、一貫して赤十字の理念や国際人道法の普及を自身のテーマに据え、多くの関係者に伝える機会を得た。

本稿では、その内容の一部をまとめてみた。今後の普及活動の参考になれば幸いである。

2　赤十字の普及活動とは

赤十字は、世界最大の人道支援機関である。一五〇年以上の歴史を持ち、世界のあらゆる武力紛争や自然災害の現場で人の生命と健康を守る活動を続けている。武力紛争の現場では、赤十字自らが生み出して発展を遂げた国際人道法の保護のもと活動を行っている。

赤十字の人道支援活動の原点は「現場で、苦しんでいる人に直接救いの手を差し伸べる」ことである。現場に入り、安全に活動するためには、その場所で赤十字が知られ、理解され、尊重されていなければならない。そのために、赤十字が最初に行うのが自らがよって立つ理念とその法的基

盤である国際人道法の普及活動である。

効果的な普及活動が行われると、国際人道法が守られて赤十字標章が尊重され、結果として赤十字スタッフが安全に現場に到着し、苦しんでいる人に直接救いの手を差し伸べることができる。その反対の状況では、赤十字スタッフが危険に晒され、人道支援活動が止まってしまう。これは赤十字にとって最悪の結果である。

このように、普及活動は極めて重要である。しかし、紛争地でない日本での普及活動は、日赤の立場で言えば、むしろ赤十字の理念を中心に「知ってもらい、理解してもらい、共感してもらう」ことが主となる。これは、職員やボランティアなどが赤十字運動の一員として意識と自覚を高めるために行われる。一方で、国際人道法の普及義務は、第一義的には条約締約国である政府が担う。国レベルでは、自衛隊などの関係者に対して行われるものがある。また、日本には赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）駐日代表部があり、日赤と協働しながら国や学術機関などに対する普及活動を積極的に行っている。いずれにおいても、有事になってからの普及は手遅れであるため、平時からの地道な活動が重要になる。以下に述べるのは、日赤の観点から行う普及活動の一例である。

3　普及の目的

一九九八年、私は日赤国際部で国際人道法の普及担当であったが、当時の日赤は普及活動の方針が明確に定まっておらず、また日本政府も国際人道法の主要条約のひとつである一九七七年の二つの追加議定書に未加入の状態が続いていた（その後、二〇〇四年に加入）。その状況を打破するため、翌年のジュネーヴ諸条約採択五〇周年を控え、新たな普及計画策定のためスイス・ジュネーヴのＩＣＲＣ本部などに

写真１　「国際人道法と赤十字の諸原則と理念の普及についてのガイドライン」

三カ月間派遣された。本部では国際人道法普及課（Division for the Promotion of International Humanitarian Law）に籍を置き、帰国前は当時紛争下にあったスリランカでのＩＣＲＣ活動の最前線に身を置く機会を得た。現場では、国際人道法が実際に普及・適用・理解されることでＩＣＲＣスタッフが現場に直接赴き、抑留者の訪問活動やさまざまな人道支援活動が可能となり、多くの生命が守られる姿を目にした。

この間、ＩＣＲＣで繰り返し説明を受けたのが「国際人道法と赤十字の諸原則と理念の普及についてのガイドライン」（一九九一年、赤十字代表者会議、決議第八）（写真１）である。

このガイドラインは、普及を「国際人道法と基本原則の知識を広め、赤十字運動の理念を広めることにより、それらが理解され、受け入れられ、尊重されること」と定義している。その対象は、軍隊、各国赤十字社、政府関係者、大学、学校、医療関係者、マスメディア、一般大衆である。そして、普及の目的は、次の四点である。

(1)国際人道法を知り、尊重することで、武力紛争や争乱、緊張状態での犠牲者を最小限にとどめること。

(2)人道活動が安全な状況のもと遂行できるよう、保障すること。特に、犠牲者に対して効果的な援助が行えるよう、赤十字スタッフの尊重を確保すること。

(3)赤十字運動のアイデンティティとイメージを強化し、赤十字の諸原則、歴史、機構、活動への理解と知識を広めることで、赤十字運動の単一性を高めること。

(4)平和の精神を広めることに役立つこと。

また、赤十字関係者や若年層への普及は、基本的な内容、すなわち「赤十字の基本原則と赤十字の理念、国際人道法の基本的な原則」に焦点を当てることを推奨している。

これを踏まえ、帰国後に作成した冊子「赤十字関係者のための国際人道法普及入門」（二〇〇〇年、日赤国際部編）には、その概要を記した。これは現在の「赤十字と国際人道法普及のためのハンドブック」（二〇〇六年、日赤国際部編）に引き継がれ、冒頭の「普及のためのガイドライン」には次のとおり記されている。

普及するもの　赤十字の基本原則　＋　国際赤十字・赤新月運動　＋　国際人道法

さらに同書は「赤十字の使命として――赤十字職員による国際人道法の普及のもっとも重要な点は『人道理念』の普及です。…赤十字の理念と国際人道法を通して、人道の理念――平和を愛する心、人の命の重さ――を伝えることは、赤十字に課せられた最も重要なミッションです」と解説している。

私が研修で話す場合も、基本的には上記三つを中心に組み立てている。

4　何を、どう伝えるのか

⑴理念の再確認

日赤職員やボランティアを対象とした研修の冒頭、「なぜ私は今日、赤十字の研修で理念や国際人道法を学ぶのか」という最も基本的な疑問に対する答えを明示する。

日赤は、「赤十字に関する諸条約の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成すること」（日本赤十字社法第一条）を目的としている。日赤の活動はすべて、日本で赤十字の理想とする人道的任務を達成するために必要なものである。日赤の災害救護活動や医療事業、血液事業、ボランティア活動などは、いずれも目的達成のための手段である。

ときおり「日赤は災害救護を目的とした団体である」と語る人がいるが、それは正しくない。日赤が様々な活動を行うのは、活動資金募集を行うのは、何のためか。すべての関係者が、この基本的な問いに迷わず回答できることが望ましい。

日赤の「ミッションステートメント」（二〇〇八年策定）（写真2）は、関係者が赤十字の使命と役割を再認識して自分のものとしたうえで、常に心して行動するとともに、社外への積極的な発信を通して赤十字活動の推進に資することを目指している。「日赤の使命（人道の原則）」「わたしたちの基本原則」「わたしたちの決意（人道の敵の克服）」で構成されるが、これらはすべて赤十字の理念に関わる重要事項である。いま一度通読のうえ、基本を押さえておきたい。

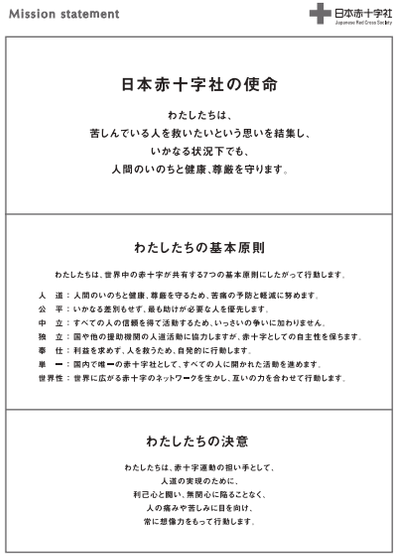
Mission statement

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人　道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
公　平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
中　立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
独　立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
奉　仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
単　一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

写真２　日赤のミッションステートメント

⑵赤十字と人道

赤十字の理念は「人道」である。人道は、すべての文化や

風習、宗教、政治などを越えて「人として」大切な、唯一無二の原則である。そのため、研修では耳にタコができるほど繰り返し説明する。

人道とは、具体的にはどういうことだろうか。赤十字は、次のように説明している。

⑴生命を守ること
⑵健康を守ること
⑶苦痛を軽減して予防すること
⑷人間の尊厳を守ること

私はＩＣＲＣ本部で、この順序で覚えるよう教わった。赤十字はまず、いかなる状況下でも、人の生命を守る。次に、生命が守られていることを前提に、健康を守る。生命なくして健康はない。第三は、生命と健康が守られていることを前提に、苦痛を軽減・予防する。軽減だけでなく予防まで取り組むのが赤十字であり、日赤が災害救護と防災教育を行うのも、ここに根拠がある。そして第四、人間が人間らしく生きていけるよう、尊厳を守る。

「赤十字の諸原則」の著者ジャン・ピクテは、人道の原則は、苦痛を予防し軽減する、命と健康を守る、個人の尊重を確保する、の三要素を含んでいると述べている。数の違いはあるが、内容は同じである。

私たちの活動は、すべてこれを達成する手段として存在している。赤十字病院や血液センター、赤十字ボランティアの活動も同様である。

⑶なぜ赤十字は人道を目指すのか

しかし、「人の生命と健康を守る」ことは人として至極当然である。赤十字はなぜ、ことさらこれを強調し、その実践を目指すのだろうか。

この世界で人道が達成されると、すべての人の生命と健康が守られ、苦痛が軽減されて予防され、尊厳が守られる。まさに、平和な世界の実現である。そうなると、赤十字は必要なくなる。赤十字は、究極的に自らを必要としない世界を目指していると言える。しかし、本当にそれは可能なのだろうか。

過去も現在も、世界各地で数多くの人道危機が生まれている。過去一五〇年間、その現場には必ず赤十字の姿がある。赤十字は人の苦しみや悲しみに常に寄り添い、生命や健康を守る大切さや難しさを誰よりも理解している。それら苦しみや悲しみは、多くの人の力を結集すれば緩和できることも赤十字は知っている。

世界の現実を知るからこそ、大きな目標を掲げて、少し

でもそれに近づこうとするのが赤十字の姿である。ある意味、赤十字は理想主義者であり、現実主義者でもある。

目指す理想があり、同時に現在の立ち位置を把握することが、まず重要である。理想と現実のギャップが見えれば、それを埋めるために何をすべきか理解できる。その中で優先度の高い活動を選び、「いま、できること」を着実に進めていく。こうしてまた一歩、目標に近づくことができる。赤十字は日々、世界中でそうした一歩を重ねている。

⑷人道の敵

人道には四つの敵が存在すると、ピクテは著書「赤十字の諸原則」に記している。それは「利己心」「無関心」「認識不足」「想像力の欠如」である。

人道支援活動で大切なのは、現場のニーズを早く的確に発見し、その優先順位を付け、実際の活動に結び付けることである。

後述するが、赤十字は「公平」の原則に則り、「苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う」。苦痛の度合いや、もっとも急を要する困苦を知るためには、「気づき」が必要である。気づくためには、現場に入り、全体を見渡して現状を把握し、一人ひとりに関心をもって観察し、話し、聞くなど、五感を働かせることが重要である。災害医療の現場で導入されているトリアージは、この流れで素早く優先順位を定めるものであり、赤十字は長年にわたって現場で実践している。

人道の敵を個々に見ていこう。利己心は、自分の利益だけを考えて、他人の迷惑を顧みない自分勝手な心である。利己心をもって人を救うことはできない。

無関心は、関心・興味がないことである。どれだけ情報が周囲に溢れていても、無関心では気づくことができない。野球に無関心な人が地元チームの勝敗を知らない、国際情勢に無関心な人が現在の紛争状況を知らないのと同義であろう。人道支援活動は、対象となる人に関心を持つことから始まる。そこから「気づき＝支援ニーズの発見」があり、その対処法を「考え」、実際の「行動＝支援活動」につなげていく。

認識不足は、「ある物事についての情報や知識が不足しており、正しい認識や判断ができないさま」（実用日本語表現辞典）である。人道支援活動を行うためには、そのための正確な知識や技術が不可欠であり、あわせて現場での適切な情報収集と分析が必要となる。

そして、想像する能力が欠如しているさまが、想像力の欠如である。対象となる人を自身に置き換え、「私なら何を言って欲しいのか、何をして欲しいのか」想像力を働かせて行動することが重要である。

私が教壇に立った日赤の看護大学では、多くの学生が「想像力の欠如」が最も心に響くと教えてくれた。病院実習では、学んだ知識や技術を発揮するのに必死で、相手を思いやる余裕を失ってしまう。その結果、患者や家族から厳しい言葉をかけられることがある。これは「自分ならば、何をしてほしいのか。どういう言葉をかけてほしいのか。相手の立場に立って、想像力を働かせる」ことができれば、回避できた事態である。まさに医療従事者の日常は、いかにして人道を形にするのか、その実践の繰り返しであろう。

赤十字の使命を達成するために、一人ひとりが普段から人道の敵を意識しつつ、これに立ち向かうことがより効果的な人道支援活動の礎になる。

⑸公平と平等

赤十字の基本原則（人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性）は、七つの頭文字を暗記して「ジンコウチュウドクホウタンセ」と唱えるだけのものではない。すべての赤十字関係者の道標であり、行動基準であり、困ったときに立ち返る原点である。自分の発言や行動が原則に反していないか、確認するためのツールである。原則に反することは、赤十字の活動ではない。赤十字が世界中で政治や宗教、文化などの枠を越えてぶれることなく活動できるのは、基本原則が存在するためである。

その中でも、私が最も時間をかけて説明するのが「公平」である。その冒頭、「赤十字は公平な組織であるが、平等な組織ではない」と説明する。参加者は必ず困惑の表情を浮かべるが、その違いはしっかり認識しておきたい。

辞書で平等と公平を比較しても、似たような記述が多く、明確な違いは分かりにくい。研修では、ある状況を提示して違いを説明している。まずは、「人が二人、林檎が一つ。この状況で林檎を平等に分けると、私は何の躊躇もなく半分に切って、それぞれに渡す。前提として私は二人を差別していないが、それ以上のことは何もしていない。二人いるから半分に切った、それだけである。これを公平に分けると…？私はまず二人のもとに行き「空腹ですか？」と尋ねる。そうすると、一人は「朝から何も食べておらず、空腹で倒れそうです」と答える。もう一人は「食事したばかりで、満腹です」と答える。その結果、私は空腹の人にリンゴを

一つ丸々渡して、空腹でない人には何も渡さない。

この状況で、私は二人を差別していないのは同じだが、さらにその人の状態に着目して、そもそも支援が必要なのか、両方が必要ならどちらの優先順位が高いのかを判断している。これが公平の原則が掲げる「もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う」ためのプロセスである。

その前提は、現場に入ること。そして、アセスメントを行うこと。いろいろな気づきの中でニーズを発見し、その優先順位を見極めて、最も緊急度の高いものから対処する。優先順位の高さは、先述の人道の意味の順番と同じで、生命を守るのが第一、健康を守るのが第二、である。

もうひとつの状況、「被災地で二人が倒れている」。一人は、自分の親友。足を怪我しているが出血はなく意識もはっきりしている。もう一人は他人だが、出血しており意識がない。あなたは赤十字として、どちらの人から救うか。もちろん二人を一度に救うことはできず、どちらかを優先することになる。心情的には親友を先に救いたいが、公平の原則は別の回答を示唆する。それを現場で素早く判断して、行動に移さなければならない。赤十字に対する信頼は、基本原則を忠実に守ることで得られるようになる。

⑹国際人道法は本当に難しいのか

ここからは、いよいよ国際人道法の登場である。赤十字は国際人道法の生みの親であり、現場での活動を通じてその発展を直に支えてきた。赤十字関係者が厳しい環境でも現場で安全に人道支援活動ができるのは、国際人道法のお陰である。それゆえ、研修からは外せない。ただし、冒頭から国際人道法ではなく、赤十字の理念を一通り理解した段階で国際人道法に触れると、その基本的な考え方＝哲学が共通であることに気づきやすく、比較的違和感なく理解できる、というのが私の考えである。

しかし、国際人道法を学ぶ際の最初の関門は「国際」、そして「法」の文字である。「国際＝自分と関係ない、法＝難しい」の先入観で、学ぶ意欲が湧きにくい。さらに、武力紛争状態で適用される国際人道法は、戦争を知らない私たちの日常からは、かけ離れた存在である。日赤の立場からは、赤十字標章の適正使用など平時にも関係する内容も含まれているため、日頃から着実に普及活動を進めていきながら「万が一に備える」意識も醸成していきたい、そんな存在でもある。

そこを何とか「自分と関係があり、難しくない」と思ってもらいたい。キーワードは「日常生活との接点」、日常生活

と比較できれば人は容易に想像がつき、理解でき、受け入れやすくなる。武力紛争と日常生活の接点を探っていた時に思いついたのが、日常の争いごと＝夫婦喧嘩である。国際人道法に当てはめたとき、どのようなシーンが想定できるか。

例えば「喧嘩で負傷した旦那は自業自得、だから放置しても良いか」。これを感情だけ、或いは理性をもって考えるかで、答えは違ってくる。この時、妻の心の中には悪魔と天使がいて、どうすべきか囁いてくれる。悪魔は「放置しろ」と言い、天使は「収容して治療すべき」と言う。人道法の規定は、天使の囁きそのものであり、それは「人として」大切なことに他ならない。こうして完成したのが「国際人道法を知っていますか?夫婦喧嘩編」(写真3)である。

■　普段の生活で……（夫婦喧嘩編）

・降伏した旦那にとどめをさすため、次の一撃を加えても構わない（○・×）

・負傷した旦那は、自業自得ゆえ、放置しておいても構わない（○・×）

・旦那は、すきを見て仕返しをする権利がある（○・×）

・子どもは、楯にしてもよい（○・×）

・旦那を打ち負かすためなら、どんな道具を使っても構わない（○・×）

■　実際の戦場で……（まじめ編）

・敵を弱体化させるため、ある地域に対する食糧、医薬品の供給を止めてもよい（○・×）

・重要な軍事情報を得るためには、拷問もやむをえない（○・×）

これを研修で試したところ、大好評であった。国際人道法の研修で笑いを取るのは私の長年の夢であったが、これはくすっと笑えるうえ「イメージしやすい」「天使と悪魔の囁きが面白い」という反応であった。しかし、独身者の反応がやや薄かった。そこで「カップル喧嘩編」を作った。夫婦喧嘩編の旦那を彼氏に変えただけで、若い人たちの反応が変化した。身近で具体的なイメージができると人の理解は進むことを、示したものであった。

喧嘩編の直後には「まじめ編」として武力紛争時の状況が示されているが、前段で基本的な考えを理解した参加者は、迷いもなく正しい回答を導き出すことができる。

現在は、第三弾「学校生活編」が日赤のホームページで公開されている（http://www.jrc.or.jp/activity/youth/document/）。

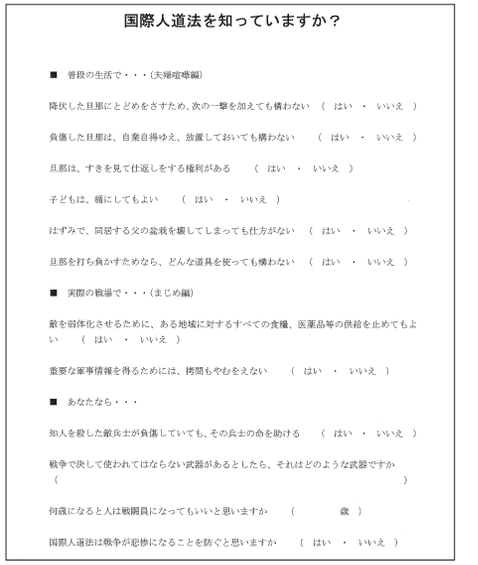

国際人道法を知っていますか？

■　普段の生活で・・・（夫婦喧嘩編）

降伏した旦那にとどめをさすため、次の一撃を加えても構わない　（　はい　・　いいえ　）

負傷した旦那は、自業自得ゆえ、放置しておいても構わない　（　はい　・　いいえ　）

旦那は、すきを見て仕返しをする権利がある　（　はい　・　いいえ　）

子どもは、殴にしてもよい　（　はい　・　いいえ　）

はずみで、同居する父の盆栽を壊してしまっても仕方がない　（　はい　・　いいえ　）

旦那を打ち負かすためなら、どんな道具を使っても構わない　（　はい　・　いいえ　）

■　実際の戦場で・・・（まじめ編）

敵を弱体化させるために、ある地域に対するすべての食糧、医薬品等の供給を止めてもよい　（　はい　・　いいえ　）

重要な軍事情報を得るためには、拷問もやむをえない　（　はい　・　いいえ　）

■　あなたなら・・・

知人を殺した敵兵士が負傷していても、その兵士の命を助ける　（　はい　・　いいえ　）

戦争で決して使われてはならない武器があるとしたら、それはどのような武器ですか
（　　）

何歳になると人は戦闘員になってもいいと思いますか　（　　歳　）

国際人道法は戦争が悲惨になることを防ぐと思いますか　（　はい　・　いいえ　）

写真３　国際人道法を知っていますか？
（夫婦喧嘩編）

このように私たちは、国際人道法を学んでいなくても、その本質的な考えをすでに知っている。国際人道法の諸規定の多くは「人として当たり前のこと」をわざわざ文字にしたものである。たとえ未経験の状況であっても、それを「人として」考えれば、自ずと正しい答えは導かれる。そのため「国際人道法は難しくない」が本章の結論である。

5　研修で話すこと、話さないほうがいいこと

普及研修でのタブーは、条約の条文を羅列してその内容を棒読みしたり、難しい言葉や表現を丁寧に説明しないで先に進んでしまったりすることである。受講者は、条文を読み始めた時点で眠気に襲われ、難解な言葉や表現が出た時点で思考が停止してしまう。これでは、普及になっていない。

過去の普及研修では、最初のスライドに「ジュネーヴ四条約と二つの追加議定書」が描かれ、各々の条約を解説する構成になっていたことがあった。大学の国際法の授業であればともかく、条約に馴染みのない職員やボランティアは、最初から睡魔と戦うことになってしまう。

むしろ、「国際人道法とはどういうものか」や、「国際人道法は戦争を肯定しているのか」、「赤十字がなぜ国際人道法の研修を開催するのか」など、受講者が抱く素朴な疑問を先回りして解説し、そのうえで先述の「国際人道法を知っていますか?」でワークを行い、「なんだか難しそう」というハードルを徐々に下げるよう展開する。そのうえで、「国際人道法を構成する主な条約は一九四九年と一九七七年に成立している」こと、それは「人類の悲しい歴史を繰り返すまいとする努力の中でできている」、「この過程で、赤十字は現場経験を活かして条約成立に尽力している」、そして「その条約のお陰で、厳しい現場でも人道支援活動を遂行できる」ことを順序だてて解説すれば、赤十字関係者として比較的身近な存在であることに気づいてもらえるようになる。

また、例えば、国際人道法の基本原則で登場する「均衡性の原則」など、専門的な用語で意味も解釈も難しいものは、単にテキストを読むだけでなく、分かりやすく意味を説明する必要がある。ここでは「巻き添えは許されるか」という赤十字にとって大変難しいテーマが提示されるが、赤十字は国際人道法を「すべての非戦闘員は、その生命と健康は守られなければならない」という人道ファーストの視点で捉えることに対し、軍関係者は武力紛争法、つまり「戦いの中で許されること、許されないこと」の視点で捉えることの違いを丁寧に解説したい。

条約の詳細や専門的な内容は、研修を受講して関心を持った一人ひとりが発展的な学習として自ら学んでいけば良い。時間が限られる研修では、ごく基本的なことと、赤十字との関係性、そして決して難しくないというメッセージを伝えられれば、まずは十分である。

6　普及の方法

ＩＣＲＣでは「普及は、その人たちに合った内容を、分かりやすい言葉で伝えるのが大切。毎回、同じ話ではいけない」と教わった。「砂漠の民に、海の話をしても伝わらないだろう?」と。確かにその通りだ。

赤十字ボランティアには、行動基準である基本原則の解説を中心としながら、救護現場の様子や資金の使途など実践例の報告を織り交ぜると共感を得やすい。その中で、赤十字はボランティア活動に支えられており、皆さんの活動が人道の原動力であることを強調する。研修後は、活動の活性化や輪の広がりが期待できる。

生徒・児童には、人道を「やさしい心」「おもいやりの心」に置き換え、生命と健康の大切さを重点的に説明する。また、人道支援活動の具体的なケースを紹介しながら、様々なニーズに気づき、自分たちの身近で「何ができるのか」を考え、それを行動に移すことの大切さを説明する。これはまさに、学校教育現場が求める「アクティブ・ラーニング」に沿った展開である。青少年赤十字活動の一環として、学校への出前講座として国際理解・平和学習などの展開が期待できる。

赤十字職員には、人道と基本原則を中心に解説しながら、自分の仕事が世界と繋がっていることに気づき、赤十字運動の一員であることを再認識する。それにより、入職当時

の「人の役に立つ仕事がしたい」という原点に立ち返り、新たな気持ちで仕事に臨める効果が期待できる。

一方で、普及活動には対象が誰であれ、共通して必要な要素もある。それは「正確な知識」と、伝えたいという「絶対的な情熱」である。正確な知識を得てそれを咀嚼することで、自分の言葉に置き換えて平易に表現できるようになる。難しいことを難しく話すのは簡単だが、それを分かりやすく話すのは意外と難しい。また、同じ内容でも情熱を込めて伝えれば、聞く側も熱心に聞いてくれ、共感が得やすくなる。ＩＣＲＣでも「共感なき普及は、何もしていないのと同じ」と教わった。「なぜこの人は、このテーマで熱く語れるのか」と思わせれば、まずは成功である。

7　おわりに

普及（Dissemination）という言葉には、「種まき」という意味も含まれる。赤十字の普及活動は、まさに種まきそのものである。皆で種をまいて水やりを行えば、やがて赤十字への理解が深まり協力の芽が生え、多くの人の生命と健康が守られて大輪の花が咲く。最初は一人でも、多くの人が共感することで大きな力になり、不可能に見えたことが可能に変わっていく。それを日常化すること（人道の日常化）で、さらに多くの生命と健康が救われる。それが、赤十字の姿である。

以上述べたように、赤十字における普及活動はすべての活動の前提である。しかし、多くの関係者は日常業務に追われて余裕がなく、赤十字の理念や国際人道法の普及まで意識が追い付いていない。そのため、いつも同じ人が普及研修の講師として登場し、新たな普及の担い手が育たないのが課題である。日赤大阪府支部は、近畿ブロック合同の普及研修を毎年開催しているが、その講師は過去に日赤本社などの普及研修に参加した職員に依頼して、新たな語り部育成の役割も担っている。今後は、このような地道な取り組みを継続しながら、時代の変化にも柔軟に対応した普及プログラムの策定が望まれる。

最後に、ＩＣＲＣの国際人道法普及課の壁に掲出されていたオーストリアの芸術家フンデルトヴァッサー（Friedensreich Hundertwasser）の詩を紹介して、本稿を閉じることとしたい。

When one man alone dreams　　一人で夢見るだけなら
It remains a dream　　それは夢のままで終わってしまう
When many dream together　　みんなで一緒に夢見れば
It's the start of a reality.　　それは現実の始まりである

投稿

佐野常民、大給恒の生きた時代を考える

――時代の息づかいを感じながら

池上健二
日本赤十字豊田看護大学学術情報センター・図書館

1　はじめに

本学の図書館で、私が特に気に入っている場所がある。下の階を見下ろせる吹抜けの通路である。身を乗り出して落ちないように肩までの透明なアクリル板で仕切ってある。本学に就職し初めてこの場所に立った時は感動した。映画のあるシーンを思い出したからだ。返却された蔵書を書架へ戻すためこの場所を通るといつも、下を見下ろしアクリル板をバンバン叩きながら、「エレーン！」と叫ぶ（もちろん、こころの中でだが）。映画好きの方ならもうお気づきかもしれない。そう、「卒業」のラストシーンで主人公のダスティン・ホフマンがヒロインのキャサリン・ロスにガラス越しに叫ぶシーンだ。詳細は控えるが、公開されて半世紀以上経った今でもまったく色褪せない青春映画の金字塔だ。

そのノスタルジックな場所の下に「赤十字史料室」がある。明治一〇（一八七七）年の博愛社創立から昭和一九（一九四四）年までの博愛社・日本赤十字社の活動を記録した貴重な史料が保管されている。これらの史料は、愛知県犬山市にある博物館明治村から大切にお借りしているものだ。そして、史料室の外壁にもたれるように「赤十字資料コーナー」が設置されている。「日本赤十字社史稿」をはじめ赤十字の活動に関する様々な書籍・資料が収められている。もちろんそこには、博愛社・日本赤十字社の創立者である佐野常民、大給恒両氏に関する資料（図書）も配架されている。

2　本稿の目的

赤十字に対して関心がある人は、赤十字を創立したのが、スイス人のアンリー・デュナンであり、ソルフェリーノの戦いの負傷者を敵味方なく救護したことから、恒常的な救護団体の創設につなげたことはご存知だろう。日本でも、西南の役の負傷者救護のために、明治一〇（一八七七）年博愛社が創立され、その原動力となったのが、佐野常民（以下「佐野」）、大給恒（以下「大給」）のふたりの元老院議官であったことはよく知られている。

しかし、それらは日本史の教科書にあるようなひとつの「知識」ではあるが、それだけではその時代の背景や息づかいまで感じ取ることはむつかしい。

そこで、私は佐野、大給両氏の人生と、ふたりが生きた時代に日本や世界で起きていた出来事とをリンクさせてその時代を俯瞰的にとらえ、「情感」で感じるよう試みた。

なお、佐野と大給は時代とともに名を変えているが、本稿では佐野常民、大給恒で通していること、敬称は略していることをご了解いただきたい。

3　手法

執筆にあたり、まずはベースとなる年表を作成することから始めた。佐野、大給両氏の人生と、博愛社・日本赤十字社の出来事、そして国内外の歴史上の出来事を対比させるように書き込んでいった。

はじめに、「日本赤十字社創立百三十周年記念誌」（日本赤十字社）や佐野、大給の伝記図書から拾っていった。次に、その年表に国内外の主要な出来事を加えていった。本心を言えば、私自身、この手法で本当に何かつかめるのだろうか疑心暗鬼だったのだが、そのうち、この作業がとても面白くなってきた。点と点がつながっていき、時代の息づかいを感じ始めたからである。教科書に載っている日本史、世界史の王道とも言うべき表通りと並行して裏通りが走っている。そこには様々な人物がうごめき、日々のなりわいがある。時にはそれらの人物は表通りに顔を出し、歴史に影響を与えることもある。この作業には面白さとともに予想以上の「気づき」があった。もちろん学術的な意味での発見ではなく、「私にとってのささやかな気づき」程度のものである。しかし、あらためて赤十字のことを学び始め

た私にとって、イントロダクションとしては十分であった。

4　成果事例（気づき）

では、具体的に成果事例（気づき）をいくつか紹介したい。**表1**は前述した年表の中から、主立ったものを抜粋したものである。

まずは、ベースとして佐野常民、大給恒、アンリー・デュナン、フローレンス・ナイチンゲールの四名の生まれた年と亡くなった年を書いてみる。この四名に、同時代を生きた著名人として幕末・維新で活躍した勝海舟、坂本龍馬を加えた。

佐野常民　：一八二二年生誕、一九〇二年逝去
大給　恒　：一八三九年生誕、一九一〇年逝去
アンリー・デュナン：一八二八年生誕、一九一〇年逝去
F・ナイチンゲール：一八二〇年生誕、一九一〇年逝去
勝海舟　：一八二三年生誕、一八九九年逝去
坂本龍馬　：一八三五年生誕、一八六七年逝去

【事例①】佐野とデュナン（十年単位の運命の節目）

○佐野は、デュナンより六歳年上だが、一八六四年デュナンらがジュネーブ条約を成立させ、国際赤十字を創立させたころは、佐賀藩の命を受け国産蒸気船などの製造に取り組んでおり、まだ赤十字に出会っていない。その後、不思議と十年の間隔でふたりの運命の節目が訪れる。

○一八六七年、佐野は藩命でパリ万国博覧会に参加した。そのとき、赤十字国際委員会の展示を視察しその理念に感銘を受けた。「第二版世界と日本の赤十字」（桝居孝・森正尚共著）によると、デュナンも万博に出席していて、後年「昔、パリで日本人に会ったことがある」とスイス赤十字社のある支部宛の手紙に書いているという。佐野自身には記憶がなかったとされているが、パリで世界と日本の赤十字の創立者がもし出逢っていたとしたらまさに運命的な瞬間である。しかし、その直後、デュナンはアルジェリアでの事業に失敗し、失意のまま永遠にジュネーブを去ることになる。

○一八七七年、佐野、大給氏が博愛社を創立したとき、デュナンはシュットガルトの牧師宅に下宿しており表舞台から完全に姿を消していた。その十年後の

表１　赤十字と世界・日本の出来事の対比表

世界の出来事	アンリー・デュナン	西暦	佐野常民・大給恒	日本の出来事
		1822	佐野常民　佐賀で出生	
	スイス・ジュネーブで出生	1828		
		1839	大給恒　江戸で出生	
クリミア戦争勃発	銀行の出張でアルジェリアへ	1853	佐野　精煉方主任となる 大給　農兵隊歩人隊編成	黒船来航
ナイチンゲール、英国従軍看護	銀行退職、アルジェリアで製粉工場開業	1854	大給　父乗利逝去	日米和親条約締結 開国
		1855	佐野　長崎海軍伝習所へ	長崎海軍伝習所設立
イタリア統一戦争	ソルフェリーノの戦いに遭遇	1859	大給　嫡子乗健誕生	安政の大獄
ナイチンゲール、看護学校設立		1860	大給　日光祭礼奉行	桜田門外の変
	「ソルフェリーノの記念」出版	1862		生麦事件
米国リンカーン 黒人奴隷解放宣言	「五人委員会」結成	1863	大給　家茂警備二条城に 信州移転許可五稜郭着工	将軍家茂上洛 八月十八日の政変
	ジュネーブ条約・国際人道法 国際赤十字設立	1864	大給　若年寄辞職	池田屋事件 禁門の変
	スイス赤十字発足	1866	大給　老中格京都常駐 陸軍総裁就任	薩長同盟 寺田屋事件
ノーベルがダイナマイト特許　パリ万博開催	アルジェリア事業に失敗。 破産、ジュネーブを去る	1867	佐野　パリ万博視察 大給　五稜郭竣工	大政奉還 坂本龍馬暗殺
		1868	大給　陸軍総裁退役 信州帰国　大給と改姓	戊辰戦争　江戸城無血開城　明治維新
エジソンが蓄音機発明		1877	「博愛社」創立　5月1日 佐野、大給博愛社副総長	西南の役勃発
	湯治場ハイデンに世捨人のように現る	1887	「日本赤十字社」に改称 佐野初代社長、大給副社長	東京に電灯灯る 横浜に水道給水開始
		1894	日清戦争　初の戦時救護	日清戦争勃発
レントゲン、X線発見	ハイデンのデュナンを発見	1895	大給恒　賞勲局総裁	下関講和条約
	第1回ノーベル平和賞受賞	1901	天災救護規則制定	
		1902	佐野常民死去	日英同盟
国際サッカー連盟創立		1904	日露戦争臨時救護部設置	日露戦争勃発
フローレンス・ナイチンゲール死去8月	アンリー・デュナン死去10月	1910	大給恒死去1月 日本赤十字社病院規則制定	1909年　太宰治生誕 1910年　韓国併合

一八八七年、博愛社が日本赤十字社に改称した年、デュナンは突然、スイスの静かな湯治場ハイデンに世捨人のように現れる。

○そして、国際赤十字を創設したデュナンの功績が再認識され、第一回ノーベル平和賞を受賞した一九〇一年の翌年、佐野は永眠した。復権し輝きを取りもどしたデュナンと、数々の成果を残しこの世を去った佐野、何か見えない運命の糸で結ばれていたように思う。

【事例②】大給らの没年（時代の区切り）

○死没した年に注目すると、ナイチンゲール、デュナン、大給は奇しくも同じ一九一〇年に亡くなっている。佐野は、その八年前に死去しており、この三名が亡くなった一九一〇年は、世界と日本の赤十字にとってひとつの区切りとなる年となった。

（ナイチンゲールは赤十字の創立者ではないが、デュナンが影響を受けたためここに含めた）

【事例③】佐野と勝海舟（日本海軍創設への貢献）

○同時代を生きた日本の著名人として、勝海舟と坂本龍馬をあげ、佐野、大給との接点を探ってみた。佐野と勝はひとつ違いで、どちらも幕末の海軍増強に大きく貢献している。一八五五年、幕府が長崎に海軍伝習所を開設したとき、勝は伝習生の監督として、佐野は佐賀藩から派遣された伝習生監督として参加した。ふたりはここで出会い、意見を交わしながら海軍士官を養成した。勝は後に「海軍歴史」のなかで佐野の伝習生への指導力を高く評価している。佐野の日本の海防に対する功績は絶大であり、日本赤十字社百年史には「日本海軍は勝海舟によって創設されたように言われているが、実際は佐野常民である」と記載されている。

○勝が佐野のことをどう見ていたのか知りたくて、勝の談話集をまとめた「氷川清話」を再読してみた。しかし、残念ながら佐野も大給も人物評価にはあがっていなかった。勝海舟を尊敬している私としては本当に悔しいことであった。

【事例④】佐野と坂本龍馬（立像写真）

○佐野と坂本龍馬の接点について私の思うところを書く。立像写真撮影の場所である。龍馬は長崎の上野彦馬写真館で立像写真を撮っている。右腕を懐に入れたあの有名な写真だ。そして、佐野も同じ構図で撮った写真を残している（日本赤十字社蔵）。ふたりの右側には立派な演台が置かれている。その台がデザインといい、色の濃淡といいそっくりなのである。佐野は長崎海軍伝習所にいたのだから有名な上野彦馬写真館に出向くこともできたはずだ。長崎伝習所の運営期間は一八五五年から一八五九年、当時、佐野の年齢は三十代半ばとなるから、写真の雰囲気とも合う。龍馬の写真は一八六六年かその翌年に撮ったものと言われている。そうであれば、佐野が立った場所に龍馬が立ったということになる。ふたりの接点の場所だと考えると大きなロマンを感じる。

【事例⑤】大給と勝海舟（陸軍総裁のバトン）

○勝で有名なのが、一八六八年の江戸城無血開城だ。幕臣として新政府軍代表西郷隆盛との交渉により江戸の町を戦火から救った。「大給恒と赤十字」（北野進著）には、「十月十四日、朝廷に大政奉還を申し出るために、陸軍総裁松平乗謨（筆者注：後の大給恒）は、（中略）京都に出向いて大政奉還の交渉に尽力したのである。その後十一月十七日京都から江戸に戻ったが、この重大時局に病に倒れて止むなく陸軍総裁の要職を辞任した（この後任として勝海舟が陸軍総裁となり江戸城明け渡しの西郷隆盛との三月一三、一四日の会談へと発展するのである）。」と記述されている。大給は勝・西郷会談（三月）の直前まで老中、陸軍総裁であったのだ。病のため職を解かれて佐久の龍岡に家族とともに帰っている。もし、大給が陸軍総裁のままであったら西郷との会談にどう関わっていたのだろうか。

【事例⑥】大給と坂本龍馬（京都　時代の激流の中で）

○坂本龍馬は、大給より四年早く生まれている。直接接触があったことを証する資料は確認できなかったが、一八六六年三月七日（慶応二年一月二一日）、龍馬が斡旋した京での薩長同盟、同年三月九日（同年一月二三日）、潜伏先伏見で襲撃された寺田屋事件が起きた年、大給は老中格として京都に常駐していたと推定する。また、翌一八六七年一一月九日（慶応三年一〇月一四日）の大政奉還を老中・陸軍総裁として見届けた後、一二月中旬に江戸に戻っている。同年一二月一〇日（慶応三年一一月一五日）京都近江屋での龍馬暗殺の報はいつどこで接したのであろうか、そのとき発した言葉はなんだったのだろうか、興味は尽きない。

【事例⑦】黒船来航（一八五三）～日米和親条約締結（一八五四）

○ペリー提督が、米大統領フィルモアの国書を持参し、四隻の蒸気船を率いて浦賀沖に来航した一八五三年から、日米和親条約を締結した一八五四年は、ナイチンゲール、デュナン、佐野、大給それぞれにおいて、分岐点となるような重要な動きがあった。

○ナイチンゲールは、フランス、イギリス、オスマン、サルデーニャの同盟軍がロシア、ブルガリアと戦い勝利したクリミア戦争において、一八五四年、自ら志願して三十八名の看護師を率いて従軍した。ナイチンゲールは、英国の従軍看護師として戦争負傷者の救護や、病院の衛生状態を改善させることにより自軍の死亡率を激減させた。デュナンとナイチンゲールは、同じ時代に生きながら生涯一度も会うことはなかったが、デュナンは彼女の活動に敬意を表し、五人委員会が制定した赤十字記章を送っている。

○デュナンは、ペリー艦隊が来航した当時は、勤めていた銀行の出張でアルジェリアに出向いていた。翌年銀行を退職しアルジェリアで製粉事業を開業する。ソルフェリーノの戦い（一八五九年）の場に立つまでまだ五、六年あり実業家の時代である。

○佐野は、ペリー来航のころ地元の佐賀にいた。藩が設立した精錬方（今でいう理化学研究所）の主任となって、科学的な研究に取り組んでいた。時を同じくして、長崎港にもロシアの軍艦四隻が入って来た。当時の最先端の動力は、陸も海も蒸気機関であった。佐賀藩は、佐野に蒸気機関の技術を会得するよう指示し、佐野のチームは、ロシア軍艦パラルダ号に乗り込み蒸気機関の仕組みのヒントをつかんだ。

○ちなみに、長崎に来航した軍艦を持つロシアは、トルコ（オスマン）と戦争中であり、来日中にヨーロッパのフランス、イギリスなどの諸国がトルコ側についたため急きょロシアに帰って行った。この戦いが、ナイチンゲールの活躍したクリミア戦争につながっていく。佐野とナイチンゲールの接点と言えば言えなくはない。

○大給は、ペリー艦隊が来航した年にはまだ十四歳の少年であったが、前年父松平乗利からすでに家督を継いで、参勤交代制度により江戸にいた。身分は兵部少輔、名も乗謨（のりかた）と称していた。黒船来航の衝撃的な出来事に、信州の領地（後の龍岡藩領地）から五十人ほどの農兵隊歩人隊・非常先手足軽組を編成させ江戸に呼び寄せている（「大給亀崖公傳」榎元半重著）。すでに家督を継いでいたとはいえ、現代で言えばまだ中学生の一四、五歳である。その胆力、行動力には驚くばかりである。

【事例⑧】安政の大獄、ソルフェリーノの戦いの年（一八五九）

○大老井伊直弼が「安政の大獄」を断行した一八五九年は、デュナンが国際赤十字を創設するきっかけとなった「ソルフェリーノの戦い」があった年だ。イタリアの統一を目指すサルデーニャ王国が皇帝ナポレオン三世率いるフランス帝国軍の支援を受け、オーストリア帝国軍と激しい戦いを繰り広げた。同盟軍一五万人対オーストリア軍一七万人がソルフェリーノの丘で衝突した。六月二四日、たった一日にして両軍合わせて実に四万人を超える死傷者を出した凄絶な戦いだ。

○ちなみに本学も豊田市の小高い丘に建っており、学内に二〇本以上の糸杉が植えられている。初代学長の故村地俊二先生の意向で植えられたと聞く。また、南側正面から見ると、建物の一部がひときわ高くそびえている。私はひそかに戦いの象徴であった「ソルフェリーノの塔」と呼んでいるが、そう意図してデザインされたか真意のほどはわからない。

○「ソルフェリーノの戦い」、「安政の大獄」の年、佐野は三八歳、閉鎖された長崎海軍伝習所を後にして佐賀に戻り、三重津海軍所の監督になっている。その翌年、「安政の大獄」を主導した大老井伊直弼は、水戸浪士を中心とした尊王攘夷派に暗殺される。「桜田門外の変」である。佐野は佐賀藩主鍋島直正から呼ばれ江戸に急行する途中、箱根でこの報を聞いたという。

○この年、大給は弱冠二〇歳、嫡男乗健（のりたけ）が誕生して松平家は喜びに包まれていたことだろう。

○ＮＨＫ『その時歴史が動いた』風に言えば、「その時（一八七七年、佐野と大給が元老院の一室で戦時救護団体創立の打合せをする日）まであと一八年、両氏とも激動する時代の風に帆を広げ、荒海に乗り出したところであった。

【事例⑨】ジュネーブ五人委員会（一八六三）、ジュネーブ条約成立（一八六四）と尊皇攘夷運動激化

○デュナンらの五人委員会が設置された一八六三年からジュネーブ条約が成立した翌一八六四年、日本国内は尊王攘夷運動の過激化で騒然としていた。その表舞台に立ったのは、長州藩と薩摩藩であった。長州藩

が、関門海峡を通る外国船を砲撃、英仏米蘭の四カ国艦隊が報復（下関砲撃事件）。また、薩摩・会津両藩が長州藩勢力を京都から追放した八月一八日の政変（七卿落ち）、長州藩が復権をかけ京都御所に押し掛けたが、朝敵の汚名を着せられ返り討ちに合った禁門の変（蛤御門の変）。その他にも薩英戦争、池田屋事件（新選組が尊攘派を襲撃）など枚挙にいとまはない。

○佐野はこの頃、藩命により蒸気船の建造に携わっていた。一八六三年、蒸気船凌風丸建造に着工、一八六五年に日本最初期の国産蒸気船として竣工した。

○大給の周辺も目まぐるしかった。一八六三年、大番頭に任じられた。信州領への移転の許可が下りた。奥方、若殿始め家中が岡崎奥殿から信州に移住した。新陣屋五稜郭建設に着工した。若年寄に就任した。京では尊攘派による「天誅」が横行していた。それを取り締まる新選組も台頭していた。大給は第一四代将軍徳川家茂上洛の折り、将軍警備のため二条城へ出向いた。このときまだ二四歳であった。上述した様々なタスクをこなしたことで、いかに大給が処理能力に長けたジェネラリストであったかがわかる。

【事例⑩】大政奉還、坂本龍馬暗殺の年（一八六七）

○日本中が大政奉還に揺れた年、佐野は、佐賀藩の代表団の一員としてパリ万国博覧会を視察した。大政奉還がなされたころは、パリ万博に出品して売れ残った藩の名品の処分に奔走していたという。

○大給は血なまぐさい時代の中心にいた。前年二七歳という若さで幕府の老中格となった大給は、大政奉還の年、第一五代将軍慶喜公の江戸への帰府を促すため、老中三名で上洛している。また、その年三河の奥殿から国替えをした信州佐久の新陣屋五稜郭が竣工している。日本を揺るがす大事件に奔走しながらも、藩主として藩のあり方を真剣に考え着実に形にしている。

○大政奉還の年、デュナンはアルジェリアの事業に失敗し破産宣告を受け、失意のまま永遠にジュネーブを去っている。

○この年スウェーデン人のアルフレッド・ノーベルがダイナマイトの特許を取得した。彼は築いた巨万の富でノーベル賞を創設、一九〇一年、第一回ノーベル平和賞を復権なったアンリー・デュナンに授けた。デュナンが失意のままスイスから消えた年の特許が、三四年後、デュナンの復権に大きな力を貸したのだ。人の縁は不思議な力で結ばれている。だから人生は面白い。

【事例⑪】西南の役、博愛社設立（一八七七）、日本赤十字社に改称（一八八七）

○博愛社が生まれた経緯や佐野、大給の働きは赤十字の史料や両氏の伝記で詳しく伝えられている。また、博愛社設立から一〇年後、ジュネーブ条約加入をきっかけに日本赤十字社に改称した経緯も同様である。だから、佐野、大給両氏の働きに関してあらためてここでは記述しない。赤十字の歴史の大通りを堂々と歩いているからである。

○本稿の目的（その時代の背景や息づかいを伝えること）を全うしたい。博愛社が創立された年、トーマス・エジソンが蓄音機を発明、ボリショイ劇場で「白鳥の湖」初演、第一回ウィンブルドンテニス開催、東京大学（旧制）設立など、国内外とも近代国家への息吹が感じられる出来事が多かった。

○日本赤十字社に改称した年、表舞台から姿を消したデュナンが突然、スイスの静かな湯治場ハイデンに世捨人のように現れた。東京では電燈が初めて灯った、米国が真珠湾をハワイ王国から獲得、横浜市が日本最初の近代水道給水を開始した。

【事例⑫】日清、日露戦争勃発（一八九四）、（一九〇四）

○日清戦争が始まった年、日本でも『ソルフェリーノの記念』（寺家村博訳）が出版された。日本語で赤十字の源泉を学べるようになったのである。日本赤十字社は日清戦争で初めての戦時救護を行った。

○翌一八九五年、スイス人ジャーナリストがハイデンにいたデュナンを発見。復権に向けて運動を開始した。大給が賞勲局総裁に就任、翌一八九六年、ＮＨＫ大河ドラマ『八重の桜』で有名になった新島八重に対して、日清戦争の広島陸軍予備軍病院での救護功績により、勲七等宝冠章を授与した。ＤＶＤを観なおしたところ、確かに叙勲の決定について賞勲局総裁子爵大給恒の名で伝達されていた。

○佐野は、日露戦争勃発（一九〇四）の二年前にこの世を去っている。露国が世界に誇るバルチック艦隊を撃破した日本海海戦（一九〇五）は日本海軍の最大の勝利であった。佐野が生きていたら連合艦隊司令長官東郷平八郎、作戦参謀秋山真之に何と声をかけただろうか。

5　おわりに

国際赤十字の創設者として復権かなったアンリー・デュナンは、一九〇一年、第一回ノーベル平和賞を受賞した。日本赤十字社社長、国際赤十字・赤新月社連盟会長を長年務めた近衛忠煇名誉社長は副社長時代に、「赤十字巡礼」（岸井敏著）に次のとおり寄稿している。

「アンリー・デュナンは、まぎれもなく赤十字の生みの親であるが、育ての親となることはなかった。（中略）明暗流転の人生のうち、『明』よりも『暗』の期間のほうがはるかに長かったデュナンには、個人的なエピソードが極めて少なく、交友の記録もとぼしいため、その人間像はあいかわらずつかみにくい」

波乱の人生を送ったデュナンに比べると、堅実に成果を上げながら、堂々と人生の表通りを歩ききった感のある佐野、大給両氏である。しかし、武士の魂を腰に、激動の幕末から明治にかけて命がけで駆け抜けたふたりは、日々覚悟を持って事に当っていたに違いない。今、私たちの腰に刀はない。しかし、男も女も何か「確かなもの」を秘めていなければとても生きにくい世の中である。「確かなもの」、それは人それぞれ違うだろうが、例えば、赤十字関係者であれば「人道　苦しんでいる人を救いたい気持ち」なのだと思う。

私のこの報告は、踏み込みも浅く個人的なものだと承知しているが、これを読んだ方がひとりでも両氏が生きた時代の息づかいを感じ、赤十字の歴史に関心を抱いていただけたら望外の喜びである。

主要参考文献

・北野進　「大給恒と赤十字」日本赤十字社長野県支部協力　銀河書房　一九九一
・國雄行　「佐賀偉人伝〇九　佐野常民」佐賀県立佐賀城本丸歴史館　二〇一三
・井上忠男監修　「日本赤十字社の父　佐野常民伝」日本赤十字国際人道研究センター　二〇一七
・片岡繁男　「人間の命につかえて　日本赤十字の父　佐野常民」佐賀新聞社　二〇一九
・J・アンリー・デュナン著（寺家村和子監訳　寺家村博訳）「ソルフェリーノの記念」
アンリー・デュナン教育研究所編　メヂカルフレンド社　一九八三
・岸井敏著　太田成美監修「赤十字巡礼」株式会社日赤会館　二〇〇一
・桝居孝、森正尚共著　「第二版　世界と日本の赤十字」東信堂　二〇一八

・日本赤十字社発行「日本赤十字社百年史　人道―その歩み」共同通信社　一九七九
・日本赤十字社企画広報室編集　「日本赤十字社創立百三十周年記念誌」二〇〇七
・「名古屋第二赤十字病院百年史」　名古屋第二赤十字病院　二〇一四
・黒田日出男監修　「図説　日本史通覧」帝国書院　二〇一五
・勝部真長編　「氷川清話」角川書店　一九七二
・歴史群像シリーズ　「坂本龍馬」学習研究社　一九九一

調査報告：戦時救護の記録

加藤きんの救護活動

報告者：新沼剛
日本赤十字秋田看護大学講師、IHS研究員

令和元年度から二年度の二年間にわたり、日本赤十字国際人道研究センターの『日本赤十字社の歴史的事業に係る一次史料の整理』に関する事業の一環として、第一次世界大戦から第二次世界大戦にかけての加藤きんの救護活動について調査を行った。本報告は、日本赤十字看護大学史料室の史料および宮城県の登米市歴史博物館に収蔵されている加藤の遺品を通し、救護看護婦としての加藤の生涯を紹介することを目的としている。

加藤きん　プロフィール

一八九〇（明治二三）年八月一二日	宮城県登米郡佐沼町（現登米市）で生まれる
一九一一（明治四四）年四月	日本赤十字社宮城支部救護員養成所入学
一九一二（明治四五）年四月	実務練習委託生として日本赤十字社病院救護看護婦養成所入学
一九一四（大正三）年三月	同養成所卒業
一九一四（大正三）年四月	日本赤十字社病院に看護婦として入職
一九一四（大正三）年一一月一一日	フランス派遣救護班として本社に応召
一九一四（大正三）年一二月一六日	パリに向け出発
一九一五（大正四）年二月一五日	パリで救護活動開始
一九一六（大正五）年六月三〇日	パリにおける救護活動終了
一九一六（大正五）年九月一六日	東京に到着。翌一七日、解散
一九一九（大正八）年一月	復帰し、日本赤十字社病院で病室勤務に従事
一九二〇（大正九）年二月二八日	日本赤十字社病院に収容されたチェコスロバキア軍傷病兵の救護に従事
一九二三（大正一二）年四月七日	同院看護婦長に昇任
	宮内省からの委嘱により、朝香宮鳩彦王殿下および北白川宮房子内親王殿下の看護のため、フランスへの出張を命ぜられる
一九二四（大正一三）年二月一一日	フランスから帰国復帰し、日本赤十字社病院で関東大震災の被災者の救護に従事
一九三七（昭和一二）年九月一二日	第四六救護班召集（看護婦長）。病院船（筑波丸・竜興丸）で傷病兵の救護に従事
一九三九（昭和一四）年七月二日	召集解除。日本赤十字社病院に復帰し、日中戦争、太平洋戦争の傷病兵の救護に従事
一九四五（昭和二〇）年五月三一日	日本赤十字社中央病院看護婦副監督に昇任
一九四六（昭和二一）年四月三〇日	同院看護婦監督に昇任
一九四八（昭和二三）年五月一日	同院退職
一九四八（昭和二三）年七月三一日	宮城県佐沼高等学校に養護教諭として従事
一九五三（昭和二八）年五月	フローレンス・ナイチンゲール記章受賞
一九八〇（昭和五五）年一月一二日	逝去（享年八九歳）

写真１　加藤きん
日本赤十字看護大学史料室所蔵

救護看護婦になるまで

一八九〇（明治二三）年八月一二日、加藤きんは宮城県登米郡佐沼町（現登米市）で誕生した。実家は一八八六（明治一九）年創業の陶器店で、一三〇年を経た現在も地元で営業

を続ける老舗である。

加藤は佐沼尋常高等小学校卒業後、日本赤十字社宮城支部救護員養成所および日本赤十字社病院救護看護婦養成所における三年間の課程を修了し、一九一四（大正三）年四月日本赤十字社病院に入職した。

フランス派遣救護班

加藤が日本赤十字社病院に入職して僅か四カ月程で、第一次世界大戦が勃発した。同大戦において、日本は英仏露を中心とする連合国に属し、ドイツ、オーストリア＝ハンガリー帝国、オスマン帝国などの同盟国と対峙する関係にあった。一九一四（大正三）年九月、日本赤十字社（以下、「日赤」）は日本政府の要請に応じ、戦闘の激化により多くの傷病兵が発生している英仏露の三カ国に救護班を派遣することを決定した。それまで、男性の救護看護人が外地に派遣されることはあったが、救護看護婦が外地に派遣されるのは第一次世界大戦が初めてであった[1]。

救護員は、語学力、技術、心身の健康などの面で秀でた者から慎重に選抜された。同班は、看護婦二二名を含む総勢三一名で構成され、救護医長にはのちに我が国に輸血治療を導入する塩田広重が任命された。また、救護看護婦長にはのちにフローレンス・ナイチンゲール記章を受章する湯淺うめと本間シゲが任命された[2]。加藤は同班の一員として、同年一一月一一日に召集され、一二月一六日にパリに向け出発した。

一カ月半におよぶ航海の末、マルセイユ経由で、同班は一九一五（大正四）年二月五日にパリに到着し、同月七日、凱旋門に程近いホテル・アストリアに「日本赤十字社病院」を設置した。同院稼働中、独仏両軍がアラス、ダンケルク、シャンパーニュ、ヴェルダン等の西部戦線において激しい戦闘を繰り広げていた影響で、多くの傷病兵が収容され、救護員たちは多忙を極めた[3]。

当初、加藤をはじめとする日赤救護員は、言語の違いによる意思疎通の難しさやフランス傷病兵の日赤救護員に対する不信などに直面したが、その高い救護技術と献身的活動が次第に認められ、同院の評判は高まっていった。特に救護看護婦による包帯法は傷病兵が動いても緩まないと評判となった[4]。このような背景から、当初、五カ月間の滞在予定であったが、フランス政府の要請により、最終的に一九一六（大正五）年七月までの一年五カ月間滞在することになった。

写真２　凱旋門を望むホテル・アストリア
（左が加藤）
登米市歴史博物館所蔵

写真３　ヴェルサイユ宮殿にて
（左から３人目が加藤。右端の横を向いている人物は本間シゲと思われる）
登米市歴史博物館所蔵

写真４　フランス政府から贈られた名誉記章
登米市歴史博物館所蔵

シベリア出兵にともなうチェコスロバキア軍傷病兵の救護活動

第一次世界大戦時、チェコ人とスロバキア人はオーストリア＝ハンガリー帝国の支配を受けていたため、その一部はオーストリア軍として動員され、東部戦線で帝政ロシアと戦い、捕虜となった。

一九一七（大正六）年、帝政ロシアはロシア革命によって崩壊し、革命後に政権についたボリシェヴィキ（のちの共

産党）はドイツと講和したため、ロシアは戦線から離脱した。帝政ロシア時代に捕虜となっていたチェコ人とスロバキア人の間では、ドイツ・オーストリアを打倒するために、西部戦線に参戦しようという機運が高まっていた。そこで、英仏両国は、チェコ人とスロバキア人の捕虜を主体とするチェコスロバキア軍（以下、「チェコ軍」）をシベリア経由で極東のウラジオストクから海路で西部戦線に参戦させる計画を実行した。しかし、一九一八（大正七）年五月以降、チェコ軍はシベリア各地で赤軍（共産軍）と戦闘状態に陥った。同年八月六日、米国政府からの要請を受け、日本政府はチェコ軍の支援のためにシベリア出兵を宣言した。

シベリア出兵の宣言に先立つ七月一三日、日赤は陸軍からの要請を受け、同月一六日、チェコ軍傷病兵の救護のため、ロシア沿海州に救護班を派遣することを常議会で決定した。[5]東部シベリアには、一九一八（大正七）年七月から一九二二（大正一一）年一〇月までの約四年三カ月間に救護班八個班（救護員三一一名）が派遣され、六三、九九六人の傷病者の救護にあたっている。[6]

一九一八（大正七）年七月二九日、ウラジオストクに到着した日赤救護班（第一次派遣臨時救護班）は、日本海軍救護班が収容したチェコ軍傷病兵五四名を引き継ぎ、同年八月一日にはウラジオストク近郊のエーゲリシエートにある旧ロシア陸軍病院を利用して、日本赤十字社救護班病院を開設し、診療を開始した。

一方、東部シベリアで日赤救護班の治療・看護を受けていたチェコ軍傷病兵の一部に日本での療養を希望する者が現れたため、一九一九（大正八）年一月一三日、日赤は二〇名のチェコ軍傷病兵を東京の日本赤十字社病院に収容した。[7]このとき、加藤は日本赤十字社病院で彼らの救護に当たったとされている。[8]傷病兵らは、同院の医師・看護婦の手厚い治療・看護を受け、同年二月一五日に退院、翌一六日に「日

写真５　勲８等瑞宝章および従軍記章
登米市歴史博物館所蔵

本国民の義侠と日本赤十字社の仁慈とは実に感激に堪へず」と感謝の言葉を残し、帰国した。[9]

尚、東部シベリアで治療・看護を受けていたその他のチェコ軍傷病兵は、一九二〇（大正九）年五月二三日に全員退院した。

朝香宮鳩彦王殿下および北白川宮房子内親王殿下の看護のためのフランス派遣

一九二三（大正一二）年四月一日、パリ留学中の北白川宮成久王殿下、同宮妃房子内親王殿下、および朝香宮鳩彦王殿下が、パリから北西約一五〇キロメートルに位置するペリエ・ラ・カンパーニュ付近で交通事故に遭い、北白川宮殿下は薨去、朝香宮殿下および房子内親王殿下は重症を負ったためパリ郊外のヌイイの病院にご入院なされた。[10]宮内省は日赤に対し、朝香宮殿下および房子内親王殿下の看護のため、人格者で、高い技術を持ち、語学に堪能な看護婦の派遣を要請し、同月七日、日赤は加藤および田淵まさ代（一九三七年フローレンス・ナイチンゲール記章受賞）をフランスに派遣することを決定した。[11]**写真６**は、フランス派遣中に撮影されたものである。

同年九月一日、関東大震災が発生した。加藤らはフランス派遣中だったため、震災直後の救護活動に従事することはなかったが、翌一九二四（大正一三）年二月に帰国・復帰すると、直ちに日本赤十字社病院で被災者の看護に従事した。

写真６　田淵まさ代（右）とともにレース編みをしている加藤（左）
登米市歴史博物館所蔵

日中戦争における救護活動

一九三七（昭和一二）年七月七日、日中戦争の契機となる盧溝橋事件が発生し、同月二八日、陸軍大臣は日赤に病院

船の衛生要員の派遣を要請し、同年八月以降、日赤は救護班の派遣を開始した[12]。この派遣要請から一九四五（昭和二〇）年八月に至るまでの間、日赤は救護班九六〇個班、救護員三三、一五六名（うち看護婦は三一、四五〇名）を内外地および病院船に派遣している[13]。

一九三七（昭和一二）年九月一二日、加藤は第四六救護班（医員六名、薬剤員二名、書記一名、看護婦長五名、看護婦二四名、使丁一名）の看護婦長として召集された。従軍中、加藤は病院船筑波丸および竜興丸に乗船し、およそ四〇回にわたり日本と中国の間を航海し、関東州、華北、華南の傷病兵の後送・看護に従事した[14]。

写真7は香川県の金刀比羅宮を参拝したときに撮影されたもので、写っているのは第四六救護班の看護婦長五名と思われる。写真右下が加藤、左下が一九七五（昭和五〇）年にフローレンス・ナイチンゲール記章を受章した細川ふみこである。**写真8**は写真7の裏面で、「昭和十二年十月廿八日」と撮影日が記されている。『第四六・四八救護班　第二回　業務報告書』によると、筑波丸は一九三七（昭和一二）年一〇月二七日午後四時に広島の宇品港を出港、翌二八日午前六時三〇分に香川県坂出港に入港、同日午前一〇時には坂出港を出港し上海に向かっている[15]。第二回目の乗船時、

写真７　金比羅宮参拝（表）
登米市歴史博物館所蔵

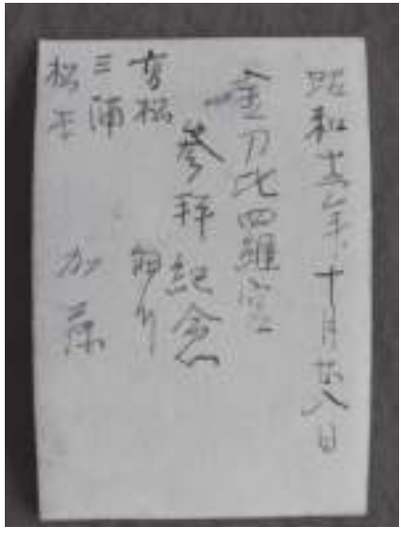

写真８　金比羅宮参拝（裏）
登米市歴史博物館所蔵

写真９　勲７等宝冠章および従軍記章
登米市歴史博物館所蔵

加藤は坂出港に停泊中のわずかな時間を利用して金比羅宮を参拝し、同僚看護婦長とともに航海の安全を祈願したのであろう。

フローレンス・ナイチンゲール記章の授賞

一九三九（昭和一四）年七月二日、召集を解除された加藤は日本赤十字社病院に復帰し、院内で日中戦争および太平洋戦争の傷病兵の看護に従事した。その後、加藤は日本赤十字社中央病院看護婦監督にまで昇進したものの、一九四八（昭和二三）年五月一日、後進に道を開くために依願退職し、地元の宮城県佐沼高等学校で養護教諭として勤務している。

一九五三（昭和二八）年、加藤はそれまでの戦時・災害における献身的な活動と後進の指導が高く評価され、フローレンス・ナイチンゲール記章を受賞した。**写真10**は第一四回ナイチンゲール記章授与式に撮影されたものである。中央が加藤、左が同時に受章した山田タフ、右が藤本まきゑである。この写真は、当時日赤宮城県支部事務局長だった

写真 10　第一四回ナイチンゲール記章授賞式
登米市歴史博物館所蔵

写真 11　ナイチンゲール記章
登米市歴史博物館所蔵

放映された『ナースたちの戦場　看護婦が見た世界大戦の真実』や宮城県教育委員会が作成した『みやぎの先人集第二集「未来への懸け橋」』において取り上げられているものの、いずれも第一次世界大戦における救護活動に焦点を当てたものである。

一方、本報告は第一次世界大戦から日中戦争に至るまでの加藤の救護活動を俯瞰し、救護看護婦としての生涯を追った。フランス派遣救護班において加藤の上司であった湯浅うめは北清事変（広島予備病院勤務）および日露戦争（広島陸軍予備病院および佐世保海軍病院勤務）、本間シゲも日露戦争（病院船および陸軍予備病院勤務）に従軍した経験を有する。また、朝香宮鳩彦王殿下および北白川宮房子妃殿下の看護でともにフランスに派遣された田淵まさ代も、シベリア出兵に際し、東部シベリアに救護看護婦長として派遣されている。[16] このように、数々の歴戦に派遣された先人たちとともに救護員に抜擢されていることから、加藤は高い職業倫理観と技能を有し、周囲から高い期待と信頼を寄せられていたのではないかと考えられる。

【謝辞】

本報告を発表するにあたり、加藤の収蔵品の撮影および木村忠吾氏から送られた手紙とともに同封された状態で登米市歴史博物館に収蔵されていた。木村氏の手紙には、この写真は高松宮喜久子妃殿下がご撮影または島津忠承社長（当時）が同妃殿下のカメラをお借りし撮影されたものであると記されている。

おわりに

これまで、加藤の救護活動については、二〇一四（平成二六）年五月七日にＮＨＫの番組「歴史秘話ヒストリア」で

その掲載に関し、登米市歴史博物館の関係者からご承諾を頂戴しました。また、本報告に対し、日本赤十字看護大学教授川原由佳里氏および吉川龍子氏から貴重なご助言を頂戴しました。本調査にご協力くださった方々に深く感謝申し上げます。

注

1　黒沢文貴、河合利信編（二〇〇九）『日本赤十字社と人道援助』東京大学出版会、一七八頁。
　日赤看護婦が初めて外地に派遣されたのは、当時ドイツが租借していた中国の青島で、一九一四年一一月に四〇名の救護看護婦が派遣されている
2　日本赤十字社（一九一六）『佛國派遣救護班報告　第一編事務報告』、一〇三―一〇四頁。
3　同右、六二―六三頁。
4　同右、七六―七七頁。
5　日本赤十字社（一九二九）『日本赤十字社史続稿　下巻』、四八八頁。
6　同右、五六一―五六二頁。
7　同右、五二〇―五二二頁。
8　シベリア出兵時の加藤の救護活動について、『博愛の道　永年なる歩み　ナイチンゲール記章に輝く人々』（日本赤十字社同方会、二〇〇六年）には、「一九一九年（大正八年）日本赤十字社病院に収容されたチェコスロバキアの傷病者の救護に従事。」と記述されている。一方、『博愛の道　永年なる歩み　ナイチンゲール記章に輝く人々』（日本赤十字社同方会、二〇〇六年）には、「一九二〇年（大正九年）二月二八日日本赤十字社病院より看護婦長を命ぜらる。大正四～九年戦役において、わが国のシベリア出兵に伴い、チェコスロバキアの傷病者を治療した際、その看護業務に従事。」と記載されており、加藤が東部シベリアに派遣されたようにも解釈できる記述になっている。しかし、一九二〇年二月二八日前後に日本を出発した救護班はなく、当時シベリアで活動していた東部シベリア派遣臨時救護班（第二次臨時救護班および第三看護婦組織臨時救護班）の名簿にも加藤の名前がない。これらを踏まえると、日本に後送されたチェコスロバキア傷病兵を日本赤十字社病院で救護した可能性の方が高い。
9　日本赤十字社（一九一九）『博愛』第三八二号、一一頁。
10　東京都庭園美術館（二〇〇三）「特集：パリの朝香宮　開館二〇周年記念「アール・デコ様式　朝香宮がみたパリ」展より」『東京都庭園美術館ニュースレター』、第十五号。
11　田村典子、塚原浩子、高田節子（一九九七）「日赤看護婦留学第一号田淵まさ代の人物と生涯（一）」『広島県立保健福祉短大紀要』第三巻、第一号、二一―三〇頁。
12　日本赤十字社（一九六九）『日本赤十字社社史稿　第六巻』、一四五頁。
13　同右、一七九頁。
14　日本赤十字社宮城県支部（一九八七）『星霜百年』、一八六―一八七頁。
15　日本赤十字社（一九三七）『第四六・四八救護班　第二回業務報告書』。
16　一九二〇（大正九）年に開催された第一回赤十字社連盟総

rest of us to frame policy on nuclear weapons not by the fear of a world-destroying nuclear war, but by the all too real consequences of their use.

In fact, it was only when the testimonies of the hibakusha and the reality of the catastrophic humanitarian consequences of nuclear weapons were reinserted as the starting point for international discussions about these weapons that the proposal for a total ban regained its appeal. The joint efforts of States, international organizations, civil society and researchers over the past ten years to draw attention to the catastrophic humanitarian impact and change the discourse represent a strategic move to cultivate a common understanding of nuclear weapons as horrific and unjustifiable means of warfare.

As stated by the former ICRC President Jacob Kellenberger in his historic speech to the Geneva Diplomatic Corps ahead of the 2010 Review Conference of the Nuclear Non-Proliferation Treaty:

> "The currency of [the nuclear weapons debate] must ultimately be about human beings, about the fundamental rules of international humanitarian law, and about the collective future of humanity".

The adoption, seven years later, of the landmark Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW) was a concrete result of these efforts. The entry into force and future impact of this Treaty will depend on whether its proponents manage to keep the testimonies of the hibakusha and the evidence of humanitarian consequences front and center in the public imagination.

As Mrs. Keiko Ogura, who was eight years old when she witnessed the aftermath of the atomic bombing of Hiroshima, told us during my last visit: "I am a witness. Now, by listening to me, you are a witness too. I urge you to take action to ensure that the tragedy of Hiroshima is never repeated".

(This article was originally published in the ICRC's Humanitarian Law & Policy blog.)

会において各国赤十字社の事業に公衆衛生看護婦（保健婦）の養成が決議されたことにともない、田淵は翌一九二一（大正一〇）年に英国ロンドンで開催された第二回国際公衆衛生看護講習会に派遣されており、のちに我が国の社会看護婦（保健婦）養成事業の発展に重要な役割を果たしている。

to answer this question. In his journal reflections from his experiences in Hiroshima, he appealed for nuclear weapons to be banned outright—a position later adopted by the ICRC and the entire Red Cross and Red Crescent Movement.

A fear-based framing: the theory of nuclear deterrence

In the years and decades following the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, the effects-based framing of nuclear weapons espoused by Junod would be challenged by an alternative understanding – an image informed not by the lived experiences of the hibakusha and other eye witnesses, but by the fear of an unprecedented, world-destroying nuclear war.

The seeds of this alternative framing of nuclear weapons originate in the minds of some of those that first developed them. After having watched the fireball from the Trinity nuclear test in 1946, Robert J. Oppenheimer, the head scientist of the Los Alamos laboratory, turned to Sanskrit scripture to make sense of what he had seen: 'Now I am become Death, the destroyer of worlds'.

Fueled by the fear of an all-out nuclear war caused by the dramatic expansion of nuclear arsenals during the Cold War, a fear-based framing of nuclear weapons took hold of the public imagination. In the minds of nuclear policy makers and civil society activists alike, the use of nuclear weapons was increasingly understood in eschatological terms as an unimaginable 'doomsday', 'apocalypse', or 'Armageddon'.

This discursive turn in the nuclear weapons debate had several consequences. As noted by Nina Tannenwald in her seminal study The Nuclear Taboo, the understanding of nuclear weapons as an exceptional – indeed, incomparable – weapon, gave rise to an increasingly strong 'taboo', an implicit, normative prohibition against the use of nuclear weapons. The gradual emergence of this taboo explains, according to Tannenwald, why nuclear weapons have not been used in an armed conflict since the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki.

However, while delegitimizing the use of nuclear weapons, the framing of nuclear weapons in terms of an unprecedented and unimaginable doomsday actually legitimized their possession.

According to the logic of what would, in the years following the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, become known as the 'theory of nuclear deterrence', no government in its right mind would ever risk a conflict to escalate into a nuclear war, precisely because of the unacceptable devastation that would be visited upon all humankind by such a war.

By hypothesizing that international peace and stability required the constant threat of its

antipode – all-out nuclear war – the theory of nuclear deterrence made it possible to view the threat of use of these weapons as a 'necessary evil' and a symbol of responsibility, rationality and power. The extreme threat of nuclear war would not only guarantee a future non-use of nuclear weapons, but also a perpetual state of equilibrium between the States that possessed these weapons.

An abstract battlefield, above the law?

This fear-based framing of nuclear weapons turned the question initially posed by Marcel Junod on its head. What had started out as an evidence- and effects-based debate about the legitimacy of the use of nuclear weapons in armed conflict shifted into a highly speculative debate about how the threat of total annihilation could be used to prevent war in general, and nuclear war in particular.

By framing nuclear weapons not as an inhumane means of warfare but instead as an abstract construct outside and beyond any real-world battlefield considerations, the fear-based framing lifted nuclear weapons out of the conceptual framework – international humanitarian law – that had been tried and tested to limit the harmful effects of armed conflict. Limits could not, after all, be imposed on an absolute.

This discursive turn pre-empted – for many years – any attempt to turn Junod's appeal for an outright ban on nuclear weapons into a serious policy proposal. By positing that international peace and stability required the constant threat of use of nuclear weapons, nuclear abolitionists were left with the impossible task of proving a logical fallacy: to substantiate that their call for the prohibition and elimination of nuclear weapons would not imperil global security – or even worse, lead to a third world war.

Back to reality: fighting for the collective future of humanity

Many people have become accustomed to thinking about nuclear weapons in terms of an unimaginable doomsday, seemingly forgetting a harsh reality: Nuclear weapons have been used, twice, causing not only entirely imaginable, but extensive, actual and long-term suffering amongst the people of Hiroshima and Nagasaki.

Yet despite their very real consequences, the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki happened a lifetime ago. Even with the recent ruling of the Hiroshima District Court to recognize dozens of additional survivors from the atomic bombing of Hiroshima, the day will soon come when there is no one left to tell the first-hand accounts of suffering and devastation caused by the attacks. This leaves those who have listened to the hibakusha with a special responsibility to ensure that their stories are not lost. And a responsibility for the

arrogance and an urge to leave my mark on the world, I had convinced myself that we could ban nuclear weapons if we just wanted it enough.

I no longer remember what I had expected to discover in Hiroshima. But as I was driven from the airport in an aging Toyota Comfort fitted with the white, embroidered seat covers so characteristic of Japanese taxis, the first thought that struck me was how utterly normal – how unmarked – the city looked.

Crossing Tsurumi Bridge into Naka Ward, the site of the 1945 blast's epicenter, I saw a typical Japanese city teeming with cute, matchbox-looking cars, glossy skyscraper hotels, sake bars and okonomiyaki restaurants packed in neon-lit lanes. With my car window rolled down, I watched people going about their daily business, as if nothing out of the ordinary had ever happened in the neighborhood.

I remember thinking to myself, 'is this really Hiroshima? Can this really be the city I've seen devastated, "flattened and smooth like the palm of a hand", in all those black-and-white photos?'

It was only later that day, as I walked across the Hiroshima Peace Memorial Park, that I started to notice the scars left by the 1945 nuclear explosion. I looked through the massive saddle-shaped Memorial cenotaph, leading the eye through a vacuum of emptiness, meekly promising not to 'repeat the error'. Moving north, I saw the monument built to commemorate the unbearably high number of child victims from the nuclear explosion. It was surrounded by thousands of colorful paper cranes, all folded to fulfill 12-year old Sadako Sasaki's dying wish for a world without nuclear weapons. On the other side of the Motoyasu River, I looked up at the famous skeletal remains of the A-Bomb Dome, in a constant state of near-collapse, a symbol of the transient nature of painful memories.

These were the visible scars of Hiroshima. However, it wasn't until I started to listen that I realized the real impact of the explosion was not to be found in the city's monuments, but in the minds of its people.

In the following days, I heard many testimonies of the victims and survivors of the nuclear explosion—the hibakusha. Their testimonies would shake me to my core, forcing me to confront my own prejudices: In my rush to devise a plan for how nuclear weapons could be banned, I had forgotten to ask the more fundamental question of what nuclear weapons really mean for humanity.

I would come to realize from these discussions that there existed in my own – and, I would later discover, the public – imagination, two distinct and partially conflicting 'mental images' of nuclear weapons, to borrow a term from the American writer Walter Lippmann. One is based on the testimonies of the hibakusha and the rules and principles of international

humanitarian law; the other, on the fear of a world-destroying nuclear war.

The fact that the real meaning of nuclear weapons is not yet settled in the public imagination may explain, for example, the seemingly paradoxical findings from the ICRC's Millennials on War survey. While the survey demonstrated widespread consensus among millennials that nuclear weapons are a threat to humanity – with 84 percent of respondents answering that the use of nuclear weapons in wars or armed conflict is never acceptable — almost half of those surveyed also held that nuclear weapons are an effective instrument of deterrence.

The co-existence of these two 'mental images' explains why the fault lines in this debate are so entrenched between proponents and opponents of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons and between believers and critics of nuclear deterrence. The irreconcilable nature of the debate and lack of common ground between these camps is due to the fact that these groups mean two different things when they refer to 'nuclear weapons'.

An effects-based framing: the call for nuclear prohibition

The first 'mental image' is an effects-based understanding of nuclear weapons – one focused on the documented consequences of nuclear weapons as a means of warfare. This framing is based on the evidence of suffering and devastation caused by the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, evoked by the testimonies of the hibakusha and the accounts of those that attempted, in near-impossible conditions, to alleviate the pain of those dying and injured.

The archives of the ICRC offer an unsettling glimpse into the horrific reality behind this image. A few weeks after the bombing of Hiroshima, ICRC delegate Fritz Bilfinger arrived in Hiroshima to assess the damage. The telegram he sent back to Dr. Marcel Junod, the ICRC Head of Delegation in Tokyo, paints a chilling picture:

> "city wiped out; eighty percent all hospitals destroyed or seriously damaged; inspected two emergency hospitals, conditions beyond description, full stop; effects of bomb mysteriously serious, stop."

From the perspective of Junod, who travelled to Hiroshima a few days after he had received Bilfinger's telegram to assist the victims, nuclear weapons were a weapon amongst other inhumane weapons. Admittedly a horrific and uniquely destructive weapon, but still a weapon, comparable in kind to the poison gas used with cruel effect during the First World War. From this perspective, the question of nuclear weapons became a relatively straight-forward one of whether this particular tool of war, given its consequences and in light of the agreed rules of war, should be allowed for use in armed conflict.

No stranger to the horrors of war, Junod himself seemed to have had no doubt about how

societies.

It is critical too to have a long term view and to persevere. We have achieved a great deal during the time I have been in the Movement. It is important to have a clear vision, patience and being ready to act when the moment is right.

Finally, the climate crisis and the coronavirus (COVID-19) pandemic, amongst other global challenges, have made us all aware of our common vulnerability and of the need to find solutions together. I have benefited greatly from working with colleagues from the ICRC, the International Federation, the Standing Commission and from National Societies from every part of the world. I have also had the privilege of working with legal advisers and officials from government and the armed forces. There are shared humanitarian objectives and a shared spirit of public service. Particularly if one's main concern is about achieving the common end, and not about who gets the credit, a great deal can be achieved.

In my brief remarks at the Henry Dunant Medal award ceremony in December 2019, I said that the Red Cross and Red Crescent, IHL, are about hope, unity and our common humanity. I have been so fortunate to feel a vocation for my Movement work, and to have a wife and daughters who understood and supported this.

The British Red Cross marked its 150th anniversary in 2020. The ICRC and other National Societies are even older. The Red Cross and Red Crescent existed long before any of us and one hopes that, for good reasons, it will continue to thrive after us. One feels a sense of stewardship when one works for such a respected and valuable institution. You have your chance, your privilege and responsibility to work as and with the British Red Cross and the Movement generally. After your period, when your time is done, you hand it on and one hopes you hand it on in a way one feels good about. Without wishing to sound as if one has any ownership – the Red Cross and Red Crescent and its ideals belong to everyone - if you have had the privilege to be part of it you feel a sense of responsibility.

I wish to thank the British Red Cross and Movement colleagues world-wide for the opportunities I have had. As I also noted last year, so long as we remain true to who we are, I am sure that, together, the Movement will continue to make a positive and practical difference to people in need and serve as a beacon, and reassurance, to our world.

Thank you for giving me this opportunity to share my thoughts, recollections and experiences with you.

31 October 2020

An unnecessary evil: the discursive battle over the meaning of nuclear weapons

Magnus Løvold [1]

Policy Adviser in the Arms Unit in the Legal Division, ICRC

'Necessary Evil' was the Boeing B-29-45-MO Superfortress airplane assigned to photograph the effects of the atomic bombing of Hiroshima in 1945.

The testimonies of the victims and survivors of nuclear weapons prompt us to imagine the unimaginable, think the unthinkable and give voice to the unspeakable suffering caused by atomic bombs.

Marking 75 years since the bombings of Hiroshima and Nagasaki, Magnus Løvold, Policy Adviser in the Arms Unit of the ICRC's Legal Division, calls on us to honor and remember the testimonies of survivors exposing nuclear weapons for what they really are: Nothing more – and nothing less – than horrific and unjustifiable tools of war that must be prohibited and eliminated.

＊　＊

I remember the first time I visited Hiroshima. It was a sweltering week toward the end of August 2012. Government officials, civil society activists and survivors had recently marked the 67th anniversary of the nuclear explosion that devastated the city in 1945. I was there to take part in the World Congress of the International Physicians for the Prevention of Nuclear War (IPPNW)—a global federation of medical groups that was awarded the Nobel Peace Prize in 1985 for its effort to raise awareness of 'the catastrophic consequences of atomic warfare'.

I was working for the International Campaign to Abolish Nuclear Weapons (ICAN) at the time, and I thought I knew all I needed to about nuclear weapons. Motivated by youthful

1　Magnus Løvold is Policy Adviser in the Arms Unit in the Legal Division of ICRC. He has previously worked on humanitarian issues for the Norwegian Ministry of Foreign Affairs and on disarmament and non-proliferation of weapons of mass destruction at the International Law and Policy Institute (ILPI). Until 2015, he was the Campaign and Advocacy Director of the International Campaign to Abolish Nuclear Weapons (ICAN) in Geneva. He holds MPhil in Peace and Conflict Studies from the University of Oslo in Norway.

and Protocols, or relating to specific issues, such as anti-personnel landmines or the briefing of civil society representatives in advance of a Preparatory Committee for the Review Conference of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. The British Red Cross also runs a biennial Summer Course on IHL.

From the mid 1980s and during the 1990s, the British Red Cross had its own committee which provided advice on IHL dissemination activities. This internal group included an officer from Army Legal Services, as well as academic specialists in IHL. The British Red Cross's IHL work was significantly strengthened when, in 1999, the UK established a National IHL Committee, whose Chair and Secretary were from the Foreign and Commonwealth Office. This demonstrated the UK's commitment to IHL and involved representatives from all the relevant government departments and all the Service legal branches (Royal Navy, Army and Royal Air Force). The UK National IHL Committee continues to serve as a focal point and provides impetus to IHL promotion, dissemination and implementation. When appropriate, the Committee also considers areas for strengthening and developing IHL.

Ratification of IHL treaties – Carpe diem

During the period of my service at the British Red Cross, the UK has become a party to nearly all the major IHL treaties. This has required patience, of keeping the matter on the government's agenda and of waiting for the right moment in which to take a matter forward. A recent example of this was the UK's ratification of the 1954 Hague Convention on the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict and its two Protocols. We kept these treaties as an agenda item at meetings of the UK National IHL Committee for several years. We had two pledges on the subject at successive International Conferences of the Red Cross and Red Crescent. The destruction of cultural property by the Islamic State (Daesh) in Syria in 2016 provided the final impetus needed to make the ratification of the Hague Convention and its Protocols a priority and because of advance preparations, the government had everything ready to enable this to happen.

Where treaty ratification or accession has involved the need for ratification/accession (or implementing) legislation, I have often had the privilege of being involved in the drafting and/or supporting the legislation in other ways.

I have always felt heartened that there has been cross-party support for IHL. To date IHL has been regarded as a relatively neutral body of law, in contrast to certain human rights measures, which have been used as a political football (as it were), with Parliamentarians advocating partisan views.

In addition to its neutrality, it is also important to preserve IHL as a credible set of prescriptions for the battlefield – that it does not become too idealistic or too complicated. An ordinary soldier must always be able to apply it. The law needs to be realistic if it is going to be respected. This has been a challenge over the years when some NGOs appear to wish to ban every weapon available, moving from anti-personnel mines, to cluster munitions and then going on to other weapon systems. Such campaigning efforts have had a benefit but one needs to be careful. There is a balance between promoting humanitarian considerations and disarmament and promoting realistic controls and avoiding division.

One of the things that always attracted me to the Red Cross and to IHL, is that they are about action and what is achievable. In my work, I have always tried to be realistic and wished to consider the best ways of achieving humanitarian ends. What is credible and achievable in the UK may not be the same elsewhere.

The Movement as a unifying source

Another highlight of my Red Cross and Red Crescent service was the opportunity to be involved in the work to bring the Israeli and the Palestinian National Societies into membership of the Movement and of the International Federation. I have always had an interest in the Middle East and it was a great privilege to be able to contribute to this important achievement, even in a small way.

I started by referring to my experience growing up in America in the 1960s. It was a time of turbulence and division. I remain convinced of the importance of the International Red Cross and Red Crescent Movement as a unifying factor among peoples and nations. We are part of the international humanitarian system and, in many countries, we are part of the national fabric as well. With our special features, such as our neutrality and auxiliary status and role, we are truly unique – there is only one of us. We are here for everyone and we welcome everyone. We wish to be able to help anyone who needs our support, regardless of their origins or any other factors.

Final reflections

As I look back, I have three reflections on my Red Cross and Red Crescent service. First, the value of our special identity and role; second, the importance of a long term perspective and of persevering, and finally, the significance of co-operation.

The Red Cross and Red Crescent is unique. Our special features are very precious. Using these, we can make a practical humanitarian difference, helping those affected by armed conflict, by disasters and other emergency situations, and helping the most vulnerable in our

Relevance of IHL

During the period I have worked at the British Red Cross, the relevance of IHL has never been doubted. Part of the reason is that the UK's armed forces have continued to engage in operations overseas. Operational advice, even if not about IHL, was also required during "the Troubles" in Northern Ireland.

Following the Falkland Islands/Islas Malvinas conflict in 1982, IHL was increasingly recognised as an important factor to be taken into account in military operations. This led to improvements in training in IHL (which the British military call the law of armed conflict) in the British armed forces.

This increased interest in IHL was also evidenced by the holding of a Discussion Group under the auspices of the British Institute of International and Comparative Law. From 1985-93, this group, which the British Red Cross supported, considered advances and problems in IHL as developed by the two 1977 Additional Protocols to the 1949 Geneva Conventions and by the 1980 Convention on Conventional Weapons and its Protocols. The deliberations of this Discussion Group contributed to the UK's consideration of these treaties and their eventual ratification.

The interest in the legal aspects of military operations also led to the establishment of the UK Group of the International Society for Military Law and the Law of War in 1988. The British Red Cross has taken an active interest in the UK Group from its inception.

The importance of IHL was recognised during the 1991 Gulf War. Military lawyers were increasingly involved with operational planning and care was taken to ensure the Coalition's compliance with IHL. I had the privilege of providing practical advice and assistance on prisoner of war issues during and after the conflict.

The experience of the conflicts in the Former Yugoslavia during the 1990s and UK military operations since, in Afghanistan and elsewhere, led Army Legal Services to establish an Operational Law Branch in 2003. This provides a focal point for IHL, including advice and training. It consists of a headquarters element, and a pool of trained and deployable officers.

Good co-operation

The Service legal branches were and remain happy to work with the British Red Cross in raising awareness and understanding of IHL among different target audiences. Foreign Office legal advisers have also been very supportive of the British Red Cross' IHL activities. British Red Cross dissemination activities have included short courses for trainee journalists, civil servants and health professionals. Seminars or conferences have been held to coincide with important events, such as the Gulf War 1991, anniversaries of the Geneva Conventions

and Red Crescent and at diplomatic conferences, and in supporting the production of the UK's voluntary report on IHL implementation at the domestic level. Through our expertise, neutrality and auxiliary function, we have been able to have an influence.

Challenges

When I first joined the British Red Cross, colleagues understood and were proud of the Society's humanitarian auxiliary role to the UK public authorities, including the medical services to the armed forces. It was in our National Handbook and in other publications. Increasingly over the years volunteers and staff in the British Red Cross have known less about this special feature of a National Society. From my perspective, this is a real missed opportunity.

Perhaps understandably, the leadership of the British Red Cross has tended to wish to fit in with other charities and organisations rather than plough our own furrow in trying to promote our distinctiveness. Perhaps partly because of the function I perform, I am keen to preserve and promote our special features. I think that the management of the day have not always felt our distinctive features to be convenient. For example, at times, they have wanted to use the emblem as the British Red Cross' own logo without taking account of its wider significance as a special symbol of neutrality and protection. I do have a great deal of sympathy with the fact that all organisations need to adapt to changing circumstances. However I think that there are certain values which are timeless and are actually at the heart of the organisation and to me it is important that these are preserved.

I have had great opportunities to serve through the auxiliary role and I think that other parts of the organisation could have greater opportunities if they were minded to think about that and to use it. I have had people outside the Movement say to me, why is the British Red Cross acting like other organisations, becoming involved in public advocacy, and campaigning, when you have your own special niche, your unique selling point (USP), and really should be capitalising on that rather than trying to become like the host of NGOs out there.

From a positive perspective, I think that the British Red Cross continues to try to be mindful of the Fundamental Principles, even if its interpretation is sometimes subject to question. I am not someone who wishes to hearken back to the old days, but as often in life, there is a need for balance and it is about keeping what is special and of enduring value, and adapting that to changing situations.

Initial challenges and tasks

My first position was as the researcher for the British Red Cross' long-term strategy. This involved research and writing and going to meetings with quite senior volunteers and staff. Around February 1983 I was offered a permanent contract as the Legal and Committee Services Officer. When I started as a researcher, I believe I was being vetted. It was thought that I might not fit in. My first boss said to me that he was not sure that I would be able to do the legal role. This was partly because of my stammer because I would have to talk on the telephone, and also the fact that I was not British and the Foreign Office might not be able to be as open with me. Often much older staff commented on the fact that I was at that point a baby, even though I was nearly 30. I was young and I was Jewish and there weren't many Jews in the Society and those that were were not vocal about it.

I was the first lawyer at the British Red Cross since the Second World War. They weren't sure they actually needed a lawyer on their staff – this was the early 1980s. Happily I was given a chance and I showed that I was able to do the job. From 1983 - 85, my tasks involved contracts, property transactions, and advising on the draft legislation and constitutions for those of our Overseas Branches becoming independent National Societies. I was also involved in governance matters, such as writing minutes and giving advice on rules. Those duties provided me with a very good grounding. In 1985 I was promoted to Head of the Legal and Committee Services Department. I assumed management responsibility for the Trust Officer who was responsible for legacies and for insurance, as well as our then Central Registry and our Library. This was in addition to continuing to carry out myself the other tasks mentioned, such as property transactions, Overseas Branches advice and governance work. That was from 1985 - 92.

But I wanted to do IHL

As important as these corporate legal and governance functions are, it was not them which motivated me to work for the Red Cross. It was always the Geneva Conventions and the international work which was the motivation. Additional motivating factors were and remain our principles, our being both local and global – all the special features, including the National Society auxiliary role. In 1992, I was able to move away from the domestic tasks to focus on IHL, providing advice on IHL, our international rules and policies, and organising training in IHL. In a way, that is what I have been doing ever since, as Head of International Law.

The team has grown and the remit and subject areas have evolved so it is not that I am doing exactly what I was doing some 28 years ago. The role is very varied and I become involved

in all sorts of things. Sometimes I think I am like a General Practitioner because I need to advise on a wide range of matters rather than being able to focus. However, this has kept the job interesting for so many years, and continues to do so.

If I have one area of expertise, it is on emblem matters.

I have been privileged to attend many statutory meetings as well as meetings with other National Society legal advisers, and those from the ICRC and the International Federation. I was part of a small group which set up an informal network of legal advisers from the EU, EU-candidate and European Free Trade Association (EFTA) countries, and I was the Chair of that group for over 10 years. I have also helped to establish similar regional networks in Africa and in the Asia-Pacific region, and I have found these experiences very fulfilling.

I have also had the privilege to work with ICRC colleagues on the up-dated commentaries to the Geneva Conventions, the Customary IHL database and the strengthening respect for IHL process. We have collaborated too on emblem issues and other matters. This also has been very enjoyable and I have valued the ICRC's professionalism, expertise and long term approach.

Interactions with Government and the Armed Forces

One of the things which I have really valued and which attracted me to work at the British Red Cross originally was the special auxiliary role of the British Red Cross. This has given me and has given the Society the opportunity for public service in the sense of helping the public authorities in the humanitarian field and in my own case on IHL and related issues. I have greatly enjoyed working with civil servants and legal advisers from the Government and from the Armed Forces. I believe that I have been able to contribute to their thinking over the years and of course, their views and experiences have affected mine. We have a very open and trusting relationship and I think they feel able to consult me, realising that any confidences will be kept. It has been a precious opportunity to contribute to UK Government policy and thinking on the law over many years. The fact that I have worked at the British Red Cross for a long time has also helped – I have provided continuity. It has also been a pleasure that when officials move on to other roles, I am still in touch with some of them. It is also nice when I just happen to bump into them at the Foreign Office or elsewhere.

I think that the British Red Cross has proved our value to the government through our co-operation in IHL. This has included our work protecting the emblem, collaborating in providing training, working together at International Conferences of the Red Cross

of this previously. This was partly because of my mother's attitude to the organisation.

Family prejudices

My mother and her mother worked as volunteer nurse's aides for the American Red Cross during World War Two, in the Los Angeles area. A photograph of them both, wearing Red Cross uniforms, is among my most cherished possessions. However, my mother was quite anti-Red Cross because of the ICRC's record during the Holocaust. Consequently, I had never considered working for the Red Cross. However, having studied the law of armed conflict (now commonly referred to by civilians as International Humanitarian Law (IHL)), and the special role of the ICRC, I was very favourably impressed by the organisation. I had also read a significant amount about the Second World War and could understand the perspective of the ICRC at that time. It was a different world, with different considerations. The ICRC was certainly not the only organisation which might have done more during that terrible period of history. I also thought that, while not forgetting the lessons of the past, it was a different world and time to move on. In my view, it would be great to be able to work for the ICRC.

Also, from childhood, I was always asking why? This was never to be contrary but rather, simply to understand e.g. why my parents were asking me to undertake a certain action or held a particular opinion. I had a mind of my own which did not always please my parents. At the same time, I felt I was quite an obedient child and adolescent. My challenges were intellectual; I never rebelled in other ways.

Individuals who helped and inspired me

Professor Parry knew someone called Professor Colonel Gerald Draper. He was the foremost British expert of IHL of his generation. He also helped the British Red Cross as an adviser at times. He himself was a character.[2] Clive telephoned Gerald to ask if he could help get me a job with the ICRC. At that period, owing to my US nationality, that was not possible. The ICRC was then primarily an all Swiss organisation.

Clive's reaction was to say "Okay, I happen to know a chap at the British Red Cross, Brian

2 Without going into detail, Gerald Draper was in the British Army during the Second World War. He was a barrister and participated in the Nuremberg Trials. After the war he became quite ill, possibly as a result of the conditions he experienced during the conflict. He was confined to a wheelchair, almost prone. But this did not stop his work, as an academic and legal adviser. He travelled the world with his wife Julia. He was a Professor at Sussex, and before then, lectured at King's College London. He was consulted by the UK Foreign Office and the ICRC. He was an eminent figure in the IHL world.

Hodgson." Mr. Hodgson had been the British Red Cross' Director of International Affairs and then Director General. When he finished being chief executive, he became Counsellor, a very senior adviser. Brian had been a colonial civil servant in East Africa in Tanganyika before joining the British Red Cross. He had gone to Oxford and Cambridge and he was of that generation of upper-middle-class Englishmen who, for me anyway, just radiated decency, integrity, courtesy - everything that I thought was admirable.

It was arranged by Clive that I would come to the British Red Cross offices to meet Brian Hodgson, to talk about my thesis on disaster relief. I came to the Society's then offices at Grosvenor Crescent in London. I met Mr. Hodgson and I was impressed by his passion for the Red Cross Movement, which I found infectious. He talked to me about the British Red Cross and about its overseas branches, the history of the Movement and of the British Red Cross, its work in disaster relief and its principles. He also gave me a copy of the Society's then National Handbook. I took it back to Cambridge and I read it. In the text, it said that for the staff of the British Red Cross, their Red Cross work isn't just a job, it's a vocation. I thought that's it. I have found where I wish to be; I wish to work there.

Started as a volunteer

That is how I started my Red Cross career. Soon after I met Brian Hodgson, I became a volunteer from Cambridge. The British Red Cross was just setting up its very first dissemination programme. This was to provide knowledge and understanding about the Geneva Conventions, and followed the adoption of the two 1977 Additional Protocols to the Geneva Conventions. At the diplomatic conference, governments had decided that all National Societies should become involved in dissemination, that is, in educating about the Conventions. Consequently, the British Red Cross set up a group of its own staff and drafted a publication for the British public about the rules of the Geneva Conventions. I was asked to comment on the draft text.

About one year later, in 1981, the British Red Cross was asked to send someone to the very first joint Polish Red Cross and ICRC summer course on IHL held in Warsaw. I was asked if I would go. I was delighted to do so and it was a great experience. It was at the period of Solidarity in Poland, just before martial law was declared, and this summer course brought young people from Eastern Europe and the West together. About one year later – on 9 August 1982 – I started as a staff member at the national headquarters of the British Red Cross.

My Red Cross and Red Crescent journey: The importance of stewardship

Michael Meyer[1]

Head of International Law at the British Red Cross
The winner of the Henry Dunant Medal 2019

Public service – giving back to the community

I grew up in the Los Angeles area of California. My father was in the entertainment industry. My mother, whose family was also in the film business, not only raised four children (of whom I am the eldest) but also was active in women's politics and the Democratic Party. Both encouraged their children to think of others and to give back to the community. From a young age I realised that I was more fortunate than many other people and felt a strong desire to help those who did not have my advantages.

Even as a little boy I was very interested in US Presidents and people who were involved in public service. I read biographies of Winston Churchill, Marie Curie, Albert Schweitzer, George Washington Carver and other individuals who contributed to society, to our world, in different ways.

I am of the generation who was inspired by John F. Kennedy's call to service, "ask not what your country can do for you but what you can do for your country," and what all of us together can do for the world. Those same sentiments were echoed later by his brother Robert, who said: "Some men see things as they are, and ask why. I dream of things that never were, and ask why not." I was then an older teenager and was very supportive of his Presidential campaign, and of the civil rights movement in the US. I grew up in America during the 1960s, and that experience has had a lasting influence on me.

At school, I was involved in different forms of community service. The university I went to, Yale, has from its origins had public service as a major purpose of its educational offering. During my years as an undergraduate I was engaged in various public service activities. I was always also very interested in politics. At Yale I was very involved in campus politics

1　Michael Meyer is Head of International Law at the British Red Cross. He has been a staff member for over 38 years. He was awarded the Henry Dunant Medal in December 2019, the highest award of the International Red Cross and Red Crescent Movement. The comments in this article are written in his personal capacity and do not reflect the views of the British Red Cross or any other Red Cross or Red Crescent organisation.

and during my senior year held the office of Class Secretary. This was then the leading student position.

Uncertainty about the way forward

Through my involvement in campus politics at Yale I found that I had to do things with which I did not always feel comfortable. It was not dishonest but it felt as if I was not really being true to myself. Also, from my mother's involvement with Democratic Party politics in California, I had observed that even if the cause of the person was, from my viewpoint, admirable, if one got into politics, one had to compromise in different areas of one's life. By the time I finished Yale, after wanting to be the first Jewish President for most of my young life, I did not feel that that was the right aspiration for me anymore.

After finishing Yale, I came to the United Kingdom thinking what am I going to do? Until then, I had thought of public service as becoming a politician. I worked in a market research firm for one year before starting at Cambridge, Trinity Hall, as a graduate student in Law. I found there that I enjoyed studying public international law, and then in my second year I studied the law of armed conflict, including the Geneva Conventions, and first learned about the International Committee of the Red Cross (ICRC) and its role under the Conventions.

I was also interested in the United Nations and the UN agencies. I had the opportunity to go to UNESCO for a two-week summer course with other university students from around the world. This was very interesting. However, I felt then that the UN was too much involved with politics and the kind of compromising which I found difficult and had led me to give up on the idea of a political career.

After finishing my LL.B degree at Cambridge (now an LL.M), I did an MPhil in International Relations, also at Cambridge. For my thesis, I chose the subject of the Law and Organisation of Emergency Disaster Relief. That of course involved the role of the International Red Cross and Red Crescent Movement.

The importance of mentors

I had a very brilliant, quite idiosyncratic, supervisor, a man called Clive Parry, at Downing College. One day in the middle of our supervision (a discussion of my academic work), he suddenly sat straight up in his chair and pointed at me. He called me Mikey (no one else has ever called me that!) and he said "Mikey – you are the Red Cross man". I looked at him startled, and asked "Pardon me?" The comment seemed completely out of the blue. Professor Parry then repeated "You are the Red Cross Man – you should work for the Red Cross." I looked at him, rather surprised, and said uncertainly, "Ok." I had not ever thought

ISSN 2186-9413

人道研究ジャーナル　Vol. 10

2021 年 3 月 15 日初版第一刷発行

◇編集　学校法人日本赤十字学園
　　日本赤十字国際人道研究センター

◇発行　株式会社　東信堂

日本赤十字国際人道研究センター
〒 150-0012　東京都渋谷区広尾 4 -1- 3
（日本赤十字看護大学内）
Website: http://www.jrc.ac.jp/ihs

株式会社　東信堂
〒 113-0023　東京都文京区向丘 1-20-6
TEL 03-3818-5521 FAX 03-3818-5514
e-mail tk203444@fsinet.or.jp
Website http://www.toshindo-pub.com/

ISBN 978-4-7989-1692-7　C3031

編集後記

■本誌も今号で創刊 10 年を迎えました。この間の関係各位のご支援に対し謹んで御礼申し上げます。“激動の年”という言葉が“枕詞”のように毎年のように繰り返される近年ですが、2021 年も世界はコロナ禍との対峙が避けられない激動の日々となりそうです。世界がこれほど騒々しく、度重なる試練に見舞われるのは人類史からみれば「世の常」なのかもしれません。それにしても気候変動、核廃絶、紛争、巨大地震対策、SDGs などなど、どれをとっても待ったなしの難題ばかりの地球ですが、これらの多くは近代文明がもたらした人間の所業、ともいえそうです。地震にしても都市化と過密がなければ大災害にはならないでしょうから。こうしたカタストロフィを経験した人類が、真の行動変容ができるかが問われる、今が最後のチャンスなのかもしれません。今日も世界各地で、そして日本で、日夜、疫病禍と闘う医療従事者とその関係者の方々に心より声援をお送ります。（T）

■核兵器禁止条約が発効しました。同条約は、核による威嚇を禁止し、抑止力としての存在すら否定した点で画期的な条約ですが、過去の戦争で核兵器の惨禍を経験した日本（人）は、署名すらしていません。赤十字国際委員会が 2019 年に 20 代後半から 30 代半ばのミレニアル世代を対象に行った世論調査では、約 8 割の人が「核兵器は人類にとって脅威である」としていますが、半数近くの人が「抑止力として有効」とも考えています。つまり核廃絶には総論賛成、各論反対という人も少なからずいるということです。興味深いことに、この傾向は紛争を体験した人に、より強く表れています。
将来、日本の行く末について重要な意思決定を担うであろうミレニアル世代が、この世界調査と同様に各論反対でないことを祈るばかりです。そのために、彼らより少しだけ年長世代の私たちは、彼らにどんなインプットができるのだろう…と考える今日この頃です。（K）

■新型コロナウイルスの猛威の中で行動の自由も大幅に制限され、あらゆるジャンルの人たちが大なり小なりの影響を受けています。そういった中で、人道的な観点を主軸においた本ジャーナルの編集にあたるという行為そのものが、ある意味見えないウイルスの影響との、また別の闘いをしているようにふと感じる不思議があります。
問題の根深さは、ウイルスそのものが非人道的な存在というよりも、それによって引き起こされる社会的な影響と、それに対する人間の受け止め方を問われているようで、立ち止まって考えざるを得ない側面があります。とは言え、今は少なくともウイルスの影響によって生じる人命の危機と不当な差別的発想に対して、私たちは行動していくことしかないのかもしれません。（H）

【論文投稿のお問合わせ・提出先】

国内外の人道問題研究者・実践者からのご投稿を歓迎致します。掲載の可否は当センター編集部にて判断させていただきます。投稿についての詳細は下記までお問い合わせください。

日本赤十字国際人道研究センター
『人道研究ジャーナル』投稿論文受付係　i.h.s@jrc.ac.jp

【バックナンバー】

バックナンバー（Vol.1 ～ Vol.9）をご希望の方は当センターの Web サイト（http:www.jrc.ac.jp/ihs）をご覧下さい。